

○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）

本則

一	金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）	1
二	金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）	129
三	証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）	140
四	金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）	141
五	無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）	145
六	銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）	182
七	長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）	252
八	信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）	304
九	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）	357
十	貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）	409
十一	中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）	485
十二	保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）	520
十三	信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）	593
十四	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）	646
十五	協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）	679
十六	投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）	698
十七	資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）	702
十八	特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）	706
十九	内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）	710

附則

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 特定投資家（第五十三条―第六十四条の三）</p> <p>第二節～第七節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 信用格付業者</p> <p>第一節 総則（第二百九十五条―第三百五条）</p> <p>第二節 業務（第三百六条―第三百十四条）</p> <p>第三節 経理（第三百十五条―第三百二十条）</p> <p>第四節 監督（第三百二十一条―第三百二十五条）</p> <p>第五章 雑則（第三百二十六条―第三百二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 金融商品取引業者等</p> <p>第一節 総則</p> <p>第一款～第四款（略）</p> <p>第五款 特定投資家（第五十三条―第六十四条）</p> <p>第二節～第七節（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第四章 雑則（第二百九十五条―第二百九十七条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「引受人」</p>

、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」、「特定投資家」、「信用格付」、「信用格付業」又は「信用格付業者」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、証券金融会社、特定投資家、信用格付、信用格付業又は信用格付業者をいう

2 (略)

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四十三 (略)

四十四 指定紛争解決機関 法第百五十六条の三十八第一項に規定

、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「金融商品仲介業」、「金融商品仲介業者」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「取引参加者」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「外国金融商品取引所」、「有価証券等清算取次ぎ」、「金融商品取引清算機関」、「証券金融会社」又は「特定投資家」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、引受人、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、金融商品仲介業、金融商品仲介業者、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、取引参加者、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、外国金融商品取引所、有価証券等清算取次ぎ、金融商品取引清算機関、証券金融会社又は特定投資家をいう。

2 (略)

3 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇四十三 (略)

(新設)

する指定紛争解決機関をいう。

四十五 紛争解決手続 法第五十六條の三十八第十項に規定する紛争解決手続をいう。

四十六 手続実施基本契約 法第五十六條の三十八第十三項に規定する手続実施基本契約をいう。

四十七 金融商品取引関係業者 法第五十六條の三十八第十三項に規定する金融商品取引関係業者をいう。

4 (略)

(訳文の添付)

第二条 法(第三章から第三章の三まで及び法第八十八條(金融商品取引業者等、金融商品仲介業者又は信用格付業者に係るものに限る。))に限る。次条において同じ。)、令(第四章から第四章の三までに限る。次条において同じ。))又はこの府令(第二百三十六條及び第二百三十九條から第二百四十三條までを除く。))の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。))に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二十一条第一号に規定する役員会等をいう。))の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

4 (略)

(訳文の添付)

第二条 法(第三章、第三章の二及び法第八十八條(金融商品取引業者等又は金融商品仲介業者に係るものに限る。))に限る。次条において同じ。)、令(第四章及び第四章の二に限る。次条において同じ。))又はこの府令(第二百三十六條及び第二百三十九條から第二百四十三條までを除く。))の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長(以下「金融庁長官等」という。))に提出する書類で、特別の事情により日本語をもって記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならぬ。ただし、当該書類が定款又は株主総会若しくは役員会等(第二十一条第一号に規定する役員会等をいう。))の議事録であつて、かつ、英語で記載されたものであるときは、その概要の訳文を付すことをもつて足りるものとする。

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定紛争解決機関が存在する場合にあっては法第三十七条の七第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ又は第四号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加^レ入する金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)及び対象事業者(法第十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となる認定投資者保護団体の名称

二〇九 (略)

(業務内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

- 五 苦情の解決のための体制(指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては、法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ又は第四号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を含む。)

六〇九 (略)

(登録申請書の記載事項)

第七条 法第二十九条の二第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 加入する金融商品取引業協会(認可金融商品取引業協会又は認定金融商品取引業協会をいう。以下同じ。)及び対象事業者(法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となる認定投資者保護団体の名称

二〇九 (略)

(業務内容及び方法)

第八条 法第二十九条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

- 五 苦情の解決のための体制

六〇九 (略)

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 指定紛争解決機関が存在する場合にあっては法第三十七条の七第一項第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

三〇九 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 苦情の解決のための体制(指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては、法第三十七条の七第一項第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を含む。)

六〇十二 (略)

第五款 特定投資家

(登録申請書の記載事項)

第四十四条 法第三十三条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称

三〇九 (略)

(業務の内容及び方法)

第四十五条 法第三十三条の三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四 (略)

五 苦情の解決のための体制

六〇十二 (略)

第五款 特定投資家

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第五十四条 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)
第五十五条 法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(削る)

- 一 申出者(法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。次号において同じ。)は、同条第二項の規定による承諾を行った金

第五十四条 法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場

合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)
第五十五条 法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家以外の

融商品取引業者等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。同号及び第五十七条の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

二 金融商品取引業者等が対象契約に基づき申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日（法第三十四条の二第三項第一号に規定する承諾日をいう。）以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の三第十二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二 （略）

2・3 （略）

（電磁的方法の種類及び内容）

顧客として取り扱われることになる旨

三 金融商品取引業者等が対象契約に基づき申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で期限日以前に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

四 申出者は、期限日前であっても、法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第五十六条 法第三十四条の二第四項（法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項、第三十七条の四第二項、第三十七条の五第二項、第四十条の二第六項、第四十条の五第三項及び第四十二条の七第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）とする。

一・二 （略）

2・3 （略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第五十七条 令第十五条の二十二第一項及び第十五条の二十三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第五十七条の三第一項各号に掲げる方法のうち金融商品取引業者等が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第五十七条の二 法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の二十第一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約の属する契約の種類(法第三十四条に規定する契約の種類をいう。以下この款において同じ。)

三 復帰申出者(法第三十四条の二十第一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けること

第五十七条 令第十五条の二十二第一項及び第十五条の二十三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第六十条第一項各号に掲げる方法のうち金融商品取引業者等が使用するもの

二 (略)

(新設)

となるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家として取り扱われる旨

六 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第五十七条の三 法第三十四条の二第十二項(法第三十四条の三第三項(法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたフ

(新設)

ファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2| 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、金融商品取引業者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十八条 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第六十条において同じ)。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十八条 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

とする旨

2 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第五号及び第六十条において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第五十九条 法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第六十条の二において同じ。）に関して申出者（法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 （略）

五 申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするた

2 法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第五十九条 法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～四 （略）

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

めに必要な期間)

第六十条 法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

第六十条 法第三十四条の三第三項(法第三十四条の四第四項及び第四十三条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機と法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融商品取引業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、金融商品取引業者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金融商品取引業者等

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第六十条の二 法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 対象契約の属する契約の種類

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第

の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（新設）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第六十二条 法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第

三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第六十四条第二項第五号及び第六十四条の二において同じ。）における申出者（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第六十三条 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第六十四条の二において同じ。）とする旨

2 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であって承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第六十四条において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三（略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第六十三条 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金融商品取引業者等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融商品取引業者等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一（略）

二 次項に規定する日を期限日（法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金融商品取引業者等が前項の規定により定めた日であって法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して

一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第六十四条 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の第三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第六十四条の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の第三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の第三第二項に規定する申出に係る契約の種類が第五十三条第三号及び第四号に掲げるものである場合にあつては、対象契約(投資顧問契約及び投資一任契約に限る。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日以前に行うものに限る、申出者を特定投資家として取り扱う旨

三 申出者は、法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の第三第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることにな

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第六十四条 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の第三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の第三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の第三第二項に規定する申出に係る契約の種類が第五十三条第三号及び第四号に掲げるものである場合にあつては、対象契約(投資顧問契約及び投資一任契約に限る。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日以前に行うものに限る、申出者を特定投資家として取り扱う旨

三 申出者は、法第三十四条の四第四項において準用する法第三十四条の第三第二項の規定による承諾を行った金融商品取引業者等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることにな

る旨

四 (略)

五 申出者は、承諾日以後いつでも、法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第六十四条の二 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第六十四条の三 法第三十四条の四第六項において準用する法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(以下この

る旨

四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

条において「承諾日」という。）

二 対象契約の属する契約の種類

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 金融商品取引業者等が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の金融商品取引業者等との間で承諾日以後に締結する金融商品取引契約については、当該他の金融商品取引業者等からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

第二節 業務

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものの上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引

第二節 業務

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第八十条 法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金融商品取引所に上場されている有価証券、店頭売買有価証券（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券及び金融庁長官の指定する有価証券を除く。）、金融商品取引所に類似するもので外国に所在するものの上場されている有価証券又は店頭売買有価証券市場に類似する市場で外国に所在するものにおいて取引されている有価証券（金融庁長官の指定する有価証券を除く。）の売買その他の取引（デリバティブ取引に該当するもの並びに信用取引

及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。)に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号、第十四号及び第十五号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「上場有価証券等書面」という。)を交付している場合

二〇五 (略)

二〇四 (略)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十四 (略)

十五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金融商品取引業者等が法第三十七条の七第一項第一号イ、第二号イ、第三号イ、第四号イ又は第五号イに定める業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金融商品取引業者等の法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二号ロ、第三号ロ、

及び発行日取引又はこれらに類似する取引を除く。以下「上場有価証券等売買等」という。)に係る金融商品取引契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該金融商品取引契約について法第三十条の三第一項第一号から第五号まで並びに第八十二条第一号、第三号、第五号、第十一号及び第十四号に掲げる事項を、前条に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「上場有価証券等書面」という。)を交付している場合

二〇五 (略)

二〇四 (略)

(契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十二条 法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十四 (略)

(新設)

第四号ロ又は第五号ロに定める業務に関する苦情処理措置及び
紛争解決措置の内容

(金融商品取引業等業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第百十五条の二 法第三十七条の七第一項第一号ロに規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 金融商品取引業等業務関連苦情(法第百五十六条の三十八第九項に規定する金融商品取引業等業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 金融商品取引業等業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 金融商品取引業等業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 法第七十七条第一項(法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体が行う苦情の解決により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項

(新設)

又は第二十五条に規定するあつせんにより金融商品取引業等業務
関連苦情の処理を図ること。

四 次に掲げる金融商品取引業等業務（法第百五十六条の三十八第
八項に規定する金融商品取引業等業務をいう。次項第四号におい
て同じ。）の区分に応じそれぞれ次に定める者又は令第十九条の
七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続に
より金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

イ 特定第一種金融商品取引業務（法第百五十六条の三十八第二
項に規定する特定第一種金融商品取引業務をいう。次項第四号
において同じ。） 指定第一種紛争解決機関（法第三十七条の
七第一項第一号イに規定する指定第一種紛争解決機関をいう。
次項第四号において同じ。） 以外の指定紛争解決機関

ロ 特定第二種金融商品取引業務（法第百五十六条の三十八第三
項に規定する特定第二種金融商品取引業務をいう。次項第四号
において同じ。） 指定第二種紛争解決機関（法第三十七条の
七第一項第二号イに規定する指定第二種紛争解決機関をいう。
次項第四号において同じ。） 以外の指定紛争解決機関

ハ 特定投資助言・代理業務（法第百五十六条の三十八第四項に
規定する特定投資助言・代理業務をいう。次項第四号において
同じ。） 指定投資助言・代理紛争解決機関（法第三十七条の
七第一項第三号イに規定する指定投資助言・代理紛争解決機関
をいう。次項第四号において同じ。） 以外の指定紛争解決機関

ニ 特定投資運用業務（法第百五十六条の三十八第五項に規定す

る特定投資運用業務をいう。次項第四号において同じ。）指
定投資運用紛争解決機関（法第三十七条の七第一項第四号イに
規定する指定投資運用紛争解決機関をいう。次項第四号におい
て同じ。）以外の指定紛争解決機関

ホ 特定登録金融機関業務（法第五十六条の三十八第六項に規
定する特定登録金融機関業務をいう。次項第四号において同じ
。）
指 指定登録金融機関紛争解決機関（法第三十七条の七第一
項第五号イに規定する指定登録金融機関紛争解決機関をいう。
次項第四号において同じ。）以外の指定紛争解決機関

ヘ 特定証券金融会社業務（法第五十六条の三十八第七項に規
定する特定証券金融会社業務をいう。次項第四号において同じ
。）
指 指定証券金融会社紛争解決機関（法第五十六条の三十
一の二第一項第一号に規定する指定証券金融会社紛争解決機関
をいう。次項第四号において同じ。）以外の指定紛争解決機関
五 金融商品取引業等業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ
適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（
法第五十六条の三十九第一項第一号に規定する法人をいう。次
項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により
金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ること。

2 | 法第三十七条の七第一項第一号ロに規定する紛争解決措置として
内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（法第
七十七条の二第一項（法第七十八条の七及び第七十九条の十三に

において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金融商品取引業等業務関連紛争（法第五十六條の第三十八第十項に規定する金融商品取引業等業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三條第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九條第一項若しくは第二十五條に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

四 次に掲げる金融商品取引業等業務の区分に応じそれぞれ次に定める者又は令第十九條の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。

イ 特定第一種金融商品取引業務 指定第一種紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ロ 特定第二種金融商品取引業務 指定第二種紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ハ 特定投資助言・代理業務 指定投資助言・代理紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

ニ 特定投資運用業務 指定投資運用紛争解決機関以外の指定紛争解決機関

- ホ 特定登録金融機関業務 指定登録金融機関紛争解決機関以外の指定紛争解決機関
- ヘ 特定証券金融会社業務 指定証券金融会社紛争解決機関以外の指定紛争解決機関
- 五 金融商品取引業等業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ること。
- 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金融商品取引関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金融商品取引業等業務関連苦情の処理又は金融商品取引業等業務関連紛争の解決を図ってはならない。
- 一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人
- 二 法第五十六条の六十一第一項の規定により法第五十六条の三十九第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十九条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定に

より刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第五十六條の六十一第一項の規定により法第五十六條の三十九第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十九條の七條各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

(不招請勧誘の禁止の例外)

第百十六條 法第三十八條ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第四号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第百十六條の二 法第三十八條第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該金融商品取引契約に係る資産証券化商品(第二百九十五條第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。)の原資産(同項第二号に規定する原資産をいう。)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認

(不招請勧誘の禁止の例外)

第百十六條 法第三十八條ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第三号に掲げる行為にあつては、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

められる信用格付を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、当該金融商品取引契約に係る有価証券以外の有価証券又は当該有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（実質的に当該有価証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第一百六条の三 法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事

項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

(新設)

(禁止行為)

第一百七十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ（二）（略）

二（七）（略）

- 八 法第三十八条第四号に規定する金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定投資家を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

- 九 法第三十八条第六号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客（特定投資家を除く。）があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を

第一百七十七条 法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第三十四条の三第四項（法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。以下同じ。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第三十七条の三第一項第三号から第七号までに掲げる事項（二に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第七号までに掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、金融商品取引契約を締結する行為

イ（二）（略）

二（七）（略）

- 八 法第三十八条第三号に規定する金融商品取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客（特定投資家を除く。）にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結を勧誘する行為

- 九 法第三十八条第五号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客（特定投資家を除く。）があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思（当該金融商品取引契約の締結の勧誘を

受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

十〇二十一 (略)

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。))以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。))若しくは売出し(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。))又は特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。))の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場

受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

十〇二十一 (略)

二十二 令第二十条第二項各号に掲げる金融商品取引業者が、同項各号の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券(時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権証券」という。)又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券(以下この号、次号及び第二百三十一条第一項第八号において「時価新株予約権付社債券」という。))以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する優先出資証券以外の優先出資証券を除く。)の発行者が発行する株券(時価新株予約権証券の募集(令第一条の五に定める場合に該当する場合に限る。以下この号において同じ。))若しくは売出し(法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出しを除く。以下この号において同じ。))又は特定投資家向け取得勧誘(五十名以上の者を相手方として行うものに限る。以下この号において同じ。))若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の場合には株券又は時価新株予約権付社債券)、優先出資証券又は投資証

合には株券又は時価新株予約権付社債券）、優先出資証券又は投資証券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ）ホ）（略）

二十三～二十八（略）

二十九 有価証券関連店頭デリバティブ取引（次に掲げる取引をいい、決済のために行うものを除く。以下この号、次号及び第十六項において同じ。）に係る契約を締結する時において顧客（個人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当する業務執行組合員等（同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この号において同じ。）が業務執行組合員等として有価証券関連店頭デリバティブ取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。）に限る。以下この号、次号及び第十六項から第十九項までにおいて同じ。）が証拠金等預託先（金融商品取引業者等又は金融商品取引清算機関（外国におけるこれに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び次号において同じ。）に預託した証拠金等（委託証拠金その他の保証金をいう。同号及び第十三項から第十五項までにおいて同じ。）の額に当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額

券（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十五項に規定する投資証券をいう。以下同じ。）で、金融商品取引所に上場されており、又は店頭売買有価証券に該当するものについて、令第二十四条第一項第一号イに規定する安定操作期間内における買付けに關し行う次に掲げる行為

イ）ホ）（略）

二十三～二十八（略）

（新設）

を加え、又は当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額（同号及び第十六項において「実預託額」という。）が約定時必要預託額に不足する場合には、当該契約の締結後直ちに当該顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該契約を継続する行為

イ 法第二十八条第八項第四号イに掲げる取引（顧客が、将来の一定の時期におけるその所有に係る株券の売付けを約するとともに、当該株券を当該売付けの相手方となる金融商品取引業者に貸し付けるものを除く。）

ロ 法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引

ハ 法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（同号ハに規定する権利を行使することにより成立する取引が同号イ若しくはロに掲げる取引又は同号ハ(1)に掲げる取引であるもの（顧客が、その所有に係る株券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者に付与するとともに、当該株券を当該金融商品取引業者に貸し付けるものを除く。）に限る。）

三十 その営業日ごとの一定の時刻における有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る証拠金等の実預託額が維持必要預託額に不足する場合に速やかに当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る顧客にその不足額を証拠金等預託先に預託させることなく、当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を継続する行為（前号に掲げる行為を除く。）

（新設）

三十一・三十二 (略)

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

3 3～12 (略)

13 第一項第二十九号及び第三十号の証拠金等は、有価証券をもって充てることができる。

14 金融商品取引業者等が預託を受けるべき証拠金等の全部又は一部が前項の規定により有価証券をもって代用される場合におけるその代用価格は、いずれか一の金融商品取引所における金融商品取引所等に関する内閣府令第六十八条第二項に規定する額とする。

15 金融商品取引業者等は、第一項第二十九号又は第三十号の証拠金等の全部又は一部が第十三項の規定により社債、株式等の振替に関する法律第二条第一項に規定する社債等で同条第二項に規定する振替機関が取り扱うもの（以下この項において「振替社債等」という

二十九・三十 (略)

2 前項第十九号及び第二十号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等（法第五十九条第二項に規定する有価証券売買等をいう。以下この項、第二百三十一条第二項及び第二百七十五条第三項において同じ。）をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

3 3～12 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

。をもつて代用される場合であつて、当該金融商品取引業者等の口座における保有欄（同法第六十九条第二項第一号イ（同法第一百三条、第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八条、第二百十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条及び第二百二十七条において準用する場合を含む。）に規定する保有欄をいう。）に当該振替社債等に係る記載又は記録を受けるときは、当該金融商品取引業者等の取引のための欄と区分しなければならぬ。

16]

第一項第二十九号又は第三十号の実預託額、同項第二十九号の約

（新設）

定時必要預託額及び同項第三十号の維持必要預託額は、次の各号に掲げる有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める有価証券関連店頭デリバティブ取引について顧客ごとに一括して算出することができる。この場合における同項第二十九号の規定の適用については、同号中「当該有価証券関連店頭デリバティブ取引を」とあるのは「当該顧客が行っている有価証券関連店頭デリバティブ取引を」と、「加え、又は」とあるのは「加え、」とする。

一 個別株関連店頭デリバティブ取引（株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するものを含む。次号において同じ。）を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引をいう。以下この条において同じ。）
複数の個別株関連店頭デリバティブ取引

二 株価指数関連店頭デリバティブ取引（次に掲げるものを対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似する取引

をいう。以下この条において同じ。） 複数の株価指数関連店頭
デリバティブ取引

イ 株価指数（金融商品取引所（金融商品取引所に類するもので
外国の法令に基づき設立されたものを含む。ロにおいて同じ。
）に上場されている株券の価格に基づいて算出した数値（多数
の銘柄の価格の水準を総合的に表すものに限る。）をいう。ロ
において同じ。）

ロ 金融商品取引所に上場されている投資信託（その投資信託財
産の一口当たりの純資産額の変動率を株価指数に一致させるよ
う運用する旨を投資信託約款に定めたものに限る。）又はこれ
に類する外国投資信託の受益証券

三 債券関連店頭デリバティブ取引（法第二条第一項第一号から第
五号までに掲げる有価証券（同項第十七号に掲げる有価証券で同
項第一号から第五号までに掲げる有価証券の性質を有するものを
含む。）若しくは投資信託及び投資法人に関する法律に規定する
投資法人債券若しくは外国投資証券で投資法人債券に類する証券
を対象とする有価証券関連店頭デリバティブ取引又はこれに類似
する取引をいう。以下この条において同じ。） 複数の債券関連
店頭デリバティブ取引

四 その他有価証券関連店頭デリバティブ取引（前三号に掲げる有
価証券関連店頭デリバティブ取引以外の有価証券関連店頭デリバ
ティブ取引をいう。以下この条において同じ。） 複数のその他
有価証券関連店頭デリバティブ取引

第二項第二十九号及び前項の「約定時必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(新設)

一 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該個別株関連店頭デリバティブ取引の額(当該個別株関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。))である場合にあつては、零。次項第一号において同じ。)に百分の二十を乗じて得た額

二 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該株価指数関連店頭デリバティブ取引の額(当該株価指数関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。))である場合にあつては、零。次項第二号において同じ。)に百分の十を乗じて得た額

三 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該債券関連店頭デリバティブ取引の額(当該債券関連店頭デリバティブ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。))である場合にあつては、零。次項第三号において同じ。)に百分の二を乗じて得た額

四 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引のみについて算出する場合 当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額(当該その他有価証券関連店頭デリバ

タイプ取引が法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）である場合にあっては、零。次項第四号において同じ。）に百分の二十を乗じて得た額

五 当該額を、顧客が行おうとする個別株関連店頭デリバティブ取引と当該個別株関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合、これらの個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

六 当該額を、顧客が行おうとする株価指数関連店頭デリバティブ取引と当該株価指数関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合、これらの株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額

七 当該額を、顧客が行おうとする債券関連店頭デリバティブ取引と当該債券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時において行っている他の債券関連店頭デリバティブ取引について一

括して算出する場合、これらの債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

八 当該額を、顧客が行おうとするその他有価証券関連店頭デリバティブ取引と当該その他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る契約を締結する時に行っている他のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合、これらのその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額

18 第一項第三十号及び第十六項の「維持必要預託額」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 当該額を、顧客が行う各個別株関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合、当該各個別株関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額

二 当該額を、顧客が行う各株価指数関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合、当該各株価指数関連店頭デリバティブ取引の額に百分の十を乗じて得た額

三 当該額を、顧客が行う各債券関連店頭デリバティブ取引ごとに

（新設）

-
- 算出する場合 当該各債券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二を乗じて得た額
- 四 当該額を、顧客が行う各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引ごとに算出する場合 当該各その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額に百分の二十を乗じて得た額
- 五 当該額を、複数の個別株関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の個別株関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額
- 六 当該額を、複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の株価指数関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る株価指数関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の十を乗じて得た額
- 七 当該額を、複数の債券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数の債券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係る債券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二を乗じて得た額
-

八 当該額を、複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引について一括して算出する場合 当該複数のその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額の合計額から法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引（顧客がオプションを取得する立場の当事者になるものに限る。）に係るその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額を減じて得た額に百分の二十を乗じて得た額

19]

第十七項第五号から第八号まで又は前項第五号から第八号までに掲げる場合において、顧客が同一の有価証券又は有価証券指標（法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標をいう。以下この項及び次項において同じ。）について有価証券の売付け等及び有価証券の買付け等を行っているときは、これらに係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額のうちいずれか少ない額を当該同一の有価証券又は有価証券指標に係る個別株関連店頭デリバティブ取引の額、株価指数関連店頭デリバティブ取引の額、債券関連店頭デリバティブ取引の額又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額とすることができる。

20]

前三項の「個別株関連店頭デリバティブ取引の額」、「株価指数関連店頭デリバティブ取引の額」、「債券関連店頭デリバティブ取引の額」又は「その他有価証券関連店頭デリバティブ取引の額」とは、次の各号に掲げる個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はそ

（新設）

（新設）

の他有価証券関連店頭デリバティブ取引の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引以外の個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引 当該個別株関連店頭デリバティブ取引、株価指数関連店頭デリバティブ取引、債券関連店頭デリバティブ取引又はその他有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

二 法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引 同号ハに規定する権利を行使することにより成立する同号ハ(1)又は(2)に掲げる取引に係る有価証券の価格又は有価証券指標の数値にその取引の件数又は数量を乗じて得た額

21] 第十九項の「有価証券の売付け等」とは、次に掲げる取引をいう

(新設)

一 有価証券の売付け

二 法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引(有価証券現実数値(同項第三号ロに規定する有価証券現実数値をいう。次項第二号において同じ。))が有価証券約定数値(同条第八項第三号ロに規定する有価証券約定数値をいう。次項第二号において同じ。))を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。

22] 第二十項の「有価証券の買付け等」とは、次に掲げる取引をいう

(新設)

一 有価証券の買付け

二 法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引（有価証券現実数値が有価証券約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

（事故の確認を要しない場合）

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体のあつせん（法第七十七条の二第一項（法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。第二百七十七条第一項第四号において同じ。）又は指定紛争解決

機関（令第十九条の七各号に掲げる指定を受けた者を含む。第二百七十七条第一項第四号において同じ。）の紛争解決手続による和解が成立している場合

五 弁護士法第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

（事故の確認を要しない場合）

第百十九条 法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 （略）

四 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（法第七十七条の二第一項（法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。第二百七十七条第一項第四号において同じ。）による和解が成立している場合

五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせんによる和解が成立している場合又は当該機関における仲裁手続による仲裁判断がされている場合

六 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせんによる和解が成立している場合又は同条に規定する合意による解決が行われている場合

七〇十一 (略)

2・3 (略)

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

第二百二十五条の三 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条及び第二百二十五条の六第二項第四号において同じ。）に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合
イ ホ (略)
- 二 四 (略)

(特定投資家向け有価証券取引契約等)

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第二条第八項第十号に掲げる行為による特定投資家向け有価証券の売買（当該行為を行う金融商品取引業者による媒介、取次ぎ又は代理によるものに限る。）を行うことを内容とする契約
- 二 取引所取引許可業者を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（取引所金融商品市場においてするものに限る。）を行うことを内容とする契約
- 三 金融商品取引清算機関を相手方として特定投資家向け有価証券の売買（当該金融商品取引清算機関が行う法第二条第二十八項に

七〇十一 (略)

2・3 (略)

(特定投資家向け有価証券の売買等の制限の例外)

第二百二十五条の三 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 一般投資家（法第四十条の四に規定する一般投資家をいう。以下この条及び第二百二十五条の六第四号において同じ。）に対する勧誘に基づかないで次に掲げる行為を行う場合
イ ホ (略)
- 二 四 (略)

(特定投資家向け有価証券取引契約に係る告知事項)

第二百二十五条の六 法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。
- 二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。
- 三 特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三第二項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

規定する金融商品債務引受業に係るものに限る。)を行うことと内容とする契約

2 法第四十条の五第二項第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定投資家向け有価証券の発行者は、法に別段の定めがある場合を除き、法第二十五条第一項第四号から第十号までに掲げる書類を提出する義務を負わないこと。

二 特定投資家向け有価証券の有価証券交付勧誘等について、法第四条第三項、第五項及び第六項の適用があること。

三 特定投資家向け有価証券の所有者に対し、法第二十七条の三十二第一項から第三項までの規定による発行者等情報の提供又は公表が行われること。

四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

(有価証券関連業に付随する業務)

第三百三十七条 法第四十三条の二第二項第二号に規定する有価証券関連業に付随する業務として内閣府令で定めるものは、金融商品取引業に付随する業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 (略)

四 金融商品取引業者等は、特定投資家向け有価証券について、法に規定する場合を除き、一般投資家を相手方とし、又は一般投資家のために、売買の媒介、取次ぎ又は代理その他の法第二条第八項第一号から第四号まで及び第十号に掲げる行為を行うことができないこと。

(有価証券関連業に付随する業務)

第三百三十七条 法第四十三条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、金融商品取引業に付随する業務のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 (略)

二 法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務

イ（略）

ロ 有価証券関連業のうち、店頭デリバティブ取引（次条に規定する取引に限る。）又は令第十六条の十五に規定する取引（次条に規定する取引に限る。）に係るもの

ハ（略）

三（略）

（分別管理の対象から除かれる有価証券関連業に係る店頭デリバティブ取引）

第百三十七条の二 法第四十三条の二第一項第二号に規定する有価証券関連業を行う金融商品取引業者であつて第一種金融商品取引業を行うことにつき法第二十九条の登録を受けた者を相手方として行う取引その他の取引の相手方の特性を勘案して内閣府令で定めるものは、令第一条の八の六第一項第二号イ又はロのいずれかに該当する者を相手方として行う取引とする。

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額の算定）

第百四十条の二 前三条の規定にかかわらず、法第四十三条の二第二項第二号に掲げる金銭及び同項第三号に掲げる有価証券（同項第二号に規定する対象有価証券関連取引（次に掲げる取引に該当するも

二 法第三十五条第一項第九号に掲げる行為（次に掲げる業務に係るものに限る。）を行う業務

イ（略）

ロ 有価証券関連業のうち、店頭デリバティブ取引又は令第十六条の十五各号に掲げる取引に係るもの

ハ（略）

三（略）

（新設）

（新設）

のに限る。以下この款において「対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等」という。）に関するものに限る。）について、同項に規定する顧客に返還すべき額は、顧客ごとに算定し、その算定の対象となる当該金銭の額及び当該有価証券の時価の合計額とする。

- 一 店頭デリバティブ取引
- 二 外国市場デリバティブ取引
- 三 令第十六条の十五に規定する取引

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金の額からの控除）

第四百十条の三 前条の金銭の額には、同条の対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるとする。

2 前条の規定による顧客ごとの額の算定に当たっては、金融商品取引業者等が顧客との間において一括清算（金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（平成十年法律第百八号）第二条第六項に規定する一括清算をいう。第四百十三条の二第三項において同じ。）の約定をした基本契約書（同法第二条第五項に規定する基本契約書をいう。以下この項及び第四百十三条の二第三項において同じ。）に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事

（新設）

由（同法第二条第四項に規定する一括清算事由をいう。以下この項第四百四十三条の二第三項において同じ。）が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われているすべての特定金融取引（同法第二条第一項に規定する特定金融取引をいう。以下この項及び第四百四十三条の二第三項において同じ。）について当該一括清算事由が生じた時における当該特定金融取引のそれぞれにつき評価額（同法第二条第六項の評価額をいう。第四百四十三条の二第三項において同じ。）を合算して得られる純合計額（当該対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係るものを除く。）が当該金融商品取引業者等の一の債権及び当該顧客の一の債務となることとなるときは、当該基本契約書に基づき対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該一の債権の額を控除することができる。

（顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）については、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

- 一 顧客分別金信託（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託を除く。以下この条において同じ。）に係る信託契約（以下この条において「顧客分別金信託契約」という。）は、金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務

（顧客分別金信託の要件）

第四百四十一条 法第四十三条の二第二項に規定する信託（以下「顧客分別金信託」という。）については、金融商品取引業者等は、次に掲げる要件（登録金融機関にあつては、第三号及び第十号に掲げるものを除く。）のすべてを満たさなければならない。

- 一 顧客分別金信託に係る信託契約（以下この条において「顧客分別金信託契約」という。）は、金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等の行う金融商品取引業（登録金融機関業務

を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等が行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）に係る顧客を元本の受益者とする事。

二〇五（略）

六 金融商品取引業者等において、個別顧客分別金額（第三十八條から第四十條までの規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七〇十三（略）

二〇六（略）

（対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託の要件）

第四十一條の二 前條の規定にかかわらず、対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客分別金信託（以下この條において単に「顧客分別金信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一 金融商品取引業者等を委託者とし、信託会社又は信託業務を営む金融機関を受託者とし、かつ、当該金融商品取引業者等が行う対象有価証券関連店頭デリバティブ取引等に係る顧客を元本の受益者とするものであること。

二 受益者代理人を選任し、当該受益者代理人のうち少なくとも一

を含む。）に係る顧客を元本の受益者とする事。

二〇五（略）

六 金融商品取引業者等において、個別顧客分別金額（前三條の規定により顧客ごとに算定した当該顧客に返還すべき額をいう。以下この号及び第十二号において同じ。）及び顧客分別金必要額（個別顧客分別金額の合計額をいう。以下同じ。）が、毎日算定されるものであること。

七〇十三（略）

二〇六（略）

（新設）

の者は、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士、税理士法人又は金融庁長官の指定する者（以下この項において「弁護士等」という。）をもって充てられるものであること。

三| 複数の顧客分別金信託を行う場合にあつては、当該複数の特定顧客分別金信託について同一の受益者代理人を選任するものであること。

四| 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなつた場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ| 法第五十二条第一項若しくは第四項、第五十三条第三項又は第五十四条の規定により法第二十九条の登録を取り消されたとき。

ロ| 法第五十二条の二第一項若しくは第三項又は第五十四条の規定により法第三十三条の二の登録を取り消されたとき。

ハ| 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てを行ったとき（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内において破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てを行ったとき、又は本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったとき。）。

ニ| 金融商品取引業等の廃止（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けたすべての営業所又は事務所におけ

- る金融商品取引業等の廃止。二において同じ。）をしたとき、若しくは解散（外国法人である金融商品取引業者等にあつては、国内に設けた営業所又は事務所の清算の開始。二において同じ。）をしたとき、又は法第五十条の二第六項の規定による金融商品取引業等の廃止若しくは解散の公告をしたとき。
- ホ 法第五十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令（同項第七号に該当する場合に限る。）を受けたとき。
- ヘ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。
- ト 内閣総理大臣が、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第三百七十九条、第四百四十八条又は第四百九十二条の規定による通知その他特別清算に関する通知を受けたとき。
- 五 当該顧客分別金信託（信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のあるものを除く。）に係る信託財産の運用の方法が、次に掲げる方法によるものであること。
- イ 国債証券その他金融庁長官の指定する有価証券の保有
- ロ 金融庁長官の指定する金融機関への預金又は貯金（金融商品取引業者等が当該金融機関である場合は、自己に対する預金又は貯金を除く。）
- ハ その他金融庁長官の指定する方法
- 六 信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額（個別顧客分別金額（第四百四十条の二及び第四百四十条の三の規定により顧客ごとに

- 算定した当該顧客に返還すべき額をいう。第十四号及び次条において同じ。）の合計額をいう。以下この項及び同条において同じ。）に満たない場合には、満たないこととなった日の翌日から起算して二営業日以内に、金融商品取引業者等によりその不足額に相当する金銭が信託財産に追加されるものであること。
- 七| 金融商品取引業者等が信託財産である有価証券の評価額をその時価により算定するものであること（当該顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合を除く。）。
- 八| 顧客分別金信託が信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補てんの契約のある場合に、その信託財産の元本の評価額を当該金銭信託の元本額とするものであること。
- 九| 次に掲げる場合以外の場合には、顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行うことができないものであること。
- イ| 信託財産の元本の評価額が顧客分別金必要額を超過する場合には、その超過額の範囲内で顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合は一部の解約を行う場合
- ロ| 他の顧客分別金信託に係る信託財産として信託することを目的として顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約を行う場合
- 十| 前号イ又はロに掲げる場合に行う顧客分別金信託に係る契約の全部又は一部の解約に係る信託財産は、委託者に帰属させるものであること。

十一 金融商品取引業者等が第四号イからトまでのいずれかに該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人が特に認める場合を除き、当該金融商品取引業者等が受託者に対して信託財産の運用の指図を行うことができないものであること。

十二 弁護士等である受益者代理人が必要と判断した場合には、顧客の受益権が当該受益者代理人によりすべての顧客について一括して行使されるものであること。

十三 顧客の受益権が弁護士等である受益者代理人により一括して行使された場合には、当該受益権に係る信託契約を終了することができるものであること。

十四 顧客が受益権を行使する場合にそれぞれの顧客に支払われる金額が、当該受益権の行使の日における元本換価額に、当該日における顧客分別金必要額に対する当該顧客に係る個別顧客分別金額の割合を乗じて得た額（当該額が当該個別顧客分別金額を超える場合には、当該個別顧客分別金額）とされていること。

十五 顧客が受益権を行使する日における元本換価額が顧客分別金必要額を超過する場合には、当該超過額は委託者に帰属するものであること。

2 | 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客分別金信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客分別金信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（個別顧客分別金額等の算定）

第四百四十一条の三 金融商品取引業者等は、個別顧客分別金額及び顧客分別金必要額を毎日算定しなければならない。

(顧客区分管理信託の要件等)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ～ホ (略)

へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト (略)

五～十五 (略)

2 前項第六号の金銭その他の保証金の額には、同号の通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を含むものとし、当該通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を控除することができるものとする。

(新設)

(顧客区分管理信託の要件等)

第四百四十三条の二 前条第一項第一号に規定する金銭信託（以下「顧客区分管理信託」という。）に係る契約は、次に掲げる要件のすべてを満たさなければならない。

一～三 (略)

四 金融商品取引業者等が次に掲げる要件に該当することとなった場合には、弁護士等である受益者代理人のみがその権限を行使するものであること（当該受益者代理人が、他の受益者代理人が権限を行使することを認める場合を除く。）。

イ～ホ (略)

へ 内閣総理大臣が、裁判所に対し、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第四百九十条第一項の規定による破産手続開始の申立てを行ったとき。

ト (略)

五～十五 (略)

(新設)

3 | 第一項第六号に規定する個別顧客区分管理金額の算定に当たつて
(新設)

は、金融商品取引業者等が顧客との間に一括清算の約定をした基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等を行っている場合において、当該算定の時において当該顧客に一括清算事由が生じた場合に当該基本契約書に基づいて行われているすべての特定金融取引について当該一括清算事由が生じた時における当該特定金融取引のそれぞれにつき評価額を合算して得られる純合計額（当該通貨関連デリバティブ取引等に係るものを除く。）が当該金融商品取引業者等の一の債権及び当該顧客の一の債務となることとなるときは、当該基本契約書に基づき通貨関連デリバティブ取引等を決済した場合においても顧客の保護に支障を生ずることがないと認められる限りにおいて、当該一の債権の額を控除することができる。

4 | 第一項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一・二 (略)
- 三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金

2 | 前項第十四号及び第十五号の「元本換価額」とは、顧客区分管理信託に係る信託財産（元本部分に限る。）を換価して得られる額（顧客区分管理信託に元本補てんがある場合には、元本額）をいう。

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第五百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一・二 (略)
- 三 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金

に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ・ロ (略)

四〇十四 (略)

二〇四 (略)

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ 法第三十四条の三第二項（法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）

ロ・ハ (略)

三〇十七 (略)

二 (略)

（説明書類の記載事項）

第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは

に係る債務を有する者が発行する有価証券（第百七十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の引受人となる場合であつて、当該有価証券に係る手取金が当該債務の弁済に充てられることを知っているときにおける次に掲げる行為

イ・ロ (略)

四〇十四 (略)

二〇四 (略)

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 次に掲げる規定に規定する書面

イ 法第三十四条の三第二項（法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）

ロ・ハ (略)

三〇十七 (略)

二 (略)

（説明書類の記載事項）

第百七十四条 法第四十六条の四に規定する内閣府令で定めるものは

、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

ホ 金融商品取引業者の法第三十七条の七第一項第一号ロ、第二

号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに定める業務に係る苦

情処置措置及び紛争解決措置の内容

二〜五 (略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第

七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜八 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方と

、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ〜ニ (略)

(新設)

二〜五 (略)

(外国証券業者の引受業務に係る禁止行為)

第二百七条 法第五十九条の六において準用する法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、引受業務（法第五十九条第一項に規定する引受業務をいう。）に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為とする。

(取引所取引業務に係る禁止行為)

第二百三十一条 法第六十条の十三において準用する法第三十八条第

六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜八 (略)

2 前項第六号及び第七号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘

して行うものに限る。)を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜五 (略)

六 法第三十八条第四号に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘をする目的があることを顧客(特定投資家を除く。)にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

七 法第三十八条第六号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客(特定投資家を除く。)があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

八〜二十四 (略)

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券(第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の発行者である顧客の非公開融資等情

等を容易にするために取引所金融商品市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等又はこれらの委託等を行う場合には、適用しない。

(金融商品仲介業者の金融商品仲介業務に係る禁止行為)

第二百七十五条 法第六十六条の十四第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〜五 (略)

六 法第三十八条第三号に規定する金融商品取引契約の締結の勧誘をする目的があることを顧客(特定投資家を除く。)にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

七 法第三十八条第五号に規定する金融商品取引契約の締結につき、顧客(特定投資家を除く。)があらかじめ当該金融商品取引契約を締結しない旨の意思(当該金融商品取引契約の締結の勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。)を表示したにもかかわらず、当該金融商品取引契約の締結の勧誘をする行為

八〜二十四 (略)

二十五 金融機関代理業を行う場合において、金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券(第一百七十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。)の発行者である顧客の非公開融資等情

報（金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イ〜ハ（略）

二十六（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。）又は売出しをする自己の株式の引受人となる場

報（金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の行う事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引に係る注文の動向その他の特別な情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び第二百八十一条第九号において同じ。）を金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人に提供する行為（次に掲げる場合を除く。）

イ〜ハ（略）

二十六（略）

二十七 委託金融商品取引業者（金融商品仲介業者に金融商品仲介業務の委託を行う第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者をいう。以下この号において同じ。）が当該委託金融商品取引業者の親法人等又は子法人等に対して借入金に係る債務を有する者が発行する有価証券（第一百七十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。）又は売出しをする自己の株式の引受人となる場

合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

2
(略)

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は有価証券の売出し（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

(事故の確認を要しない場合)

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

合において、当該有価証券に係る手取金が当該借入金に係る債務の弁済に充てられることを当該金融商品仲介業者が知りながら、その事情を顧客に告げることなく当該有価証券に係る法第二条第十一項第一号に掲げる行為（当該有価証券の引受けを行った当該委託金融商品取引業者が引受人となった日から六月を経過する日までの間に当該有価証券を売却するものに係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる行為を行うこと。

2
(略)

3 第一項第十五号の規定は、有価証券の募集（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは特定投資家向け取得勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）又は売出し（法第四条第一項第四号に掲げる有価証券の売出し（同号ロに掲げるものに限る。）を除く。）若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を容易にするために取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場において一連の有価証券売買等をする場合における当該一連の有価証券売買等の媒介を行う場合には、適用しない。

(事故の確認を要しない場合)

第二百七十七条 法第六十六条の十五において準用する法第三十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 金融商品取引業協会若しくは認定投資者保護団体のあつせん又は指定紛争解決機関の紛争解決手続による和解が成立している場合

五〇十一 (略)

二・三 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇八 (略)

九 金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券(第一百七十七条第一項第三十一号に規定する有価証券をいう。)の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二十一条各号に掲げる行為を行つている状況(当該統括する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む)

四 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせんによる和解が成立している場合

五〇十一 (略)

二・三 (略)

(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの)

第二百八十一条 法第六十六条の十五において準用する法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。

一〇八 (略)

九 金融商品仲介業を実施する組織の業務を統括する金融商品仲介業者又はその役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、有価証券(第一百七十七条第一項第二十九号に規定する有価証券をいう。)の発行者である顧客の非公開融資等情報を自ら取得し、又は金融機関代理業務に従事する金融商品仲介業者若しくはその役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二十一条各号に掲げる行為を行つている状況(当該統括する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人が、非公開融資等情報(法人関係情報を除く。)の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を金融商品仲介業に従事する金融商品仲介業者又はその役員若しくは使用人に提供している状況を含む)

む。

十、十二 (略)

第四章 信用格付業者

第一節 総則

(定義)

第二百九十五条 この章(第三項第一号及び第三号、第二百九十九条

第三十九号、第三百条第一項第九号、第三百六条第一項第十五号、

第三百七条第一項第一号、第三百九条第三号、第三百十号、第三百

十三条第二項第二号並びに第三百十八条第二号ロ(3)を除く。)にお

いて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

よる。

一 法人 法第六十六条の二十七に規定する法人をいう。

二 役員 法第六十六条の二十八第一項第二号に規定する役員をい
う。

2 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定
めるところによる。

一 格付関係者 法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係
者をいう。

二 格付方針等 法第六十六条の三十六第一項に規定する格付方針
等をいう。

む。

十、十二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

三 子法人 法第六十六条の四十五第二項に規定する子法人をいう。

3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 資産証券化商品 法第二条第一項に規定する有価証券（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号から第十一号まで、第十六号、第十七号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号又は第十六号に掲げる証券又は証券の性質を有するものに限る。）、第十九号、第二十号（同項第一号、第二号、第六号、第七号、第九号、第十号、第十一号、第十六号又は第十九号に掲げる証券又は証券の性質を有するものに限る。）及び第二十一号に掲げる有価証券（以下この号において「除外有価証券」という。）を除き、同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（除外有価証券に係るもの及び同項第三号から第六号までに掲げる権利を除く。）を含む。）又は資金の貸付けに係る債権であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（金融庁長官が指定するものを除く。）をいう。

イ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 当該有価証券の発行又は資金の借入れ（当該資金の貸付けに係るものに限る。以下この号において同じ。）を目的として設立され、又は運営される法人（②、ハ及び第三百七条第二項第三号において「特別目的法人」という。）に直接又は間接に所有者から譲渡（取得を含む。）がなされる金銭債権

その他の資産（以下この号において「原資産」という。）が存在すること。

ロ| (2)| 当該特別目的法人が当該有価証券の発行又は当該資金の借入れを行い、かつ、当該特別目的法人が当該有価証券又は当該資金の借入れ（当該有価証券又は当該資金の借換えのために発行される有価証券又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について(1)の原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。
次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1)| 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法により信託される原資産が存在すること。

(2)| 当該信託の信託受益証券等（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第一条第四号に規定する信託受益証券、同条第四号の二に規定する信託社債券、同条第四号の四に規定する外国貸付債権信託受益証券及び同条第五号に規定する信託受益権をいう。以下(2)及び(2)において同じ。）又は当該信託に係る資金の借入れ（当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について(1)の原資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

ハ| 次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1)| 原資産に係る損失の危険の全部又は一部を第三者から特別

目的法人に移転させる契約が締結されていること。

(2) 当該特別目的法人が当該有価証券の発行又は資金の借入れを行い、当該有価証券又は当該資金の借入れ（当該有価証券又は当該資金の借換えのために発行される有価証券又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について、(1)の契約又は当該有価証券の発行若しくは当該資金の借入れに係る金銭債権その他の資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

ニ 次に掲げる要件をすべて満たすもの

(1) 信託法第三条第一号又は第三号に掲げる方法による信託がなされ、原資産に係る損失の危険の全部又は一部を第三者から受託者に移転させる契約が締結されていること。

(2) 当該信託の信託受益証券等又は当該信託に係る資金の借入れ（当該信託受益証券等又は当該資金の借換えのために発行される信託受益証券等又は当該借換えのために行われる借入れを含む。）に係る債務の履行について、(1)の契約、当該信託、当該信託に係る信託社債券（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一条第四号の二に規定する信託社債券をいう。）の発行又は当該資金の借入れに係る金銭債権その他の資産の管理、運用又は処分を行うことにより得られる金銭を充てること。

ホ イからニまでに掲げる要件のほか、これらに類似する性質を有するものとして金融庁長官が指定するもの

-
- 二 原資産 前号イ(1)、ロ(1)、ハ(1)及びニ(1)の原資産をいう。
- 三 格付アナリスト 信用格付の付与に先立ち、専門的知識及び技能を用いて金融商品又は法人(第三百七条第一項第一号の法人をいう。第二百九十九条第三十九号、第三百条第一項第九号及び第三百六条第一項第十五号において同じ。)の信用状態の分析及びこれに基づく評価を行う者をいう。
- 四 主任格付アナリスト 信用格付の付与に係る過程に關与する主たる格付アナリスト一名をいう。
- 五 格付担当者 格付關係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に關与する格付アナリスト及び当該信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を行う合議体の構成員をいう。
- 六 法令等遵守 信用格付業の業務が法令等(法令(外国の法令を含む。)、法令に基づく行政官庁の処分(外国の法令に基づく同様の処分を含む。))又は定款その他の規則をいう。第二百九十九条第十号及び第三百六条第一項第五号ハにおいて同じ。)に適合することをいう。
- 七 法令等遵守責任者 法令等遵守を確保するための措置を講じる責任者をいう。
- 八 信用格付行為 信用格付を付与し、又は提供し若しくは閲覧に供する行為をいう。
- 九 利益相反 自己又は格付關係者その他の者の利益をを図る目的をもって投資者の利益を害することをいう。
-

十 関係法人 法人の子法人、法人を子法人とする他の法人又は法人を子法人とする他の法人の子法人（当該法人を除く。）であつて、信用格付行為を業として行うものをいう。

（登録の申請）

第二百九十六条 法第六十六条の二十七の登録を受けようとする者は、別紙様式第二十七号により作成した法第六十六条の二十八第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し及び同条第二項又は第三項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類又は電磁的記録を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（新設）

（外国法人の国内における代表者に準ずる者）

第二百九十七条 法第六十六条の二十八第一項に規定する内閣府令で定める者は、外国法人（法第六十六条の三十第二項ただし書の規定により国内に営業所又は事務所を有することを要しないものに限る。）を代表して金融庁長官との連絡調整を行う者（当該外国法人における法令等遵守の状況について説明を行う能力を有する者に限る。）とする。

（新設）

（登録申請書の記載事項）

第二百九十八条 法第六十六条の二十八第一項第五号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新設）

一 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一

- 項に規定する国内における代表者又は前条に規定する者の氏名
- 二 登録申請者の関係法人であつて、登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者に関する次に掲げる事項
- イ 商号又は名称
- ロ 本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地
- 三 登録申請者の関係法人（前号に規定する登録申請者の関係法人であつて、登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）に関する次に掲げる事項
- イ 商号又は名称
- ロ 本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地
- 四 登録申請者（外国法人に限る。）に関する次に掲げる事項
- イ 当該登録申請者の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名
- ロ イの国において信用格付業の業務に相当する業務を行う者に対する監督を行う行政機関その他これに準ずるもの（以下ロ、第三百条第一項第七号ロ及び第三百四条第五号ロにおいて「行政機関等」という。）の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地
- 五 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会（第三百六条第一項第十七号に規定する監督委員会をいう。次条第三十五号、第三百条第一項第四号及び第五号並びに第三百四条第六号において

て同じ。)の委員(第三百六条第一項第十七号イに規定する独立委員を含む。次条第三十五号、第三百条第一項第四号、第三百四
条第六号、第三百六条第一項第十七号ロ及び第三百十八条第三号
ワにおいて同じ。)の氏名

(業務の内容及び方法)

第二百九十九条 法第六十六条の二十八第二項第二号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 業務運営に関する基本原則
- 二 業務執行の方法
- 三 業務分掌の方法
- 四 業として行う信用格付行為の内容及び当該行為に係る信用格付
の対象となる事項の区分
- 五 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を
対象とする信用格付の付与に係る過程に関する場合において、
当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業
務を遂行するために講じる措置の内容
- 六 使用人(格付アナリストを除く。)の採用に関する方針
- 七 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措
置(第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。)の内容
- 八 法令等遵守に関する方針及び手続
- 九 法令等遵守責任者の選任その他法令等遵守に係る責任の所在の
明確化に関する方針

(新設)

-
- 十 使用人が法令等に反する行為を発見した場合の対応に関する措置の内容
- 十一 格付アナリストの採用及び研修に関する方針
- 十二 格付アナリストの配置
- 十三 信用格付の付与に係る最終的な意思決定を行う合議体の構成員の選任方法及び当該合議体の意思決定の方法
- 十四 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の選任方法
- 十五 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置の内容
- 十六 信用格付の付与のために専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できない場合又は信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置の内容
- 十七 格付付与方針等（第三百十三条第一項第一号に規定する格付付与方針等をいう。次号、第三十六号、第三百六条第一項第六号、第三百十一条及び第三百十二条第一号において同じ。）の妥当性及び実効性について独立した立場から検証を行う機能の内容
- 十八 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置の内容
-

- 十九 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、当該資産証券化商品の設計が信用格付業者にとって新規のものである場合において、当該信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置の内容
- 二十 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置の内容
- 二十一 特定行為（第三百六条第一項第七号イに規定する特定行為をいう。第二十七号において同じ。）の種類及び利益相反回避措置（同項第七号イに規定する利益相反回避措置をいう。第二十七号において同じ。）の概要
- 二十二 格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その他の取引等を行わないために講じる措置の内容
- 二十三 登録申請者又はその役員若しくは使用人が格付関係者と第三百八条に掲げる密接な関係を有する場合において、当該格付関係者が利害を有する事項として第三百九条に掲げる事項を対象とする信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行わないために講じる措置の内容
- 二十四 登録申請者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置の内容
- 二十五 格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準じるものに就くことを目的として自ら働きかけを行うことを防止するための措

置の内容

二十六 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就く場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置の内容

二十七 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要を適切な方法により公表するための措置の内容

二十八 関連業務（信用格付業以外の業務であつて、信用格付行為に関連する業務をいう。以下この章において同じ。）及びその他業務（信用格付業以外の業務であり、かつ、関連業務以外の業務をいう。以下この章において同じ。）に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置の内容

二十九 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置の内容

三十 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等（報酬、賞与その他職務遂行の対価として信用格付業者から受ける財産上の利益をいう。以下この章において同じ。）の決定方針

三十一 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置の内容

三十二 格付担当者が当該信用格付の手数料（信用格付の付与の対

価として信用格付業者に対して支払われ、又は支払われるべき金
銭その他の財産の価額をいう。以下この章において同じ。）に関
する交渉に参加することを防止するために講じる措置の内容

三十三 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の
保持を適切に行うために講じる措置の内容

三十四 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するため
の措置の内容

三十五 監督委員会の運営方針及び委員の選任方法

三十六 格付付与方針等に関する次に掲げる事項

イ 信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じた信用
状態に関する評価の前提となる事項、信用状態に関する評価の
結果を示す等級を定めるために用いる基準及び当該基準を採用
する理由

ロ 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前
に、あらかじめ、当該信用格付の付与に当たり信用格付業者が
利用した主要な情報に関し、格付関係者が事実の誤認の有無に
ついて確認することを可能とするための方針及び方法

ハ 格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合におけ
る当該信用格付の付与に係る方針及び方法

三十七 格付提供方針等（第三百十三条第一項第二号に規定する格
付提供方針等をいう。）

三十八 役員及び使用人が格付方針等を遵守するために講じる措置
の内容

三十九 金融商品又は法人の信用状態の評価の結果に関する一般的な性質に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行わないための措置の内容

四十 関連業務に係る行為を行う場合において、当該行為が信用格付業に係る行為であると誤認されることを防止するための措置の内容

四十一 登録申請者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範

(登録申請書の添付書類)

第三百条 法第六十六条の二十八第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面
- 二 役員（相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第三百四条第二号において同じ。）に関する次に掲げる書面
 - イ 役員の履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の沿革を記載した書面）
 - ロ 役員の住民票の抄本（役員が法人又は外国人である場合には、当該役員の登記事項証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

(新設)

-
- ハ 役員が法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
- ニ 役員が法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 三 登録申請者（外国法人に限る。）の法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者に関する次に掲げる書面
- イ 履歴書
- ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- 四 法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者及び監督委員会の委員に関する次に掲げる書面
- イ 履歴書
- ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
- 五 監督委員会の独立委員（第三百六条第一項第十七号イに規定する独立委員をいう。）が独立性を有していると認める理由を記載した書面
- 六 登録申請者の関係法人であつて登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者と登録申請者との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要を記載した書面
-

- 七| 登録申請者の関係法人（前号に規定する登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）の状況として次に掲げる事項を記載した書面
- イ| 登録申請者と当該登録申請者の関係法人との間の資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要
- ロ| 当該登録申請者の関係法人（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地
- 八| 最終の貸借対照表（関連する注記を含む。次項において同じ。）及び損益計算書（関連する注記を含む。同項において同じ。）
- 九| 金融商品又は法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報を保有している場合には、当該情報を記載した書面
- 二| 前項第八号に掲げる書類を添付する場合において、貸借対照表又は損益計算書が電磁的記録で作成されているときは、当該書類に代えて電磁的記録（次条に規定するものに限る。）を添付することができる。
- 三| 登録申請者は、法第六十六条の二十七の登録を受けた場合において、第三百六条第二項又は第三項の規定による承認を受けようとするときは、登録申請書に同条第四項に掲げる書類を添付することができる。

(電磁的記録)

第三百一条 法第六十六条の二十八第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。

2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方法に従ってしなければならない。

一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式

二 ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式

3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一 登録申請者の商号又は名称

二 申請年月日

(信用格付業者登録簿の縦覧)

第三百二条 金融庁長官は、その登録をした信用格付業者に係る信用格付業者登録簿を、金融庁に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(新設)

(新設)

(体制整備の審査基準)

第三百三条 法第六十六条の三十第一項第五号に規定する信用格付業を公正かつ的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない法人であるかどうかの審査をするときは、第二百九十九条に掲げる事項を記載した書類及び第三百条第一項に掲げる書類のほか、登録申請者の役員又は使用人のうちに、経歴、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団又は同条第六号に規定する暴力団員との関係その他の事情に照らして業務の運営に不適切な資質を有する者があることにより、信用格付業の信用を失墜させるおそれがあると認められるかどうかを審査するものとする。

(新設)

(登録申請書記載事項の変更の届出)

第三百四条 法第六十六条の三十一第一項の規定により届出を行う信用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した届出書に、別紙様式第二十七号により作成した変更後の内容を記載した書面及び当該書面の写し並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該各号に定める書類は、当該届出書の提出後遅滞なく提出すれば足りる。

一 法第六十六条の二十八第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合 当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面

(新設)

- 二 法第六十六条の二十八第一項第二号に掲げる事項について変更があつた場合 次に掲げる書類
 - イ 業務に係る人的構成、組織その他の業務執行体制を記載した書面
 - ロ 役員に変更があつた場合には、当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書又はこれに代わる書面
 - ハ 新たに役員となつた者に係る次に掲げる書類
 - (1) 履歴書（役員が法人であるときは、当該役員の出革を記載した書面）
 - (2) 住民票の抄本（役員が法人又は外国人である場合には、当該役員の出革事項証明書又は外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
 - (3) 法第二十九条の四第一項第二号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面
 - (4) 法第二十九条の四第一項第二号ハからトまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面
- 三 第二百九十八条第一号に掲げる事項について変更があつた場合新たに法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者となつた者に係る次に掲げる書類
 - イ 履歴書
 - ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面

四 第二百九十八条第二号に掲げる事項について変更があった場合
資本関係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要を記載
した書面

五 第二百九十八条第三号に掲げる事項について変更があった場合
次に掲げる事項を記載した書面

イ 信用格付業者と当該信用格付業者の関係法人との間の資本関
係、人的関係及び最近一年間の業務上の関係の概要

ロ 当該信用格付業者の関係法人（外国法人に限る。）の本店又
は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国
において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並び
に当該行政機関等の名称及び所在地

六 第二百九十八条第五号に掲げる事項について変更があった場合
新たに法令等遵守責任者、信用格付の付与に係る過程において格
付アナリストを監督する責任を有する者又は監督委員会の委員と
なった者に関する次に掲げる書面

イ 履歴書

ロ 住民票の抄本（外国人である場合には、外国人登録原票の記
載事項証明書）又はこれに代わる書面

（業務の内容又は方法の変更の届出）

第三百五条 法第六十六条の三十一第三項の規定により届出を行う信
用格付業者は、変更の内容、変更年月日及び変更の理由を記載した
届出書に、第二百九十九条各号に掲げるもの（内容に変更があった

（新設）

ものに限る。)を記載した書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。

第二節 業務

(業務管理体制の整備)

第三百六条 法第六十六条の三十三第一項の規定により信用格付業者が整備しなければならない業務管理体制は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 常に公正不偏の態度を保持し、自らの判断と責任において信用格付行為を行うための措置がとられていること。

二 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程において公正かつ誠実にその業務を遂行するための次のいずれかの措置がとられていること。

イ 信用格付の付与に係る過程に關与する主任格付アナリストが同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に五年間継続して關与した場合には、その後二年間当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に關与しないための措置

ロ 信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行い、かつ、当該合議体の構成員の総数の三分の一以上の構成員について連続して同一の格付関係者が利害を有

(新設)

(新設)

する事項を対象とする信用格付（資産証券化商品以外の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、同一事業年度内に当該信用格付の対象となる事項を対象とする二以上の信用格付を付与したときは、当該二以上の信用格付を一の信用格付とみなす。）の付与に係る過程に関与しないための措置

三 公正に信用格付行為を行うことについて重要な疑義がある者を採用しないための措置がとられていること。

四 信用格付業者の業務の適正を確保するための次に掲げる体制の整備に係る措置がとられていること。

イ 役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ロ 役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

五 法令等遵守を確保するための次に掲げる措置がとられていること。

イ 法令等遵守に関する方針及び手続の策定

ロ 法令等遵守責任者の選任その他法令等遵守に係る責任の所在の明確化に関する方針の策定

ハ 使用人が法令等に反する行為を発見した場合の対応に関する次に掲げる措置

(1) 信用格付業者の使用人が法令等に反する行為を発見した場合における当該行為の内容を役員及び法令等遵守責任者に通

知するための措置

(2) 当該通知を受けた役員及び法令等遵守責任者が信用格付業者において法令等に反する行為が行われることを防止するための適切な措置

(3) 当該通知を行った者が当該通知を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための措置

六 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する次に掲げる措置がとられていること。

イ 信用格付業の業務を適正かつ円滑に遂行し得る専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保するための措置（信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体において行う場合には、当該合議体の構成員の選任方法及び当該合議体の意思決定の方法その他使用人の専門的知識及び技能が適正に発揮されることを確保するための措置を含む。）

ロ 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するための措置

ハ 信用格付の付与のために専門的知識及び技能を有する人員を十分に確保できない場合又は信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保できない場合には、当該信用格付を付与しないための措置

ニ 格付付与方針等の妥当性及び実効性について検証を適正に行う機能を整備するための措置（資産証券化商品の原資産の信用状態の特性が変化した場合における当該資産証券化商品の格付

付与方針等の妥当性及び実効性についての検証を適正に行うための措置を含む。）

ホ 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置

ヘ 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、当該資産証券化商品の設計が信用格付業者にとって新規のものである場合において、当該信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置

ト 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するための措置（当該検証及び更新を実施しないこととした場合においては、その旨及びその他必要な事項を遅滞なく公表するための措置を含む。）

七 信用格付業に係る利益相反を防止するための次に掲げる措置がとられていること。

イ 信用格付行為のうち利益相反又はそのおそれのある行為（以下この章において「特定行為」という。）を適切な方法により特定し、当該行為が投資者の利益を害しないことを確保するための措置（次に掲げる措置を含む。以下この章において「利益相反回避措置」という。）

(1) 格付担当者が利益相反のおそれのある有価証券の売買その

-
- 他の取引等を行わないための措置
- (2) 役員又は使用人と格付関係者との間で利益相反のおそれのある場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に当該役員又は使用人が関与しないための措置
- (3) 信用格付業者と格付関係者との間で利益相反のおそれのある次に掲げる場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与において、投資者の利益を害しないことを確保するための措置
- (i) 信用格付業者が格付関係者から融資（債務の保証及び担保の提供を含む。）を受けている場合
- (ii) 信用格付業者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権（第十六条に規定するものを除く。）を保有している者が格付関係者である場合
- (iii) 格付関係者が信用格付業者が発行する有価証券の引受人となる場合
- (iv) 格付関係者から信用格付行為に係る役務以外の役務の対価として多額の金銭その他の財産上の利益を受けている場合
- (4) 格付担当者が格付関係者の役員又はこれに準ずるものに基づくことを目的として自ら働きかけを行うことを防止するための措置
- (5) 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリス
-

-
- トが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就いた場合において、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付（信用格付業者の役員又は使用人でなくなった日前二年前に当該格付アナリストが付与に係る過程に関与した場合に限る。）の妥当性を検証するための措置
- ロ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要を適切な方法により公表するための措置
- ハ 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置がとられていること。
- 九 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるための次に掲げる措置がとられていること。
- イ 第三者が当該信用格付の妥当性を評価するために重要と認められる情報の項目を整理して公表すること。
- ロ 格付関係者に対し、当該資産証券化商品に関する情報（イに基づき公表した項目を含む。）の公表その他の第三者が当該信用格付の妥当性について検証することができるための措置を講じるよう働きかけを行うこと。
- ハ 信用格付業者がロに基づき行った働きかけの内容及びその結果（当該資産証券化商品に関する情報の公表の状況について、格付関係者から聴取した結果をいう。）について公表すること
-

-
- 十 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針（次に掲げるものを内容とするものに限る。）を定め、かつ、当該決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置（当該決定方針の見直しを定期的に実施するための体制整備に係る措置を含む。）がとられていること。
- イ 法令等遵守責任者の報酬等の額が信用格付業の業務の実績の影響を受けないこと。
- ロ 格付担当者の報酬等の額が当該信用格付の手数料の影響を受けないこと。
- 十一 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するための措置がとられていること。
- 十二 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うための次に掲げる措置がとられていること。
- イ 信用格付業の業務に関して知り得た情報及び秘密を信用格付業を公正かつ的確に遂行するために必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置
- ロ 秘密の範囲及び業務上知り得る者を特定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図るための措置
- 十三 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置（当該苦情を当該信用格付業者の役員に報告するための体制整備に関する措置を含む。）がとられていること。
- 十四 格付方針等に従い、信用格付業の業務を遂行するための措置（格付アナリストに対する研修に係る措置を含む。）がとられて
-

いること。

十五 金融商品又は法人の信用状態の評価の結果に関する一般的な性質に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示を行わないための措置がとられていること。

十六 関連業務に係る行為を行う場合において、当該行為が信用格付業に係る行為であると誤認されることを防止するための措置がとられていること。

十七 信用格付業者において前各号に掲げる措置が適切に講じられることを確保するため、次に掲げる要件を満たす委員会（以下この章において「監督委員会」という。）の設置に関する措置がとられていること。

イ 委員のうち三分の一以上（委員が三名以下の場合にあつては、二名以上）は、信用格付業者、当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする他の法人又は当該信用格付業者を子法人とする他の法人の子法人（当該信用格付業者を除く。）の役員（監査役又は幹事その他これらに準ずる者を除く。）又は使用人（以下イにおいて「関係役員等」という。）ではない者

なく、かつ、過去五年以内に関係役員等となつたことがない者（以下この章において「独立委員」という。）であること。

ロ 委員の過半数が金融に係る専門的知識を有する者であること。

ハ 独立委員の報酬等の額が信用格付業者の信用格付業の業務の実績の影響を受けないこと。

二 独立委員は、不正行為を行った場合、職務上の義務違反があると認められた場合又は法令に基づく場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがないこと。

ホ 独立委員の意見が定期的に監督委員会に提出されること。

2 前項第二号の規定は、信用格付業者の役員及び使用人の数、信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を勘案し、当該規定を遵守することが困難であり、かつ、他の代替的な措置を講じることにより当該信用格付業者の役員及び使用人が格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行することができると思われる場合であつて、金融庁長官が承認したときは、適用しない。

3 第一項第十七号の規定は、信用格付業者の役員及び使用人の数、信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を勘案し、当該規定を遵守することが困難であり、かつ、他の代替的な措置を講じることにより当該信用格付業者において同項各号（第十七号を除く。）に掲げる措置が適切に講じられると認められる場合であつて、金融庁長官が承認したときは、適用しない。

4 信用格付業者は、前二項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならぬ。

一 理由書

二 役員及び使用人の数を記載した書面

三 信用格付業に係る業務の特性、規模、複雑性その他の事情を記

載した書面

四 他の代替的な措置の内容を記載した書面

五 その他参考となるべき事項を記載した書類

5 二以上の信用格付業者（当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の役員及び国内における代表者を有する場合に限る。）が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して業務管理体制を整備することができる。

（格付関係者）

第三百七条 法第六十六条の三十三第二項に規定する内閣府令で定める者は、次の各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- 一 法人（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第二十四条第一項に掲げるものを含む。以下この号、第三百九条第三号、第三百十條第二号、第三百十三條第二項第二号及び第三百十八條第二号ロ(3)において同じ。）の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合 当該法人（同令第二十四条第一項第四号に掲げるものを除く。）及び当該法人に対する資金の貸付けに関する事務（組成に関するものに限る。）の受託者
- 二 金融商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合 当該金融商品（有価証券に限る。）の発行者、引受人及び当該金融商品の組成に関する事務の受託者

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における法第六十六条の三十三第二項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 当該資産証券化商品が第二百九十五条第三項第一号イ又はロに掲げる要件を満たす場合における同号イ(1)又はロ(1)の原資産の主要たる保有者

二 当該資産証券化商品が第二百九十五条第三項第一号ハ又は二に掲げる要件を満たす場合における同号ハ(1)又は二(1)の第三者(主たるものに限る。)

三 当該資産証券化商品が第二百九十五条第三項第一号イ又はハに掲げる要件を満たす場合における同号イ又はハの特別目的法人

四 当該資産証券化商品の組成に関する事務の受託者

(格付関係者との密接な関係)

第三百八条 法第六十六条の三十五第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次に掲げる場合における信用格付業者又はその役員若しくは使用人と格付関係者との間の関係とする。

一 信用格付業者の格付担当者が当該格付関係者の役員又はこれに準ずる者である場合

二 信用格付業者の格付担当者が当該格付関係者の役員又はこれに準ずる者の親族(配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。)
()である場合(前号に掲げる場合を除く。)

(新設)

三 信用格付業者又はその格付担当者が当該格付関係者が発行者である有価証券の保有者である場合

四 信用格付業者又はその格付担当者がデリバティブ取引（当該格付関係者が発行する有価証券又は当該格付関係者に関するものに限る。）に関する権利を有する者である場合

2 前項第三号の保有者及び同項第四号の権利を有する者には、自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有価証券を所有する者（売買その他の契約に基づき有価証券の引渡請求権を有する者を含む。）又は権利を有する者のほか、次に掲げる者を含むものとする。

一 金銭の信託契約その他の契約又は法律の規定に基づき、有価証券の発行者の株主として議決権その他の権利を行使することができる権限又は当該議決権その他の権利の行使について指図を行うことができる権限を有する者

二 投資一任契約その他の契約又は法律の規定に基づき、有価証券に対する投資をするために必要な権限を有する者

（格付関係者が利害を有する事項）

第三百九条 法第六十六条の三十五第一号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 格付関係者の信用状態に関する評価

二 格付関係者が有価証券の発行者である場合における当該有価証券の信用状態に関する評価

（新設）

三 格付関係者が組成に関する事務の受託者である場合における当該組成に係る金融商品又は法人の信用状態に関する評価

(信用格付に重要な影響を及ぼすべき事項)

第三百十条 法第六十六条の三十五第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法人又は当該法人が発行する有価証券の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における当該法人の組織形態並びに主要な資産及び負債の構成

二 金融商品又は法人の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合における当該金融商品又は当該法人に対する資金の貸付けに係る債権の組成に関する重要な事項

(禁止の対象から除かれる助言の態様)

第三百十一条 法第六十六条の三十五第二号に規定する内閣府令で定める場合は、格付関係者からの求めに応じ、当該格付関係者から提供された情報又は事実が信用格付の付与に与える影響について、格付与方針等及びこれに関連する事項に基づき説明をした場合とする。

(禁止行為)

第三百十二条 法第六十六条の三十五第三号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(新設)

(新設)

(新設)

一 信用評価（法第二条第三十四項に規定する信用評価をいう。以下この章において同じ。）を行う前に、あらかじめ、定められた信用格付を当該信用評価の結果として提供し、又は閲覧に供することを格付関係者との間で約束する行為（資産証券化商品の信用状態に関する評価について、格付付与方針等及びこれに関連する事項に基づき予想される信用格付を格付関係者に対してあらかじめ提供する行為を除く。）

二 信用格付業者の格付担当者が信用格付の付与に係る過程において、格付関係者から金銭又は物品（同一日における総額が三千万円以下であり、かつ、業務上必要と認められるものを除く。）の交付を受け、その交付を要求し、又はその交付の申込みを承諾する行為

三 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、当該資産証券化商品又はその原資産の信用状態に関する評価を対象として他の信用格付業者が信用格付を付与していたことのみを理由として、当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付の付与を拒む行為

（格付方針等の記載事項）

第三百十三条 法第六十六条の三十六第一項に規定する格付方針等は、次に掲げる事項を記載して定めなければならない。

一 信用格付の付与に係る方針及び方法（以下この章において「格付付与方針等」という。）

（新設）

- 2| 二| 信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る方針及び方法
（以下この条において「格付提供方針等」という。）
2| 格付付与方針等は、次に掲げる要件を満たすものでなければなら
ない。
- 一| 厳格かつ体系的なものであること。
二| 収集した金融商品又は法人の信用状態（当該信用状態に関する
評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）に係るす
べての情報資料を総合して判断するものであること。
三| 信用格付の対象となる事項の区分及びその細目に応じ、次に掲
げる事項が記載されていること。
イ| 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関す
る評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準及び当該基
準を採用する理由
ロ| 信用格付の付与に係る方法の概要
- 四| 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を行う前に
、あらかじめ、当該信用格付の付与に当たり信用格付業者が利用
した主要な情報に関し、格付関係者が事実の誤認の有無について
確認することが可能となるための方針及び方法（当該格付関係者
が意見を述べるために必要な合理的な時間を確保するための方針
及び方法を含む。）が記載されていること。
- 五| 格付関係者の依頼によらず信用格付の付与を行う場合における
当該信用格付の付与に係る方針及び方法が記載されていること。
3| 格付提供方針等は、次に掲げる要件を満たすものでなければなら

ない。

- 一 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為が当該信用格付の付与後遅滞なく行われることとされていること。
- 二 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為が広く一般に対して行われることとされていること。
- 三 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされていること。ただし、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、ホに掲げる事項（第三百七条第二項第一号又は第二号に掲げる者の氏名又は名称に限る。）に代えて、同項第一号又は第二号に掲げる者の業種、規模及び所在地並びに公表しない理由を公表することができるとされていること。
- イ 信用格付業者の商号又は名称及び登録番号並びに当該信用格付業者に対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容
- ロ 信用格付を付与した年月日
- ハ 信用格付の付与に係る過程に關与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名
- ニ 信用格付の付与に当たり採用した前項第三号に掲げる事項及び信用格付の対象となる事項の概要（二以上の信用格付の付与に係る方法を採用した場合には、その旨及びその理由を含む。）

-
- ホ 格付関係者の氏名又は名称
- ヘ 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、当該資産証券化商品の設計が信用格付業者にとって新規のものである場合には、その旨
- ト 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者に関する非公開情報を入力したか否かの別
- チ 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由
- リ 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の变化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）
- ヌ 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項
- （1） 当該情報の概要
- （2） 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要
- （3） 当該情報の提供者
- ル 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項
-

- (1) 損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報
- (2) 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示(当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。)
- 四 付与した信用格付の撤回に関する情報提供が遅滞なく行われることとされていること。
- 五 信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行わないこととされていること。

(格付方針等の公表方法)

第三百十四条 信用格付業者は、インターネットの利用その他の方法により、投資者及び信用格付の利用者が容易に閲覧できるよう格付方針等を公表しなければならない。

2 二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の役員及び国内における代表者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して格付方針等を定め、公表することができる。

3 信用格付業者は、格付方針等について重要な変更を行うときは、あらかじめ、変更する旨及びその概要を公表するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、当該事由、変更した旨及びそ

(新設)

の概要を変更後遅滞なく公表すれば足りる。

第三節 経理

(業務に関する帳簿書類)

第三百十五條 法第六十六條の三十七の規定により信用格付業者が作

成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

一 付与した信用格付に関する次に掲げる事項に係る記録

イ 付与した信用格付、当該信用格付を付与した年月日及び当該信用格付の対象となる事項

ロ 第三百十三條第三項第三号に掲げる事項

ハ 信用格付の付与に係る過程に關与した格付アナリストの氏名及び信用格付の付与について信用格付業者を代表して責任を有する者の氏名

ニ 信用格付の付与に係る信用格付業者としての最終的な意思決定を合議体で行う場合における当該合議体の構成員の氏名、当該合議体に提出された資料及び意思決定の根拠その他の記録(合議体で行わない場合には、その旨及びその理由)

ホ 関係法人が信用格付の付与に係る過程に關与した場合には、当該関係法人の名称及び所在地

ヘ 主として定量的分析に基づき信用評価を行った場合について、当該定量的分析に基づき信用評価を行った結果と付与された信用格付との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因と

(新設)

(新設)

-
- なつた主な事項
- ト 信用格付の付与の基礎となる資料（格付関係者との交渉の経過を記録したものを含む。）
 - チ 格付関係者からの依頼に基づき付与された信用格付であるか否かの別
 - リ 信用格付業者及びその格付担当者と格付関係者との間における利益相反の有無の確認その他利益相反を防止するために講じた措置の概要
 - 二 信用格付業者に対し手数料を支払った格付関係者に関する次に掲げる事項に係る記録
 - イ 氏名又は名称及び住所
 - ロ 手数料の額
 - ハ 手数料に係る役務の内容
 - 三 信用格付業者が提供する役務又は商品の概要を記載した書面
 - 四 格付アナリストが作成した信用評価に関する書面（公表されていないものを含む。）
 - 五 法令等遵守の状況に関する調査の結果を記載した書面
 - 六 特定行為及び利益相反回避措置を記載した書面
 - 七 監督委員会の議事録
 - 八 信用格付業者の役員又は使用人と格付関係者との間の重要な交渉（信用格付行為に限る。）の経過に関する記録
 - 九 投資者その他信用格付の利用者から受領した書類又は電磁的記録（信用格付行為に関する苦情に関する記載を含むものに限る。）
-

十 総勘定元帳

2 前項に掲げる帳簿書類は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

(事業報告書)

第三百六十六条 法第六十六条の三十八の規定により信用格付業者が提出すべき事業報告書は、別紙様式第二十八号により作成しなければならない。

2 信用格付業者は、前項の事業報告書を作成する場合には、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

(事業報告書の提出期限の承認の手続等)

第三百十七条 外国法人である信用格付業者は、令第十八条の四の二ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 登録年月日及び登録番号

三 事業報告書の提出に關し当該承認を受けようとする期間

四 事業報告書に係る事業年度終了の日

五 事業報告書の提出に關し当該承認を必要とする理由

2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

一 定款又はこれに代わる書面

二 当該承認申請書に記載された外国法人である信用格付業者の代表者（法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を含む。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面

三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があつた場合において、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後三月以内に事業報告書を提出することができないと認められるときは、当該申請のあつた日の属する事業年度（その日が事業年度開始後三月以内（直前事業年度に係る事業報告書の提出に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る事業報告書について、承認をするものとする。

4 前項の承認は、同項の外国法人である信用格付業者が毎事業年度経過後三月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項

は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

(説明書類の記載事項)

第三百十八条 法第六十六条の三十九に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 信用格付業者の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 商号又は名称

ロ 登録年月日及び登録番号

ハ 組織の概要

ニ 株式の保有数の上位十位までの株主の氏名又は名称並びにその株式の保有数及び総株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合

ホ 法第六十六条の二十八第一項第二号から第五号までに掲げる事項

二 信用格付業者の業務の状況に関する次に掲げる事項

イ 直近の事業年度における業務の概要

ロ 直近の事業年度における業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1) 売上高(信用格付行為の役務の対価及び信用格付行為以外

(新設)

-
- の役務の対価の内訳を含む。)
- (2) 信用格付業者が一の格付関係者(当該格付関係者のその関連会社等(令第十五条の十六第一項各号及び第二項各号に掲げる者をいう。))を含む。))から信用格付業に係る売上高の百分の十を超える手数料を得ている場合には、当該格付関係者の氏名又は名称
- (3) 金融商品又は法人の信用状態(当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。))の変化に関する統計その他の情報
- (4) 付与した信用格付の履歴に関する情報(信用格付を付与した日から一年以上経過したものに限る。))
- (5) 関連業務及びその他業務の業務の状況
- (6) 格付アナリストの総数
- ハ 信用格付業者と格付関係者との間の一般的な手数料の体系
- 三 信用格付業者の業務管理体制の整備の状況(次に掲げる事項の概要を含む。))
- イ 格付担当者が連続して同一の格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の付与に係る過程に関する場合において、当該格付関係者から独立した立場において公正かつ誠実にその業務を遂行するために講じる措置
- ロ 信用格付業の業務の適正を確保するための体制の整備に係る措置(第三百六条第一項第四号に規定する措置をいう。))
- ハ 法令等遵守を確保するための措置
-

- ニ 信用格付の付与に係る過程の品質の管理の方針及びその実施に関する次に掲げる措置
- (1) 格付アナリストの採用及び研修に関する方針
 - (2) 格付アナリストの配置
 - (3) 信用格付の付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するために講じる措置
 - (4) 格付付与方針等の妥当性及び実効性について独立した立場から検証を行う機能の概要
 - (5) 格付付与方針等について重要な変更を行ったときは、当該格付付与方針等に基づき付与した信用格付のうち、変更後の格付付与方針等に基づき更新するか否かについて判断すべき信用格付の範囲及び更新に要する期間を遅滞なく公表し、当該期間内に必要な更新を行うための措置
 - (6) 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、当該資産証券化商品の設計が信用格付業者にとって新規のものである場合において、当該信用格付を適正に付与することが可能であることを検証するための措置
 - (7) 付与した信用格付に係る検証及び更新を適切かつ継続的に実施するために講じる措置
- ホ 特定行為の種類及び利益相反回避措置の概要
- ヘ 信用格付業者の役員又は使用人でなくなった格付アナリストが格付関係者の役員又はこれに準ずるものに就く場合において

-
- 、当該格付関係者が利害を有する事項を対象とする信用格付の妥当性を検証するために講じる措置
- ト| 関連業務及びその他業務に係る行為が信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置
- チ| 資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合において、第三者が独立した立場において当該信用格付の妥当性について検証することができるために講じる措置
- リ| 信用格付業者の役員及び使用人の報酬等の決定方針が信用格付業の業務の公正かつ的確な実施に支障を及ぼさないことを確保するための措置
- ヌ| 格付担当者が当該信用格付の手数料に関する交渉に参加することを防止するために講じる措置
- ル| 信用格付業の業務に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持を適切に行うために講じる措置
- ヲ| 信用格付業者に対する苦情を適切かつ迅速に処理するための措置
- ワ| 監督委員会の運営方針並びに委員の氏名及び選任方法（独立委員の独立性に関する考え方を含む。）
- カ| 信用格付業者並びにその役員及び使用人が遵守すべき行動規範を記載した書面
- 四| 格付方針等の概要
- 五| 信用格付業者の関係法人及び子法人の状況に関する次に掲げる
-

事項

- イ 信用格付業者並びにその関係法人及び子法人の集団の構成
- ロ 関係法人及び子法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び主たる事業の内容

(説明書類の縦覧方法)

第三百十九条 信用格付業者は、説明書類の写しをすべての営業所又は事務所に備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により、投資者及び信用格付の利用者が容易に閲覧できるよう公表しなければならない。

2 二以上の信用格付業者(当該二以上の信用格付業者が関係法人であり、かつ、共通の役員及び国内における代表者を有する場合に限る。)が共同して信用格付行為を業として行う場合には、当該二以上の信用格付業者が共同して説明書類を作成し、公表することができる。

(説明書類の縦覧期限の承認の手続等)

第三百二十条 外国法人である信用格付業者は、令第十八条の四の三ただし書の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した承認申請書を金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 説明書類の縦覧に關し当該承認を受けようとする期間

(新設)

(新設)

-
- 四 説明書類に係る事業年度終了の日
- 五 説明書類の縦覧に関し当該承認を必要とする理由
- 2 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 定款又はこれに代わる書面
- 二 当該承認申請書に記載された外国法人である信用格付業者の代表者（法第六十六条の二十八第一項に規定する国内における代表者又は第二百九十七条に規定する者を含む。）が当該承認申請書の提出に関し正当な権限を有する者であることを証する書面
- 三 当該承認申請書に記載された法令又は慣行に関する事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文
- 3 金融庁長官は、第一項の承認の申請があった場合において、外国法人である信用格付業者が、その本国の法令又は慣行により、その事業年度経過後四月を経過した日から説明書類を備え置き、公衆の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表することができないと認められるときは、当該申請のあった日の属する事業年度（その日が事業年度開始後四月以内（直前事業年度に係る説明書類の縦覧に関して当該承認を受けている場合にあつては、当該承認を受けた期間内）の日である場合にあつては、その直前事業年度）から当該申請に係る同項第五号の理由について消滅又は変更があることとなる日の属する事業年度の直前事業年度までの事業年度に係る説明書類について、承認をするものとする。
-

4 前項の承認は、同項の外国法人である信用格付業者が毎事業年度経過後四月以内に次に掲げる事項を記載した書類を金融庁長官に提出することを条件として、行われるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、当該書類の提出前五年以内に提出された書類に記載された事項と同一の内容のものである場合には、当該事項は記載しないことができる。

一 当該事業年度中に当該承認に係る申請の理由について消滅又は変更がなかった旨

二 前号に掲げる事項に関する法律専門家の法律意見書及び当該法律意見書に掲げられた関係法令の関係条文

第四節 監督

(廃業等の届出)

第三百二十一条 法第六十六条の四十第一項の規定により届出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合（次号及び第三号に掲げる場合を除く。） 廃止の年月日及び理由

二 法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合（分割により信用格付業に係る事業の全部を承継させたときに限る。） 次に

掲げる事項

イ 承継先の商号又は名称

(新設)

(新設)

-
- ロ 分割の年月日及び理由
- 三 法第六十六条の四十第一項第一号に該当する場合（信用格付業の全部を譲渡したときに限る。） 次に掲げる事項
- イ 譲渡先の商号、名称又は氏名
- ロ 譲渡の年月日及び理由
- 四 法第六十六条の四十第二号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ 合併の相手方の商号又は名称
- ロ 合併の年月日及び理由
- ハ 合併の方法
- 五 法第六十六条の四十第三号に該当する場合 次に掲げる事項
- イ 破産手続開始の申立てを行った年月日
- ロ 破産手続開始の決定を受けた年月日
- 六 法第六十六条の四十第四号に該当する場合 解散の年月日及び理由
- 2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。
- 一 法第六十六条の四十第二号に該当する場合 合併契約の内容及び合併の手続を記載した書面
- 二 法第六十六条の四十第三号に該当する場合 破産手続開始の決定の裁判書の写し又は破産手続開始の決定の内容を記載した書面
-

(廃業等の公告等)

第三百二十二条 法第六十六条の四十第三項の規定による公告は、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙により行うものとする。

(新設)

2 法第六十六条の四十第四項に規定する届出書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 商号又は名称
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 該当事由
- 四 該当事由の発生予定年月日

(所在不明者の公告)

第三百二十三条 法第六十六条の四十二第三項の規定による公告は、官報により行うものとする。

(新設)

(監督処分の公告)

第三百二十四条 法第六十六条の四十三の規定による公告は、官報により行うものとする。

(新設)

(適用上の注意)

第三百二十五条 金融庁長官は、法第六十六条の四十一、第六十六条の四十二第一項若しくは第二項又は第六十六条の四十五第一項に規

(新設)

定する権限を行使する場合には、個別の信用等级付又は信用評価の方法の具体的な内容に関与しないよう配慮するものとする。

第五章 雑則

第三百二十六条・第三百二十七条 (略)

(標準処理期間)

第三百二十八条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第二十九条、第三十三条の二、第六十六条及び第六十六条の二十七の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項の許可 二月

二 (略)

2 (略)

第四章 雑則

第二百九十五条・第二百九十六条 (略)

(標準処理期間)

第二百九十七条 金融庁長官等は、次の各号に掲げる登録、認可、承認、許可又は確認に関する申請があった場合は、その申請が事務所に到達した日から当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第二十九条、第三十三条の二及び第六十六条の登録、第三十条第一項の認可並びに第六十条第一項の許可 二月

二 (略)

2 (略)

改正案

現行

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係) (日本工業規格A4)

別紙様式第一号 (第五条、第二十条第一項、第二十二条第一項関係) (日本工業規格A4)

(第1面) (略)

(第2面)

(第1面) (略)

(第2面)

* 登録番号	財務(支)局長(金商)第	号(年月日)
* 金融商品取引法第30条第1項の認可	認可の有無	認可年月日
1 法人・個人の別	法人	個人
2 商号又は名称	(ふりがな)	
3 氏名	(ふりがな) 氏名	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行うとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用者(第6条第1項に規定する者を含む。)の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用者(第6条第2項に規定する者を含む。)の氏名	別添4のとおり	

* 登録番号	財務(支)局長(金商)第	号(年月日)
* 金融商品取引法第30条第1項の認可	認可の有無	認可年月日
1 法人・個人の別	法人	個人
2 商号又は名称	(ふりがな)	
3 氏名	(ふりがな) 氏名	
4 法人であるときは、資本金の額又は出資の総額(第一種金融商品取引業を行うとする外国法人にあつては、資本金の額又は出資の総額及び持込資本金の額)	別添1のとおり	
5 法人であるときは、役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含む。)の氏名又は名称	別添2のとおり	
6 金融商品取引業に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用者(第6条第1項に規定する者を含む。)の氏名	別添3のとおり	
7 投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用者(第6条第2項に規定する者を含む。)の氏名	別添4のとおり	

8 投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添5のとおり	8 投資助言・代理業に関し、法第29条の2第1項第6号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人（第6条第1項に規定する者を含む。）の氏名	別添5のとおり
9 業 務 の 種	別添6のとおり	9 業 務 の 種	別添6のとおり
10 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添7のとおり	10 本店その他の営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添7のとおり
11 他に行っている事業の種類	別添8のとおり	11 他に行っている事業の種類	別添8のとおり
12 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称		12 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称	
13 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号		13 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号	
14 第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項	別添9のとおり	14 第7条第3号イ及び第4号から第9号までに掲げる事項	別添9のとおり
15 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称		15 第一種金融商品取引業を行う場合には、加入する投資者保護基金の名称	
(注意事項) (略)		(注意事項) (略)	
(以下略)		(以下略)	

改 正 案

別紙様式第九号 (第四十三条、第五十一条第一項関係)

(日本工業規格 A 4)

(第 1 面) (略)

(第 2 面)

*	登 録 番 号	財務 (支) 局長 (登金) 第 号 (年 月 日)
	(ふ り が な) 1 商 号 又 は 名 称	
2	資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添 1 のとおり
3	役員 (外国法人にあつては、国内における代表者を含む。) の氏名又は名称	別添 2 のとおり
4	会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添 3 のとおり
5	本店その他の営業所又は事務所 (外国法人にあつては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所) の名称及び所在地	別添 4 のとおり
6	他に行っている事業の種類	別添 5 のとおり
7	登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添 6 のとおり
8	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づき投資判断を行う使用人の氏名	別添 7 のとおり
9	投資助言・代理業に関し、法第 33 条の 3 第 1 項第 5 号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添 8 のとおり

現 行

別紙様式第九号 (第四十三条、第五十一条第一項関係)

(日本工業規格 A 4)

(第 1 面) (略)

(第 2 面)

*	登 録 番 号	財務 (支) 局長 (登金) 第 号 (年 月 日)
	(ふ り が な) 1 商 号 又 は 名 称	
2	資本金の額、基金の総額又は出資の総額	別添 1 のとおり
3	役員 (外国法人にあつては、国内における代表者を含む。) の氏名又は名称	別添 2 のとおり
4	会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称	別添 3 のとおり
5	本店その他の営業所又は事務所 (外国法人にあつては、本店及び国内における本店等その他の営業所又は事務所) の名称及び所在地	別添 4 のとおり
6	他に行っている事業の種類	別添 5 のとおり
7	登録金融機関業務に関し、法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添 6 のとおり
8	投資助言業務又は投資運用業に関し、助言又は運用を行う部門を統括する使用人及び金融商品の価値等の分析に基づき投資判断を行う使用人の氏名	別添 7 のとおり
9	投資助言・代理業に関し、法第 33 条の 3 第 1 項第 5 号の営業所又は事務所の業務を統括する使用人及びその者の権限を代行し得る地位にある使用人の氏名	別添 8 のとおり

<p>10 手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</p>		<p>10 加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称</p>	
<p>11 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>		<p>11 会員等となる金融商品取引所の名称又は商号</p>	
<p>12 金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号</p>		<p>12 金融商品仲介業務を行う場合の委託金融商品取引業者の商号</p>	
<p>13 第44条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項</p>	<p>別添9のとおり</p>	<p>13 第44条第4号及び第6号から第9号までに掲げる事項</p>	<p>別添9のとおり</p>
<p>(注意事項) (略)</p> <p>(以下略)</p>		<p>(注意事項) (略)</p> <p>(以下略)</p>	

改 正 案

現 行

<p>別紙様式第十二号 (第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印</p> <p>1 業務の状況 (1)・(2) (略) <u>(3) 苦情処理及び紛争解決の体制</u> <u>(4)～(9) (略)</u></p> <p>(注意事項) 1 業務の状況 (1)・(2) (略) <u>(3) 苦情処理及び紛争解決の体制</u> <u>指定紛争解決機関が存在する場合には手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合においては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を行っている業務の種別ごとに記載すること。</u> <u>(4)～(9) (略)</u></p> <p><u>(10)～(24) (略)</u> (以下略)</p>	<p>別紙様式第十二号 (第百七十二条第一項、第百八十二条第一項関係) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称 所在地 代表者の役職氏名 印</p> <p>1 業務の状況 (1)・(2) (略) (新設) <u>(3)～(8) (略)</u></p> <p>(注意事項) 1 業務の状況 (1)・(2) (略) (新設) <u>(3)～(8) (略)</u></p> <p><u>(9)～(23) (略)</u> (以下略)</p>
---	--

改正案

現行

別紙様式第十六号 (第百八十七条関係)

別紙様式第十六号 (第百八十七条関係)

(日本工業規格 A 4)

(日本工業規格 A 4)

事業報告書

事業報告書

[年 月 日から
年 月 日まで]

[年 月 日から
年 月 日まで]

年 月 日

年 月 日

登録金融機関名

登録金融機関名

所在地

所在地

代表者氏名

代表者氏名

印

印

1・2 (略)

1・2 (略)

3 苦情処理及び紛争解決の体制

(新設)

4～8 (略)

3～7 (略)

(注意事項)

(注意事項)

1 (略)

1 (略)

2 苦情処理及び紛争解決の体制

(新設)

指定紛争解決機関が存在する場合にあっては手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合にあっては苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

3・4 (略)

2・3 (略)

9 (略)

8 (略)

		年	月	日
金融庁長官 殿				
申請者	(郵便番号)		
	住所又は所在地			
	電 話 番 号 ()	—	
	商号又は名称			
	代表者の役職氏名			印
登 録 申 請 書				
金融商品取引法第 66 条の 28 の規定により同法第 66 条の 27 の登録を申請します。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。				

(注意事項)

- 1 印影は、印鑑届をしている印章により押印することとするが、やむを得ない事由があるときは署名によることができる。
- 2 押印した印章に係る印鑑証明書を添付すること（署名の場合を除く。）。

(第2面)

* 登 録 番 号	金融庁長官（格付）第 号（年 月 日）
1 法人格の有無	
2 (ふりがな) 商号又は名称	
3 役員（外国法人にあつては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。）の氏名又は名称	別添1のとおり
4 信用格付業を行う営業所又は事務所（外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所）の名称及び所在地	別添2のとおり
5 他にしている事業の種類	別添3のとおり
6 登録申請者（外国法人に限る。）の法第66条の28第1項に規定する国内における代表者又は第297条に規定する者の氏名	
7 登録申請者の関係法人であつて、登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	別添4のとおり
8 登録申請者の関係法人（第298条2号に規定する登録申請者の関係法人であつて、登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	別添5のとおり
9 登録申請者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の国名及び当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の名称及び所在地	別添6のとおり
10 法令等遵守責任者の氏名	
11 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の氏名	
12 監督委員会の委員（第三百六条	

第十七号イに規定する独立委員を含む。)の氏名	
------------------------	--

(注意事項)

- 1 「*登録番号」欄には、記載しないこと。
- 2 「法人格の有無」欄は、法人格がある場合にはその根拠規定を併せて記載すること。
- 3 「監督委員会の委員（第三百六条第十七号イに規定する独立委員を含む。）の氏名」の欄は、委員が独立委員である場合には、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。

(第3面)

(別添1：役員(外国法人にあつては、国内における代表者を含み、法人でない団体で代表者又は
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人を含む。)の氏名又は名称)

商号又は名称

(年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名又は名称	役 職 名

(第4面)

(別添2：営業所又は事務所(外国法人にあつては、本店及び国内における主たる営業所又は事務所その他の営業所又は事務所)の名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

名 称	所 在 地

(別添3：他に行っている事業の種類)

商号又は名称

(年 月 日現在)

他に行っている事業の種類

(第6面)

(別添4：登録申請者の関係法人であって、登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

商号又は名称	本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	
	名 称	所 在 地

(第7面)

(別添5：登録申請者の関係法人（第298条2号に規定する登録申請者の関係法人であって、登録申請者と共同して信用格付行為を行う他の登録申請者又は信用格付業者を除く。）の商号又は名称及び本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

商号又は名称	本店又は主たる営業所若しくは事務所の所在地	
	名 称	所 在 地

(第8面)

(別添6：登録申請者（外国法人に限る。）の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の
国名及び当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、その旨並びに当該行政機関等の
名称及び所在地)

商号又は名称

(年 月 日現在)

国名	監督の有無	行政機関等	
		名称	所在地

(注意事項)

- 1 「国名」欄には、当該登録申請者の本店又は主たる営業所若しくは事務所が所在する国の名称を記載すること。
- 2 当該国において行政機関等の監督を受けている場合には、「監督の有無」欄に「有」と記載し、併せて「行政機関等」欄に当該行政機関等の名称及び所在地を記載すること。

第 期事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで）

年 月 日提出

商号又は名称

所在地

代表者の役職氏名

印

1 業務の状況

(1) 登録年月日及び登録番号

年 月 日（金融庁長官（格付）第 号）

(2) 行っている業務の種類

(3) 当期の業務概要

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役員		使用人	計
		うち非常勤		
総数	名 ()	名 ()	名 ()	名 ()
うち格付アナリスト				

② 役員 の 状況

役職名	氏名又は名称	兼 職 の 状 況		
		商 号	役 職 名	代表権の有無

③ 法令等遵守責任者の状況

氏 名

④ 信用格付の付与に係る過程において格付アナリストを監督する責任を有する者の状況

氏 名

⑤ 監督委員会の委員（第三百六条第七号イに規定する独立委員を含む。）の状況

氏 名

⑥ 格付アナリストの状況

部門名	所属人数

(5) 営業所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 株主の状況

氏 名 又 は 名 称	住 所 又 は 所 在 地	割 合
その他 (名)		%
計 名		100.00%

(注意事項)

1 業務の状況

(1) 行っている業務の種類

当期末現在において業として行っている信用格付行為の内容、当該行為に係る信用格付の対象となる事項の区分及び他に行っている事業の種類を記載すること。なお、当期中に

において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(2) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。（外国法人にあっては、国内における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要も併せて記載すること。）

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。また、外国法人にあっては、国内における営業所又は事務所に駐在する役員及び使用人の数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

② 役員状況

当期末現在における役員について記載すること。なお、「兼職状況」の欄には、兼職先の商号又は名称並びに兼職先における役職名及び代表権の有無を記載すること。ただし、会計参与、監査役又は外国法人の国内における営業所若しくは事務所に駐在する役員以外の役員にあっては、「兼職状況」の欄の記載を要しない。

③ 監督委員会の委員（第三百六条第七号イに規定する独立委員を含む。）の状況

監督委員会の委員が独立委員である場合は、独立委員である旨を内書（括弧書）で併せて記載すること。

④ 格付アナリストの状況

当期末現在における格付アナリストについて記載すること。なお、「部門名」の欄には、当該部門が担当することとなる信用格付の対象となる事項の区分を下段に内書（括弧書）として記載すること。また、外国法人にあっては、「所属人数」の欄に、国内における営業所又は事務所に駐在する格付アナリストの数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

(4) 営業所の状況

当期末現在における本店等を含むすべての営業所又は事務所について記載すること。なお、当期中において、営業所若しくは事務所の設置若しくは廃止があった場合又は営業所若しくは事務所の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(5) 株主の状況

当期末現在における上位10位までの株主（第318条第1号ニに規定する上位10位までの株主をいう。）及びその他の株主について記載すること。なお、「割合」の欄には、同号ニに規定する割合を、小数点以下第3位以下を切り捨て、小数点以下第2位まで記載すること。

(7) 業務の状況

当期における信用格付業、関連業務及びその他の業務の状況について記載すること。なお、

表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

① 付与した信用格付の総数及び信用格付の対象となる事項の区分に応じた内訳

区 分	付与した信用格付の数
合 計	

(注意事項)

- 1 信用格付の対象となる事項の区分は、格付方針等における区分に従うこと。
- 2 外国法人にあっては、国内における格付の数を下段に内書（括弧書）として記載すること。

② 信用格付業者の顧客のうち、当該事業年度において信用格付業者に対して支払った手数料（第306条第1項第10号ロに規定する手数料をいう。）の額が大きいことにおいて上位を占める20の顧客の氏名又は名称及び金額

氏 名 又 は 名 称	金 額

(注意事項)

外国法人にあっては、国内において上位を占める20の顧客にかかるものについても記載すること。

③ 格付アナリストの報酬等の総額

④ 金融商品または法人の信用状態（当該信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項であるものに限る。）の変化に関する統計その他の情報

⑤ 関連業務及びその他の業務の状況

業務の内容

(注意事項)

外国法人にあっては、国内における関連業務及びその他業務の状況についても記載する

こと。

2 経理の状況

信用格付業者は、貸借対照表、損益計算書を作成し、提出することとする。

3 関係法人の状況

名称	主たる営業所又は事務所の所在地	主たる事業の内容	関係内容

(注意事項)

- 1 当期末現在の関係法人を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。
- 2 「関係内容欄」には、当該信用格付業者の子法人、当該信用格付業者を子法人とする他の法人又は当該信用格付業者を子法人とする他の法人の子法人（当該信用格付業者を除く。）の別及び資本関係又は人的関係の別を記載すること。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 金融商品取引所</p> <p> 第一節 総則（第四条―第十条の二）</p> <p> 第二節〜第九節 （略）</p> <p>第三章・第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（金融商品取引所の兼業業務に係る認可申請等）</p> <p>第九条の二 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を受けようとする業務の種類</p> <p>二 当該業務の開始予定年月日</p> <p>2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>一 当該業務を行う理由を記載した書面</p> <p>二 当該業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>三 当該業務に関する内部規則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則</p> <p>第二章 金融商品取引所</p> <p> 第一節 総則（第四条―第十条）</p> <p> 第二節〜第九節 （略）</p> <p>第三章・第四章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（金融商品の取引に類似する取引に係る認可申請等）</p> <p>第九条の二 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。</p> <p>2 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を受けようとする業務の種類</p> <p>二 当該業務の開始予定年月日</p> <p>3 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>い。</p>

- 四 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面
- 五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面
- 六 その他参考となるべき事項を記載した書類
- 3 法第八十七条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める取引は、算定割当量（同項に規定する算定割当量をいう。）に類似するものに係る取引とする。

（金融商品取引所の兼業業務に係る認可の予備審査）

第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同条第二項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）

第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該認可に係る会社を子会社（法第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。）とする理由を記載した書面

二 （略）

三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

- 一 当該業務を行う理由を記載した書面
- 二 当該業務の内容及び方法を記載した書面
- 三 当該業務に関する内部規則
- 四 当該業務を所掌する組織及びその人員の配置を記載した書面
- 五 当該認可後三事業年度における当該業務の収支の見込みを記載した書面

（金融商品の取引に類似する取引に係る認可の予備審査）

第九条の三 法第八十七条の二第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第二項の認可申請書及び同条第三項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができる。

（金融商品取引所の子会社に係る認可申請）

第十条 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 取引所金融商品市場の開設に関連する業務を行う会社を子会社（法第八十七条の三第二項に規定する子会社をいう。以下この項において同じ。）とする理由を記載した書面

二 （略）

三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五十七条第二項及び第六十一条第一項第三号ハにおいて同じ。)の氏名及び役職名を記載した書面
ニ・ト (略)

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 法第八十七条の三第四項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

3 (略)

(金融商品取引所の子会社に係る認可の予備審査)

第十条の二 法第八十七条の三第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所は、前条第一項の認可申請書及び同項各号の書類に準じた書類を金融庁長官に提出して予備審査を求めることができ

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

イ・ロ (略)

ハ 取締役及び監査役(委員会設置会社にあつては、取締役及び執行役。第五十四条第二項第一号イ(3)及び第五十七条第二項において同じ。)の氏名及び役職名を記載した書面
ニ・ト (略)

(新設)

2 法第八十七条の三第三項の認可を受けようとする金融商品取引所は、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官に提出しなければならぬ。

一・二 (略)

3 (略)

(新設)

(株式会社金融商品取引所の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有しようとする場合の認可申請書)

第五十四条 (略)

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならぬ。

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
イ 申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)～(8) (略)

(9) 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(13)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(10) 外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下(10)及び(13)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第六十条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(11) 外国商品市場開設者（令第十九条の三の三第四号に規定する外国商品市場開設者をいう。(13)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において商品先

一 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める書類（申請者が外国の法人であることその他の理由により当該書類の一部がない場合は、当該書類に相当する書類）
イ 申請者が法人（地方公共団体を除く。ハにおいて同じ。）である場合 当該法人に関する次に掲げる書類

(1)～(8) (略)

(9) 外国金融商品取引市場開設者（法第六十条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引市場開設者をいう。(11)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国において法第八十条第一項の免許と同種類の免許又はこれに類する許可その他の行政処分を受けていることを証する書類

(10) 外国金融商品取引市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第三号に規定する外国金融商品取引市場開設者持株会社をいう。以下(10)及び(11)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所の所在する国における法（法に基づく命令を含む。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国金融商品取引市場開設者持株会社であることについて法第六十条の十第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(新設)

物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第九条若しくは第七十八条の許可と同種類の許可又はこれに類する免許その他の行政処分を受けていることを証する書類

(12) 外国商品市場開設者持株会社（令第十九条の三の三第五号に規定する外国商品市場開設者持株会社をいう。以下(12)及び(13)において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所

(13) において同じ。）にあつては、その本店又は主たる事務所（以下(12)及び(13)において同じ。）に相当する外国の法令を執行する当局が、当該者が外国商品取引市場開設者持株会社であることについて商品先物取引法第九十六条の二十五第一項の認可と同種類の認可又はこれに類する許可その他の行為をしていることを証する書類

(13) 外国金融商品取引市場開設者、外国金融商品取引市場開設者持株会社、外国商品市場開設者又は外国商品市場開設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。）以上の数の対象議決権（同項に規定する対象議決権をいう。）を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社の子会社であることを知ることができる書類

ロ・ハ（略）

二〇四（略）

（新設）

(11) 外国金融商品取引市場開設者又は外国金融商品取引市場開設者持株会社にあつては、その総株主の議決権の保有基準割合（法第百三条の二第一項に規定する保有基準割合をいう。）以上の数の対象議決権（同項に規定する対象議決権をいう。）を取得し、又は保有しようとする株式会社金融商品取引所が認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社の子会社（令第十九条の三の三第二号ハに規定する子会社をいう。）であることを知ることができる書類

ロ・ハ（略）

二〇四（略）

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

- 2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - 一 株式会社金融商品取引所を子会社としようとする場合 次に掲げる書類

イ ホ (略)

二 (略)

(金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請等)

第六十一条 法第百六条の二十四第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 当該認可に係る会社を子会社とする理由を記載した書面
- 二 当該金融商品取引所持株会社及びその子会社に関する次に掲げる書類

イ 当該金融商品取引所持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書又は株主資本等変動計算書その他これらの最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該認可後三事業年度における当該金融商品取引所持株会社

(金融商品取引所持株会社に係る認可申請)

第五十七条 (略)

- 2 法第百六条の十一第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - 一 株式会社金融商品取引所を子会社(法第百二条の三十一第三項に規定する子会社をいう。以下この条及び第五十九条において同じ。)としようとする場合 次に掲げる書類

イ ホ (略)

二 (略)

(金融商品取引所持株会社の子会社に係る認可申請)

第六十一条 第十条第一項の規定は、法第百六条の二十四ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社について準用する。

及びその子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

ハ 当該金融商品取引所持株会社が行う子会社（当該認可に係る子会社となる会社を含む。）の経営管理に係る体制を記載した書類

三 当該認可に係る子会社となる会社に関する次に掲げる書類

イ 商号及び本店の所在の場所を記載した書面

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名を記載した書面

ニ 会計参与設置会社にあつては、会計参与の氏名又は名称を記載した書面

ホ 定款

ヘ 登記事項証明書

ト 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができ
る書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 第十条の二の規定は、法第百六条の二十四第一項ただし書の認可を受けようとする金融商品取引所持株会社について準用する。

（金融商品取引所等が発行者である有価証券等の上場の承認申請）

第七十一条 法第百二十二条第一項又は第百二十四条第一項若しくは第三項の規定により有価証券（法第百二十二条第一項又は第百二十

（金融商品取引所等が発行者である有価証券等の上場の承認申請）

第七十一条 法第百二十二条第一項（法第百二十三条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）又は第百二十四条第一

四条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けるものに限る。以下この項において同じ。）、有価証券に係る金融指標又は有価証券に係るオプション（次項及び第七十三条において「有価証券等」という。）の上場について承認を受けようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 売買のために有価証券を上場する場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 有価証券の上場に際し、当該有価証券の発行者が当該有価証券を上場しようとする取引所金融商品市場又は令第十九条の三の四に規定する外国金融商品市場を開設する者に対し上場審査のためにその規則の定めるところにより提出すべき書類と同等の書類（当該書類のうち金融庁長官が必要でないと認めたものを除く。）

ハ (略)

二〇四 (略)

2 | 前項の規定は、法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する法第二百二十二条第一項の規定により有価証券等（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する法第二百二十二条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）の上場について承認を受けようとする金融商品取引所持株式会社及び法第二百二条の三条第一項に規定する親商品取引所等について準用する。

項若しくは第三項の規定により有価証券（法第二百二十二条第一項又は第二百二十四条第一項若しくは第三項の規定の適用を受けるものに限る。以下この条において同じ。）、有価証券に係る金融指標又は有価証券に係るオプション（第七十三条において「有価証券等」という。）の上場について承認を受けようとする金融商品取引所は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を金融庁長官に提出しなければならない。

一 売買のために有価証券を上場する場合 次に掲げる書類

イ (略)

ロ 有価証券の上場に際し、当該有価証券の発行者が当該金融商品取引所に対し上場審査のためにその規則の定めるところにより提出すべき書類と同等の書類（当該書類のうち金融庁長官が必要でないと認めたものを除く。）

ハ (略)

二〇四 (略)

(新設)

(金融商品取引所等が発行者である有価証券の上場廃止の承認申請)

第七十三条 (略)

2 前項の上場廃止承認申請書には、上場を廃止しようとする有価証券等(有価証券に係る金融指標又はオプションを除く。)の上場廃止についての発行者の同意の有無を記載した書類(法第二百二十四条第一項第二号から第六号までに掲げる者が発行者である有価証券の上場の廃止の場合に限る。)を添付しなければならない。

(届出書の提出先等)

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百条の十六(法第二百二条の三十六において準用する場合を含む。)、第一百一条の十七第二項、第一百二条の十五第一項、第一百三二条の二第三項、第一百五二条、第一百六条の三第一項、第三項(法第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第一百六条の八第二項、第一百六条の十一第一項、第一百六条の十四第三項、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十二第二項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第一百七二条第二項、第二百二十条、第二百二十二条第一項(法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、

(金融商品取引所等が発行者である有価証券の上場廃止の承認申請)

第七十三条 (略)

2 前項の上場廃止承認申請書には、上場を廃止しようとする有価証券等(有価証券に係る金融指標又はオプションを除く。)の上場廃止についての発行者の同意の有無を記載した書類(法第二百二十四条第一項第二号から第四号までに掲げる者が発行者である有価証券の上場の廃止の場合に限る。)を添付しなければならない。

(届出書の提出先等)

第二百二十条 法第八十一条第一項、第八十五条の二第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百条の十六(法第二百二条の三十六において準用する場合を含む。)、第一百一条の十七第二項、第一百二条の十五第一項、第一百三二条の二第三項、第一百五二条、第一百六条の三第一項、第三項(法第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、若しくは第五項(法第一百六条の十七第四項において準用する場合を含む。)、第一百六条の八第二項(法第一百六条の二十二第二項及び第一百七二条第二項において準用する場合を含む。)、第一百六条の十一第一項、第一百六条の十四第三項、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第二百二十条、第二百二十二条第一項(法第二百二十三条において準用する場合を含む。)、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十

第二百二十八条、第三百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第三百三十五条、第四百零二条第二項、第四百零九条、第四百一十三条の三又は第四百一十八条（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。）の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2
(略)

(標準処理期間)

第二百二十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百一条の十七第一項、第一百二条の十四、第一百五十五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十四第四項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第一百二十二条第一項（法第二百二十三条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第三百三十四条第一項第五号、第三百三十五条第一項、第四百零二条第一項、第四百零九条第一項又は第四百一十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから

六条第二項、第二百二十八条、第三百三十四条第一項第五号若しくは第二項、第三百三十五条、第四百零二条第二項、第四百零九条、第四百一十三条の三又は第四百一十八条（金融商品取引所及び金融商品取引所持株会社に係るものに限る。）の規定により免許申請書、認可申請書、承認申請書、届出書その他の書類を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出した者は、これらの書類の写しを、当該者の主たる事務所又は本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に提出しなければならない。

2
(略)

(標準処理期間)

第二百二十一条 内閣総理大臣又は金融庁長官は、法第八十条第一項、第八十五条第一項、第八十七条の二第一項ただし書、第八十七条の三第一項ただし書若しくは第三項、第一百一条の十七第一項、第一百二条の十四、第一百五十五条第一項、第一百六条の三第一項、第一百六条の十第一項若しくは第三項ただし書、第一百六条の十四第四項ただし書、第一百六条の十七第一項、第一百六条の二十四第一項ただし書、第一百二十二条第一項（法第二百二十三条において準用する場合を含む。）、第二百二十四条第一項若しくは第三項、第二百二十六条第二項、第三百三十四条第一項第五号、第三百三十五条第一項、第四百零二条第一項、第四百零九条第一項又は第四百一十五条第一項の規定による免許、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に

2 二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。
(略)

2 対する処分をするよう努めるものとする。
(略)

○ 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）

改正案	現行
<p>(別紙様式1)</p> <p>第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">社印</p> <p>会社名 _____ 所在地 _____ 代表者の役職氏名 _____ ⑩</p> <p>1～3 (略)</p> <p style="text-align: center;">4 苦情処理及び紛争解決の体制</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>(記載上の注意) 1～3 (略)</p> <p>4 苦情処理及び紛争解決の体制 指定紛争解決機関が存在する場合には手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機 関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合においては苦情処理措置及び紛争解決措 置の内容を記載すること。</p>	<p>(別紙様式1)</p> <p>第 期事業報告書 [年 月 日から 年 月 日まで]</p> <p style="text-align: center;">社印</p> <p>会社名 _____ 所在地 _____ 代表者の役職氏名 _____ ⑩</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(記載上の注意) 1～3 (略) (新設)</p>

○ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」、「特定上場有価証券」又は「信用格付」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品市場、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家、特定上場有価証券又は信用格付をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)</p> <p>第十五条 令第一条の八の六第一項第二号イに規定する内閣府令で定</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の私募」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融商品」、「金融指標」、「有価証券等清算取次ぎ」、「特定投資家」又は「特定上場有価証券」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の私募、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、金融商品取引所、デリバティブ取引、市場デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融商品、金融指標、有価証券等清算取次ぎ、特定投資家又は特定上場有価証券をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(専門的知識及び経験を有すると認められる者等)</p> <p>第十五条 令第一条の八の四第一項第二号イに規定する内閣府令で定</p>

める者は、次に掲げる者とする。

一〇四 (略)

2 令第一条の八の六第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の六第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十六 (略)

2〇4 (略)

(信用格付の範囲)

第二十四条 法第二第三十四項に規定する法人に類するものとして

内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法人でない団体

二 事業を行う個人

三 法人又は個人の集合体

四 信託財産

2 法第二第三十四項に規定する記号又は数字に類するものとして内閣府令で定めるものは、順序を示す簡易な文章又は文字とする。

3 法第二第三十四項に規定する主として信用評価以外の事項を勘案して定められる等級として内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

める者は、次に掲げる者とする。

一〇四 (略)

2 令第一条の八の四第一項第二号ロに規定する内閣府令で定める金額は、十億円とする。

(金融商品取引業から除かれるもの)

第十六条 令第一条の八の四第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十六 (略)

2〇4 (略)

(新設)

- 一 金利、通貨の価格、金融商品市場における流動性及び相場その他の指標に係る変動に関する評価の結果について表示した等級
- 二 有価証券の発行者が行う資産の運用その他これに類似する事業の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級
- 三 債権の管理及び回収に関する業務の遂行能力に関する評価の結果について表示した等級
- 四 信託財産の管理能力その他信託業務の運営の適切性に関する評価の結果について表示した等級
- 五 前各号に掲げるもののほか、主として信用状態以外の事項に関する評価の結果について表示した等級

(信用格付業から除かれる行為)

第二十五条 法第二第三十五項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 格付関係者(法第六十六条の三十三第二項に規定する格付関係者をいう。)その他の者の要求に基づき信用格付を付与し、かつ、当該信用格付を当該格付関係者その他の者に対してのみ提供する行為(当該格付関係者その他の者が当該信用格付を第三者に提供し、又は閲覧に供するおそれがない場合に限る。)
- 二 法人(前条第一項第一号又は第二号に掲げるものを含み、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)第二条第一項各号に掲げる中小企業者に該当する者であり、かつ、法第九十三條の二第一項又は第二項の規定により監査証明を受けなければなら

(新設)

ない者以外の者その他これに類するものとしてあらかじめ定めて公表された範囲に属するものに限る。)の信用状態に関する評価として、主として当該法人の信用状態に関する客観的な指標に基づきあらかじめ定められた計算方法により算定した結果について、記号又は数字(前条第二項に規定する文章又は文字を含む。)を用いて表示した等級を提供し、又は閲覧に供する行為

○ 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 業務 (第十四条の二―第十四条の三の二)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>第七章 指定紛争解決機関 (第二十二條の二―第二十二條の十五)</p> <p>第八章 雜則</p> <p>第三条 無尽契約約款ニハ前条第一項第五号乃至第九号ノ事項ノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 次ニ掲グル場合ノ区分ニ応ジ夫々次ニ定ムル事項</p> <p>イ 指定紛争解決機関 (無尽業法第三十五條の二第一項第八号ニ規定スル指定紛争解決機関ヲ謂フ以下本号ニ於テ同ジ) ガ存スル場合 無尽会社ガ手続実施基本契約 (同項第八号ニ規定スル手続実施基本契約ヲ謂フ以下本号ニ於テ同ジ) ヲ締結スル措置ヲ講ズル当該手続実施基本契約ノ相手方タル指定紛争解決機関ノ商号又ハ名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関ガ存セザル場合 無尽会社ノ無尽業法第十三条ノ二ニ於テ準用スル銀行法 (昭和五十六年法律第五十九号</p>	<p>目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 業務 (第十四条ノ二・第十四条ノ三)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>第七章 雜則</p> <p>第三条 無尽契約約款ニハ前条第一項第五号乃至第九号ノ事項ノ外左ノ事項ヲ規定スルコトヲ要ス</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

（第十二条の三第一項第二号ニ定ムル苦情処理措置及紛争解決措置ノ内容

五| (略)

② (略)

第四条 削除

四| (略)

② (略)

第四条 無尽契約ヲ為スニハ書面ヲ用フルコトヲ要ス無尽契約書ニハ無尽契約款ノ全文ヲ記載シ又ハ之ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ但シ無尽契約款中当該無尽ニ関セザル事項ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ|

②| 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依ル書面ノ交付ニ代ヘテ次項ノ規定ニ依リ当該掛金者ノ承諾ヲ得テ当該書面ニ記載スベキ事項ヲ電磁的方法（無尽業法第十七条第五項ニ規定スル電磁的方法ヲ謂フ以下本条ニテ同ジ）ニ依リ提供スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該無尽会社ハ当該書面ヲ交付シタルモノト看做ス|

③| 無尽会社ハ前項ノ規定ニ依リ書面ニ記載スベキ事項ヲ提供セントスルトキハ予メ当該掛金者ニ対シ其ノ用フル次ニ掲グル電磁的方法ノ種類及内容ヲ示シ書面又ハ電磁的方法ニ依ル承諾ヲ得ルコトヲ要ス|

一| 第十六条第五項各号ニ掲グル方法ノ内無尽会社ガ使用スルモノ
二| ファイルヘノ記録ノ方式

④| 前項ノ規定ニ依ル承諾ヲ得タル無尽会社ハ当該掛金者カラ書面又ハ電磁的方法ニ依リ電磁的方法ニ依ル提供ヲ受ケザル旨ノ申出ガ為サレタルトキハ当該掛金者ニ対シ書面ニ記載スベキ事項ノ提供ヲ電

第十条 削除

第二章 業務

(金銭信託に関する契約の方法)

- 第十四条の二 無尽会社が信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）に対して金銭信託をしようとするときは、次に掲げる方法により契約をしなければならない。
- 一 当該無尽会社を元本及び利益の受益者とすること。
 - 二 契約期間を二年とすること。
 - 三 元本に損失を生じた場合においては、その損失額の全額に対して補てんさせること。

(資金の運用の方法)

- 第十四条の三 金銭及び有価証券以外の財産の給付をする無尽会社は、次に掲げる方法により営業上の資金を運用することができる。
- 一 給付すべき財産の取得
 - 二 給付すべき財産の生産、加工その他の行為に使用する原材料の

磁的方法ニ依リ為スコトヲ得ズ但シ当該掛金者ガ再ビ同項ノ規定ニ依ル承諾ヲ為シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第十条 無尽会社ガ業務ヲ開始シタルトキハ遅滞ナク之ヲ金融庁長官ニ届出ヅベシ

第二章 業務

- 第十四条ノ二 無尽会社ガ信託業務ヲ営ム金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項ノ認可ヲ受ケタル金融機関ヲ謂フ）ニ対シ金銭信託ヲ為サントスルトキハ左ノ方法ニ依リ契約ヲ為スベシ
- 一 当該無尽会社ヲ元本及利益ノ受益者ト為スコト
 - 二 契約期間ヲ二年ト為スコト
 - 三 元本ニ損失ヲ来シタル場合ニ於テハ其ノ損失額ノ全額ニ対シ補填セシムルコト

- 第十四条ノ三 金銭及有価証券以外ノ財産ノ給付ヲ為ス無尽会社ハ左ノ方法ニ依リ営業上ノ資金ヲ運用スルコトヲ得
- 一 給付スベキ財産ノ取得
 - 二 給付スベキ財産ノ生産、加工等ニ使用スル原材料ノ取得

取得

三 給付すべき財産の生産、加工その他の行為に要する費用の支出

(無尽業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十四条の三の二 無尽業法第十三条ノ二において準用する銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 無尽業務関連苦情(無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 無尽業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 無尽業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第七十七条第

一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第

三 給付すべき財産ノ生産、加工等ニ要スル費用ノ支出

(新設)

- 一 項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号において同じ。
 - （）が行う苦情の解決により無尽業務関連苦情の処理を図ること。
 - 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより無尽業務関連苦情の処理を図ること。
 - 四 無尽業法施行令（平成二十一年政令第 号）第二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により無尽業務関連苦情の処理を図ること。
 - 五 無尽業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（無尽業法第三十五条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により無尽業務関連苦情の処理を図ること。
- 2 | 無尽業法第十三条ノ二において準用する銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
- 一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により無尽業務関連紛争（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。
- 二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に

規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

四 無尽業法施行令第二条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

五 無尽業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により無尽業務関連紛争の解決を図ること。

3 | 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、無尽会社は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により無尽業務関連苦情の処理又は無尽業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一 無尽業法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により無尽業法第三十五条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は無尽業法施行令第二条各号に掲げる指定を取

り消され、その取消の日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は無尽業法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により無尽業法第三十五条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は無尽業法施行令第二条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第七章 指定紛争解決機関

（割合の算定）

第二十二條の二 無尽業法第三十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに

（新設）

（新設）

異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（同法第三十条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第二十二條の十四において同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（同法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた無尽会社の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二條の五において同じ。）に金融庁長官により公表されている無尽会社（次条及び第二十二條の六第二項において「すべての無尽会社」という。）の数で除して行うものとする。

（無尽会社に対する意見聴取等）

第二十二條の三 無尽業法第三十五條の二第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、無尽会社に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある

（新設）

- 場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。
- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての無尽会社の参集の便を考慮して定めること。
 - 二 当該申請をしようとする者は、すべての無尽会社に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第二十二條の五及び第二十二條の六第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。
 - イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
 - ハ 無尽会社は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
 - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 無尽業法第三十五條の二第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日及び場所
 - 二 すべての無尽会社の説明会への出席の有無
 - 三 すべての無尽会社の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に無尽業法第三十五條の二第一項第八号に

規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
3 前項の書類には、無尽会社から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(業務規程で定めるべき事項)

第二十二條の四 無尽業法第三十五條の二の二第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務（無尽業法第三十五條の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（無尽業法第三十五條の二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第二十二條の十第一項において同じ。）又は紛争解決手続（同法第三十五條の二第一項に規定する紛争解決手続をいう。第二十二條の七、第二十二條の十二第二項及び第二十二條の十三において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(指定申請書の提出)

(新設)

第二十二條の五 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十二條の六 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 無尽業法第三十五條の二第二項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十二條の十一第三項第三号において同じ。))である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 無尽業法第三十五條の二第二項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二十二條の三第一項第二号の規定によりすべての無尽会社に

対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての無尽会社に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 無尽会社に対して業務規程等を送付した場合には、当該無尽会社に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3

無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（銀行法第二条第六項に規定する総株主等の議決権をいう。次号及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

- 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二十二条の八及び第二十二条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が無尽業法第三十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十二条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二十二条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
- 七 役員等が、暴力団員等（無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第二十二条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(手続実施基本契約の内容)

第二十二條の七 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関(無尽業法第三十五條の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第二十二條の十まで及び第二十二條の十二から第二十二條の十五までにおいて同じ。)は、当事者である加入無尽会社(無尽業法第三十五條の二の二第四号に規定する加入無尽会社をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入無尽会社に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(新設)

(実質的支配者等)

第二十二條の八 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないことを認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定

(新設)

- の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
- 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員を三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における

当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二十二條の九 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないとして認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容

（新設）

-
- の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合
-

合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二十二条の十 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 加入無尽会社の顧客が無尽業務関連苦情（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入無尽会社の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入無尽会社の商号
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第二十二条の十一 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用

（新設）

（新設）

する銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第一項の申立てに係る無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る無尽業務関連紛争（無尽業法第三十五条の二第二項に規定する無尽業務関連紛争をいう。次条において同じ。）

五 当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者

2 | 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員

の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3

無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授
二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又

は商学に属する科目の教授又は准教授

三 無尽業務関連苦情を処理する業務又は無尽業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(無尽業務関連紛争の当事者である加入無尽会社の顧客に対する説明)

二十二条の十二 指定紛争解決機関は、無尽業法第三十五条の二三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり無尽業務関連紛争の当事者である加入無尽会社の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 無尽業法第三十五条の二三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は無尽業法第三十五条の二三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている無尽業務関連紛争の当事者及び第三者の秘

(新設)

密の取扱いの方法

二 無尽業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては無尽業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該無尽業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 無尽業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二十二条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

(新設)

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第二十二條の十四 指定紛争解決機関は、無尽業法第三十五條の二の

三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

一 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び無尽会社の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 無尽会社が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確實でないと見込まれる理由及び当該無尽会社の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 |

無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 無尽業法第三十五条の二の三第一項において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七 無尽会社から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指

定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九 加入無尽会社又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第二十二條の十五 無尽業法第三十五條の二の三第一項において準用する銀行法第五十二條の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

ならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第八章 雑則

(標準処理期間)

第二十八条ノ二 内閣総理大臣又ハ金融庁長官ハ法又ハ本令ノ規定ニ依ル免許、認可、承認又ハ指定ニ関スル申請（予備審査ニ関スルモノヲ除ク）ガ其ノ事務所ニ到達シタル時ヨリ一月以内ニ当該申請ニ対スル処分ヲ為スベク努ムベシ但シ無尽業法第三十五条ノ二第一項ニ定ムル指定ニ関スル申請ニ対スル処分ハ二月以内ニ為スベク努ムベシ

② (略)

第七章 雑則

(標準処理期間)

第二十八条ノ二 内閣総理大臣又ハ金融庁長官ハ法又ハ本令ノ規定ニ依ル免許、認可又ハ承認ニ関スル申請（予備審査ニ関スルモノヲ除ク）ガ其ノ事務所ニ到達シタル時ヨリ一月以内ニ当該申請ニ対スル処分ヲ為スベク努ムベシ

② (略)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者 (郵便番号)

所在地

電話番号 () -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
- 3 組織に関する事項
- 4 紛争解決委員及び役職員の増減
- 5 役員の名等
- 6 他の事業の種類及び内容
- 7 役員の兼職状況
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
- 9 意思決定機関の状況
- 10 加入無尽会社等の状況
- 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
- 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
- 13 その他特記事項

(記載上の注意)

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
	郵便番号 -	

(年 月 日)	電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 - 電話番号 () - 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ)	職名又は呼称	本籍 (外国人にあっては国籍)	略 歴	備 考
氏名又は商号 若しくは名称 生年月日		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年月日				
----- 年月日				
----- 年月日				
----- 年月日				
----- 年月日				
----- 年月日				
----- 年月日				
----- 年月日				

年 月 日			
年 月 日			
計 名			

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員の内職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員の氏名又は商号若しくは名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

				株
				計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第22条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入無尽会社等の状況

(1) 無尽会社

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 無尽会社以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

11 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）
（単位：件）

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した無尽業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	
1月以上－3月未満	
3月以上－6月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	
電子メール	

6 月以上	
計	

ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超 －140万 円以下	140万円 超－300 万円以下	300万円 超－1000 万円以下	1000万円 超－1億 円以下	1億円超	算定不 能又は 不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別						小計	不応諾	移送	計
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他					
計										

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した無尽業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面 談 の み		
面 談 以 外	電 話	
	電子メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
そ の 他		
小 計		

（記載上の注意）

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

（記載上の注意）

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1.2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1.3 その他特記事項

--

（記載上の注意）

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載

すること。

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章の二（略）</p> <p>第八章の三 指定紛争解決機関</p> <p>第一節 通則（第三十四条の六十五―第三十四条の六十八）</p> <p>第二節 業務（第三十四条の六十九―第三十四条の七十六）</p> <p>第三節 監督（第三十四条の七十七・第三十四条の七十八）</p> <p>第九章 雑則（第三十五条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」、「所属銀行」、「指定紛争解決機関」、「銀行業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章の二（略）</p> <p>第九章 雑則（第三十五条―第四十条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「銀行」、「銀行業」、「定期積金」、「定期積金等」、「預金者等」、「総株主等の議決権」、「株式等」、「子会社」、「主要株主基準値」、「銀行主要株主」、「持株会社」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」又は「所属銀行」とは、それぞれ銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「法」という。）第二条に規定する銀行、銀行業、定期積金、定期積金等、預金者等、総株主等の議決権、株式等、子会社、主要株主基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者又は所属銀行をいう。</p>

基準値、銀行主要株主、持株会社、銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者、所属銀行、指定紛争解決機関、銀行業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。))第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。)、第八章の三及び第九章において同じ。)とする。

一〇四 (略)

254 (略)

(会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権)

第一条の三 法第二条第十一項(法第三条の二第二項、第十六条の三第八項、第五十二条の二の十一第二項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第八項及び第五十三条第五項並びに銀行法施行令(昭和五十七年政令第四十号。以下「令」という。))第四条第二項並びに第十七条の二第十項、第十七条の五第五項、第十七条の七第三項、第三十四条の十第六項、第三十四条の十六第九項、第三十四条の十九第五項、第三十四条の二十一第三項、第三十四条の二十九第三項、第三十四条の三十第三項、第三十四条の三十一第三項及び第三十五条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権(法第二条第六項に規定する議決権をいう。次項、第一条の五から第一条の八まで、第三条、第三章、第五章、第八章(第三十四条の二十六を除く。))及び第九章において同じ。)とする。

一〇四 (略)

254 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2| 法第十条第二項第十四号に規定する銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3| (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〜三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ〜リ (略)

又| 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1)| 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(金融等デリバティブ取引)

第十三条の二の三 法第十条第二項第十四号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

(新設)

2| (略)

(預金者等に対する情報の提供)

第十三条の三 銀行は、法第十二条の二第一項の規定により預金者等に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一〜三 (略)

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項(以下この条において「商品情報」という。)を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ〜リ (略)

(新設)

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二
条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置
の内容

ル (略)

五・六 (略)

2 (略)

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十三条の八 法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

リ (略)

五・六 (略)

2 (略)

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

- イ 銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定する銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。
- ロ 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。
- ハ 銀行業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
- 二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）が行う苦情の解決により銀行業務関連苦情の処理を図ること。
- 三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより銀行業務関連苦情の処理を図ること。
- 四 令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。
- 五 銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行す

るに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第五十二条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により銀行業務関連紛争（法第二条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第十六条の九各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五 銀行業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争

3|

の解決を図る手続により銀行業務関連紛争の解決を図ること。

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により銀行業務関連苦情の処理又は銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第五十二条の八十四第一項の規定により法第五十二条の六十二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十六条の九各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月

以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を
経過しない者

第十四条の十一の六 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第十四条の十一の七 法第十三条の四において準用する金融商品取引
法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は
、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定
による承諾を行つた銀行のみから対象契約(同項に規定する対象契

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の六 法第十三条の四において準用する金融商品取引
法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行
が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見
やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合と
する。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する
金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日を
いう。次条において同じ。)とする旨

2 | 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二
第三項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により
定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して
一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第十四条の十一の七 法第十三条の四において準用する金融商品取引
法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は
、次に掲げる事項とする。

約をいう。第十四条の十一の九の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商

- 一 期限日以前に締結した対象契約（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨
- 二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨
- 三 申出者は、期限日前であつても、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第十三条の四において準用する金融商

品取引法第三十四条の三第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第十四条の十一の九 令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第十四条の十一の九の三第一項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの

二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第十四条の十一の九の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第十四条の十一の九 令第四条の三第一項及び第四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第十四条の十一の十二第一項各号に掲げる方法のうち銀行が使用するもの

二（略）

（新設）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第十四条の十一の九の三 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合

（新設）

を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。
。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。

。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合

の期限日)

第十四条の十一の十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)という。次条第二項及び第十四条の十一の十二において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)という。次条第二項第三号及び第十四条の十一の十二において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約を

の期限日)

第十四条の十一の十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)という。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約を

いう。次項及び第十四条の十一の十二の二において同じ。）に關して申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第十四条の十一の十二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間
- 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

いう。次項において同じ。）に關して申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第十四条の十一の十二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 銀行の使用に係る電子計算機と法第十三条の四において準用

2 | 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三
第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項
各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の
記載事項)

第十四条の十一の十二の二 法第十三条の四において準用する金融商
品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項
は、次に掲げる事項とする。

する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を
得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）
の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送
信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに
記録する方法

ロ 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録さ
れた顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客
の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられた
ファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2 | 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法
により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて
調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、銀行がファイルへの記録を出力するこ
とにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行の使用に係
る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線
で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の第三十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第十四条の十一の十六第二項第三号及び第十四条の十一の十六の二において同じ。）における申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十四条の十一の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 （略）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第十四条の十一の十四 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第十四条の十一の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 （略）

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の第三二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日という。次条第二項第一号及び第十四条の十一の十六の二において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第十四条の十一の十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の第三二項に規定する内閣府令で定める場合は、銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日という。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、銀行が前項の規定により定めた日であつて法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第十四条の十一の十六 法第十三条の四において準用する金融商品取

引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第十四条の十一の十六の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は承諾日以後いつでも、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするた

引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（新設）

めに必要な期間)

第十四条の十一の十六の二 法第十三条の四において準用する金融商

品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の

三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に

掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場
合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第十四条の十一の十六の三 法第十三条の四において準用する金融商

品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の

三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の

四第五項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

(新設)

(新設)

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2 3 4 (略)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第十四条の十一の二十七第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第十四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下この条から第十四条の十一の三十までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2 3 4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十六 (略)

十七 当該銀行が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となつていて認定投資者保護団体(当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。以下この号及び第三十四条の五十三の十二第一項第十七号において同じ。)の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第十四条の十一の二十七 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十六 (略)

十七 当該銀行が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下同じ。)となつていて認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務(同項に規定する認定業務をいう。)の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。第三十四条の五十三の十二第一項第十七号において同じ。)の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称)

(新設)

十八 (略)

2
(略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条、第三十四条の二の三十及び第三十四条の五十三の十七において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

2
(略)

(新設)

(禁止行為)

第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為

イハ (略)

三〇五 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十四条の十一の三十 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約を締結する行為

イハ (略)

三〇五 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一～三 (略)

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2～5 (略)

第三十四条の二の六 削除

第十九条の二 法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一～三 (略)

四 銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

五・六 (略)

2～5 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)
第三十四条の二の六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は

、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日）をいう。次条において同じ。）とする旨

2| 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二の七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十四条の二の九の二において同じ。）に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることとなる旨とする。

（削る）

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第三十四条の二の七 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又

(削る)

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第三十四条の二の九の三第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の九の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二十一項の規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十

四条の二第二十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号

において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の二の九 令第十四条の三第一項及び第十四条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第三十四条の二の十二第一項各号に掲げる方法のうち外国銀行代理銀行が使用するもの

二 (略)

(新設)

該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十四条の二の九の三 法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項（法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項（法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二

（新設）

項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十四条の二の十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は

、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項及び第三十四条の二の十二において同じとする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第三十四条の二の十二において同じ。()から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約)をいう。次項及び第三十四条の二の十二の二において同じ。()に關して申出者(法第五十二条の二の五において準用する金

、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。()とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約)をいう。次項において同じ。()に關して申出者(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第

融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第三十四条の二の十二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については

二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十四条の二の十二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において

、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第三十四条の二の十二の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2| 前項各号に掲げる方法は、外国銀行代理銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、外国銀行代理銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の三十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の三十項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十四条の二の十六第二項第三号及び第三十四条の二の十六の二において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十四条の二の十四 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十四条の二の十六において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の二の十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日という。次条第二項第一号及び第三十四条の二の十六の二において同じ。)とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、外国銀行代理銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十四条の二の十五 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、外国銀行代理銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該外国銀行代理銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日という。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十四条の二の十六の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第五十二条の二の五におい

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十四条の二の十六 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合(法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った外国銀行代理銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

て準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申
出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするた
めに必要な期間)

第三十四条の二の十六の二 法第五十二条の二の五において準用する
金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第二十
四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の
各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲
げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四
条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定す
る場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」と
あるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の
記載事項)

第三十四条の二の十六の三 法第五十二条の二の五において準用する
金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第二十
四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる
事項とする。

(新設)

(新設)

一 法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十四条の二の三十 法五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

（新設）

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

(禁止行為)

第三十四条の二の三十 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

イ〜ハ (略)

三〜五 (略)

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該銀行代理業者の所属銀行が講ずる法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十七 (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該銀行代理業者の所属

イ〜ハ (略)

三〜五 (略)

(銀行代理業に係る社内規則等)

第三十四条の四十九 銀行代理業者は、その営む銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十七 (略)

(新設)

銀行が法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該銀行代理業者の所属銀行の法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第三十四条の五十三の十七 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

十八 (略)

2 (略)

(新設)

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七の二、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

(禁止行為)

第三十四条の五十三の十七、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為

三〇五 (略)

第八章の三 指定紛争解決機関

第一節 通則

(割合の算定)

第三十四条の六十五 法第五十二条の六十二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十四条の七十七第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十四条の六十七において同じ。)に金融庁長官により公表されている銀行(次条及び第三十四条の六十八第二項において「すべての銀行」という。)の数で除して

三〇五 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

行うものとする。

(銀行に対する意見聴取等)

第三十四条の六十六 法第五十二条の六十二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての銀行に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(次条及び第三十四条の六十八第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日)から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第五十二条の六十二第二項に規定する結果を記載した書類には

(新設)

、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

- 一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 全ての銀行の説明会への出席の有無
 - 三 全ての銀行の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第五十二条の六十二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第三十四条の六十七 法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第三十四条の六十八 法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第五十二条の六十二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」とい

う。)が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(法第五十二条の六十二第一項第一号に規定する法人をいう。第三十四条の七十四第三項第三号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

2 | 二 法第五十二条の六十二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十四条の六十六第一項第二号の規定によりすべての銀行に對して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての銀行に對して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 銀行に對して業務規程等を送付した場合には、当該銀行に對する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 | 法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若し

くは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有し
ている法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主
等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）
の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内
容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む
。以下この項、第三十四条の七十一及び第三十四条の七十二にお
いて同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合
には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面
（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第五十二条の六十二第一項第四号イ及びロに該当しな
い旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、
同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書
面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を
記載した書面）

六 紛争解決委員（法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解
決委員をいう。第三十四条の七十五第二項第三号において同じ。
）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する
役員及び職員（以下この号及び次号並びに第三十四条の七十七に
おいて「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配
置の状況を記載した書面

- 七 役員等が、暴力団員等（法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第三十四条の七十七第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二節 業務

（業務規程で定めるべき事項）

第三十四条の六十九 法第五十二条の六十七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（手続実施基本契約の内容）

第三十四条の七十 法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入銀行（法第五十二条の六十五第二項に規定する加入銀行をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解

（新設）

（新設）

（新設）

で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第三十四条の七十一 法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理

(新設)

- 人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
- 五 指定紛争解決機関の役員の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
- 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
- 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
- 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同

様の関係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第三十四条の七十二 法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないことを認められる者とする。

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等は
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者

(新設)

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十四条の七十三 法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入銀行の顧客が銀行業務関連苦情（法第二条第十九項に規定

（新設）

する銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。
()の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入銀行の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十四条の七十四 法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第

一項の申立てに係る法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る銀行業務関連紛争（法第二条第二十項に規定する銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこと

（新設）

となつた日から三年を経過しない者

2| 法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に应ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3| 法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授
二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年
以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又
は商学に属する科目の教授又は准教授

三 銀行業務関連苦情を処理する業務又は銀行業務関連苦情の処理
に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な
調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通
算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等
以上の知識及び経験を有すると認められた者

(銀行業務関連紛争の当事者である加入銀行の顧客に対する説明)

第三十四条の七十五 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十三第
八項に規定する説明をするに当たり銀行業務関連紛争の当事者であ
る加入銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付
して説明をしなければならない。

2 法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める
事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若し
くは提示される資料に含まれ、又は法第五十二条の七十三第九項

(新設)

に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている銀行業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第三十四条の七十六 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月

（新設）

目
三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

第三節 監督

(届出事項)

第三十四条の七十七 指定紛争解決機関は、法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び銀行の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確實でないと思込まれる理由及び当該銀行の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

(新設)

(新設)

二 改善策

2| 法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つた

とき。

九 加入銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第三十四条の七十八 法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当

(新設)

該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期を
することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを
審査するものとする。

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の
規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」とい
う。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所
に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努め
るものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処
分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 (略)

一の二 法第五十二条の六十二第一項の規定による指定

二〇五 (略)

2 (略)

(標準処理期間)

第四十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の
規定による免許、許可、認可又は承認（以下「認可等」という。）
に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着
してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるもの
とする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、
二月以内にするよう努めるものとする。

一 (略)

(新設)

二〇五 (略)

2 (略)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入銀行等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- (記載上の注意)
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあつては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあつては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員の内職状況

(フリガナ) ----- 役員の名又は 商号若しくは名称	役員を使用する者の氏名及び住所又は 役員を役員若しくは使用人とする法人 の商号又は名称及び主たる営業所又は 事務所の所在地(役員が他の事業を営ん でいるときはその旨)	事業の種類又は 法人の業務の種類

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
- 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第34条の77第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入銀行等の状況

(1) 銀行

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 銀行以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1 1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)
(単位: 件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)
(単位: 件)

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した銀行業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続 (不応諾及び移送を除く。) の所要期間等 (当期の既済事件)
(単位: 件) (単位: 件)

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	

3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計
計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した銀行業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	
1月以上－3月未満	
3月以上－6月未満	
6月以上－1年未満	
1年以上－2年未満	
2年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1回	
2回	
3回	
4回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面談のみ		
面談以外	電話	
	電子メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
	その他	
小計		

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を

受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

改正案	現行
<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>2 法第六条第三項第十一号に規定する長期信用銀行の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（割合の算定）</p> <p>第五条の九の七 法第十六条の八第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十五条の五十三第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約（法第十六条の八第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の</p>	<p>（金融等デリバティブ取引）</p> <p>第四条の二の三 法第六条第三項第十一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 一三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（新設）</p>

内容（銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた長期信用銀行の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十五条の四十四において同じ。）に金融庁長官により公表されている長期信用銀行（次条及び第二十五条の四十五第二項において「すべての長期信用銀行」という。）の数で除して行うものとする。

（長期信用銀行に対する意見聴取等）

第五条の九の八 法第十六条の八第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、長期信用銀行に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての長期信用銀行の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての長期信用銀行に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第二十五条の四十四及び第二十五条の四十

（新設）

五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 長期信用銀行は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第十六条の八第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての長期信用銀行の説明会への出席の有無

三 すべての長期信用銀行の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第十六条の八第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、長期信用銀行から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（業務規程で定めるべき事項）

第五条の九の九 法第十六条の九第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務（法第十六条の八第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続（法第十六条の八第一項に規定する苦情処理手続をいう。第二十五条の四十九において同じ。）又は紛争解決手続（同項に規定する紛争解決手続をいう。第二十五条の四十六、第二十五条の五十一第二項及び第二十五条の五十二において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

（新設）

（預金者等に対する情報の提供）

第十二条 長期信用銀行は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ〜リ (略)

ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関（法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第十八条の二第一項第四号ハ及び第二十六条の二の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル (略)

五・六 (略)

2〜4 (略)

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該長期信用銀行が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止する

イ〜リ (略)

(新設)

ヌ (略)

五・六 (略)

2〜4 (略)

(社内規則等)

第十二条の五 長期信用銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものを

ための措置を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(長期信用銀行業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十二条の六 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 長期信用銀行業務関連苦情(法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 長期信用銀行業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取

いう。以下同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号及び第二十六条の二の二十五第一項第十七号において同じ。）が行う苦情の解決により長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

五 長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第十六条の八第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理を図ること。

2 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により長期信用銀行業務関連紛争（法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

五 長期信用銀行業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により長期信用銀行業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、長期信用銀行は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により長期信用銀行業務関連苦情の処理又は長期信用銀行業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第十六条の八第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年

を経過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第十六条の八第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十八条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下同じ。）に係る説明書類（以下「中間説明書類」という。）にあつては、第一号イ及びハからトまで、第二号、第三号ロ(11)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。）とする。

一〇三 (略)

四 長期信用銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対

一〇三 (略)

四 長期信用銀行の業務の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

五 (略)

2 (略)

(長期信用銀行代理業に係る社内規則等)

第二十五条の二十八 長期信用銀行代理業者は、その営む長期信用銀行代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(指定申請書の提出)

第二十五条の四十四 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十五条の四十五 銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第十六条の八第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十五条の五十第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第十六条の八第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 第五条の九の八第一項第二号の規定によりすべての長期信用銀行に対して交付し、又は送付した業務規程等
 - 二 すべての長期信用銀行に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類
 - 三 長期信用銀行に対して業務規程等を送付した場合には、当該長期信用銀行に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類
 - イ 到達した場合 到達した年月日
 - ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因
- 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- 一 申請者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
 - 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
 - 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）以下この項、第二十五条の四十七及び第二十五条の四十八にお

いて同じ。)の住民票の抄本(役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書)又はこれに代わる書面(役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書)

四 役員が法第十六条の八第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書(役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面)

五 役員の履歴書(役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面)

六 紛争解決委員(銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十五条の五十一第二項第三号において同じ。)の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員(以下この号及び次号並びに第二十五条の五十三において「役員等」という。)の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等(銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第二十五条の五十三第一項第二号において同じ。)でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(手続実施基本契約の内容)

第二十五条の四十六 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関(法第十六条の八第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第二

(新設)

第十五条の四十九まで及び第二十五条の五十一から第二十五条の五十四までにおいて同じ。）は、当事者である加入長期信用銀行（法第十六条の九第四号に規定する加入長期信用銀行をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入長期信用銀行に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二十五条の四十七 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることが明らかでないことと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない

（新設）

-
- 場合を含む。)における当該特定の者
- 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
 - 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
 - 四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。)とする者
 - 五 指定紛争解決機関の役員の子親等一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
 - 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
 - 七 指定紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。)(の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)(を行っている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。))における当該特定の者
 - 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
 - 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。))に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有す
-

る場合における当該特定の者

- 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第二十五条の四十八 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

(新設)

- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者
- 九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二十五条の四十九 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入長期信用銀行の顧客が長期信用銀行業務関連苦情（法第十条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入長期信用銀行の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入長期信用銀行の商号

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第二十五条の五十 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又

（新設）

（新設）

は補助監督人

四 当該申立てに係る長期信用銀行業務関連紛争（法第十六条の八第二項に規定する長期信用銀行業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年

以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 長期信用銀行業務関連苦情を処理する業務又は長期信用銀行業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

（長期信用銀行業務関連紛争の当事者である加入長期信用銀行の顧客に対する説明）

第二十五条の五十一 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十

（新設）

三第八項に規定する説明をするに当たり長期信用銀行業務関連紛争の当事者である加入長期信用銀行の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている長期信用銀行業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 長期信用銀行業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては長期信用銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該長期信用銀行業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 長期信用銀行業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第二十五条の五十二 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなけ

（新設）

ればならない。

2| 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一| 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
二| 紛争解決手続において特別調停案（銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）

（）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三| 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

第二十五条の五十三 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一| 銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び長期信用銀行の商号

二| 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三| 次項第七号に掲げる場合 長期信用銀行が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行する

（新設）

- 四 ことが確實でないと思込まれる理由及び当該長期信用銀行の商号次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
 - イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
 - ハ 行為の概要
 - ニ 改善策
- 2 銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。
 - 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
 - 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
 - 三 親法人が親法人でなくなつたとき。
 - 四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
 - 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。
 - 六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。
 - 七 長期信用銀行から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場

合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入長期信用銀行又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二十五条の五十四 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十七号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

（新設）

る。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第二十六条の二の四 削除

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第二十六条の二の七の二において同じ。)に關して特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に關して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四

条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))、三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二十六条の二の三第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十六条の二の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十六条の二の七 令第六条の六第一項及び第六条の七第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二十六条の二の十第一項各号に掲げる方法のうち長期信用銀行、外国銀行代理長期信用銀行又は長期信用銀行代理業者が使用するもの

二 (略)

(新設)

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
 - イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
 - ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十六条の二の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣

（新設）

府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- ロ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第二十六条の二の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第二十六条の二の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十六条の二の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象

契約をいう。次項及び第二十六条の二の十の二において同じ。）に
関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定す
る申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者であ
る場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を
除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四
条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするた
めに必要な期間）

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規
定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合に
あつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲
げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合におけ
る前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「
前回の期限日の翌日」とする。

契約をいう。次項において同じ。）に關して申出者（準用金融商品
取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項におい
て同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法
第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第二十六条の二の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準
用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含
む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるもの
は、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電
子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定に
より同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」
という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線
を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられた

ファイルに記録する方法

ロ 長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 | 前項各号に掲げる方法は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第二十六条の二の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾を

(新設)

する日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第二十六条の二の十四第二項第三号及び第二十六条の二の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十六条の二の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 （略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第二十六条の二の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十六条の二の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 （略）

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十六條の二の十四の二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イ

第二十六条の二の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第二十六条の二の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イ

に規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び二十六条の二の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

第二十六条の二の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規

に規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った長期信用銀行又は外国銀行代理長期信用銀行のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（新設）

（新設）

定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合に
あつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲
げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用
金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項
の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の
期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の
記載事項）

第二十六条の二の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六
項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に
規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾を
する日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合におい
て、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出
をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

（新設）

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十六条の二の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第二十六条の二の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第二十六条の二の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）

2〜4（略）

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十六（略）

十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項

第二十六条の二の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第二十六条の二の二第二号に掲げるもの（同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。）に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第二十六条の二の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第二十六条の二の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面（以下「外貨預金等書面」という。）を交付している場合（当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。）

二・三（略）

2〜4（略）

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十六（略）

十七 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項

に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該長期信用銀行又は当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規

に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二十三条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第二十六条の二の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に

（禁止行為）

第二十六条の二の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項に

において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(ハ)に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ (略)

二〇七 (略)

(標準処理期間)

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定(以下「認可等」という。)に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 令第十一条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局

において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(ハ)に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ (略)

二〇七 (略)

(標準処理期間)

第三十条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認に関する申請(予備審査に係るものを除く。)がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第十一条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局(福岡財務支局を含む。)の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

(新設)

2 長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の
管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
二 法第十六条の八第一項の規定による指定
（略）

2
（新設）
（略）

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入長期信用銀行等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあつては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は 呼称	本籍 (外国人にあつては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員の内職状況

(フリガナ) ----- 役員 の 氏 名 又 は 商 号 若 し く は 名 称	役員を使用する者の氏名及び住所又は 役員を役員若しくは使用人とする法人 の商号又は名称及び主たる営業所又は 事務所の所在地(役員が他の事業を営ん でいるときはその旨)	事業の種類又は 法人の業務の種類

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第25条の53第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入長期信用銀行等の状況

(1) 長期信用銀行

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 長期信用銀行以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1 1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)
(単位: 件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)
(単位: 件)

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

(記載上の注意)

1 「類型」には、苦情処理手続を実施した長期信用銀行業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。

2 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続 (不応諾及び移送を除く。) の所要期間等 (当期の既済事件)
(単位: 件) (単位: 件)

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	

3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を

受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

改 正 案	現 行
<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項、第五項又は第七項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百三十七條の二第一項、第三百三十七條の三第三号、第四百四十三條第四号、第四百四十九條第二項及び第七十條の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>十八（略）</p> <p>（報酬等の額の算定方法）</p> <p>第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 理事、監事又は会計監査人（第七十條の二の二第三項及び第七十條の二の十を除き、以下「役員等」という。）がその在職</p>	<p>（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）</p> <p>第三条 次に掲げる規定に規定する内閣府令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十三条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。</p> <p>一〇十六（略）</p> <p>十七 法第八十九条第一項、第三項又は第五項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第五十条第三項第六号、第五十三条第四項、第六十四条第三項、第三百三十七條の二第一項、第三百三十七條の三第三号、第四百四十三條第四号、第四百四十九條第二項及び第七十條の十二第二号ハを除き、以下「銀行法」という。）第二十一条第四項</p> <p>十八（略）</p> <p>（報酬等の額の算定方法）</p> <p>第三十八条 法第三十九条第四項に規定する内閣府令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一 理事、監事又は会計監査人（以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該</p>

中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二（略）

2～4（略）

（信用金庫の付随業務）

第五十条（略）

2～5（略）

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

7 法第五十三条第三項第十三号に規定する信用金庫の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

8（略）

（信用金庫連合会の付随業務）

金庫の支配人その他の職員を兼ねている場合における当該支配人その他の職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として金庫から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十九条第四項の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。）ごとの合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二（略）

2～4（略）

（信用金庫の付随業務）

第五十条（略）

2～5（略）

6 法第五十三条第三項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三（略）

（新設）

7（略）

（信用金庫連合会の付随業務）

第五十三条 (略)

25 (略)

6 法第五十四条第四項第十三号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

7 法第五十四条第四項第十三号に規定する信用金庫連合会の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

89 (略)

(割合の算定)

第九十九条の二 法第八十五条の四第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第七十条の二十第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第八十五条の四第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(銀行法第五十二条の六十七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(銀行法第五十二条の六十七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を

第五十三条 (略)

25 (略)

6 法第五十四条第四項第十三号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十条第六項各号に掲げるものとする。

(新設)

78 (略)

(新設)

述べた金庫の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第百七十条の二において同じ。）に金融庁長官により公表されている金庫（次条及び第百七十条の二の第二項において「すべての金庫」という。）の数の除して行うものとする。

（金庫に対する意見聴取等）

第九十九条の三 法第八十五条の四第一項の申請をしようとする者は、同条第三項の規定により、金庫に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての金庫の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての金庫に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第百七十条の二及び第百七十条の二の第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

（新設）

- ハ 金庫は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二）以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日（一）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
- 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第八十五条の四第三項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 すべての金庫の説明会への出席の有無
- 三 すべての金庫の意見書の提出の有無
- 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 五 提出を受けた意見書に法第八十五条の四第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、金庫から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。
- （業務規程で定めるべき事項）
- 第九十九条の四 法第八十五条の五第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- 一 紛争解決等業務（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

（新設）

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第八十五条の四第一項に規定する苦情処理手続をいう。第七十条の二の六において同じ。）又は紛争解決手続（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決手続をいう。第七十条の二の三、第七十条の二の八第二項及び第七十条の二の九において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ （略）

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下この号、第三百三十二条第一項第四号ハ及び第七十条の二十五第一項第十八号において同じ。）が存在する場合 当該金庫が銀行法第十二条の三

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 金庫は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。

一～三 （略）

四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付

イ～リ （略）

（新設）

第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ル (略)

五・六 (略)

254 (略)

(内部規則等)

第百十三条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(金庫業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

又 (略)

五・六 (略)

254 (略)

(内部規則等)

第百十三条 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

第百十三条の二 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する苦情処

理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 金庫業務関連苦情（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する金庫内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 金庫業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。以下同じ。）が行う苦情の解決により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより金庫業務関連苦情の処

（新設）

理を図ること。

四 令第九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

五 金庫業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の四第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により金庫業務関連苦情の処理を図ること。

2 銀行法第十二条の三第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により金庫業務関連紛争（法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により金庫業務関連紛争の解決を図ること。

- 四 令第九条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。
- 五 金庫業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により金庫業務関連紛争の解決を図ること。
- 3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、金庫は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により金庫業務関連苦情の処理又は金庫業務関連紛争の解決を図つてはならない。
- 一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人
- 二 銀行法第五十二条の八四第一項の規定により法第八十五条の四第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人
- 三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- ロ 銀行法第五十二条の八四第一項の規定により法第八十五条

の四第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第九条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫が銀行法第十

二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する

措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争

解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫の銀行法第

十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決

措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第三百三十二条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(信用金庫代理業に係る内部規則等)

第百五十五条 信用金庫代理業者は、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が講ずる銀行法第十二条の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならぬ。

(指定申請書の提出)

第百七十条の二 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(指定申請書の添付書類)

第百七十条の二の二 銀行法第五十二条の六十三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

- 一 法第八十五条の四第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該

(信用金庫代理業に係る内部規則等)

第百五十五条 信用金庫代理業者は、その行う信用金庫代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

(新設)

事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第七十条の二の七第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

2 | 二 | 法第八十五条の四第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 | 第九十九条の三第一項第二号の規定によりすべての金庫に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 | すべての金庫に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 | 金庫に対して業務規程等を送付した場合には、当該金庫に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ | 到達した場合 到達した年月日

ロ | 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 | 銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
- 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第七十条の二の四及び第七十条の二の五において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が法第八十五条の四第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第七十条の二の八第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第七十条の二の十において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等

の配置の状況を記載した書面

- 七 役員等が、暴力団員等（銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第一百七十条の二の十第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第一百七十条の二の三 銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関（法第八十五条の四第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。次条から第一百七十条の二の六まで及び第一百七十条の二の八から第一百七十条の二の十一までにおいて同じ。）は、当事者である加入金庫（法第八十五条の五第四号に規定する加入金庫をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金庫に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第一百七十条の二の四 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして

（新設）

（新設）

指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証

及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。
。）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第一百七十条の二の五 銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないこと認められる者とする。

（新設）

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等はこれらであつた者
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む）

む。) における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(苦情処理手続に関する記録の記載事項等)

第七十条の二の六 銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入金庫の顧客が金庫業務関連苦情(法第八十五条の四第二項に規定する金庫業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。)の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入金庫の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金庫の名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果(苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。)

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

(新設)

(紛争解決委員の利害関係等)

第七十条の二の七 銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する同

条第一項の申立てに係る銀行法第五十二条の六十五第二項に規定す

る当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関

係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族

又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又

は補助監督人

四 当該申立てに係る金庫業務関連紛争(法第八十五条の四第二項

に規定する金庫業務関連紛争をいう。次条において同じ。)につ

いて当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこと

となつた日から三年を経過しない者

2 銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する内閣府令で定

める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談

(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五

号イに規定する消費生活相談をいう。)に必ず業務に従事した期

間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員

の資格

二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産

(新設)

奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 金庫業務関連苦情を処理する業務又は金庫業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な

調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客に対する説明)

第一百七十条の二の八 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十

三第八項に規定する説明をするに当たり金庫業務関連紛争の当事者である加入金庫の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている金庫業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 金庫業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該金庫業務関連紛争の当事者に通知すること。

(新設)

四 金庫業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第七十条の九 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(指定紛争解決機関の届出事項)

第七十条の十 指定紛争解決機関は、銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提

(新設)

(新設)

出しなければならぬ。

一 銀行法第五十二條の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び金庫の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 金庫が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確實でないと思込まれる理由及び当該金庫の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 銀行法第五十二條の七十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 金庫から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入金庫又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第七十条の二の十一 銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁

（新設）

長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(特定預金等)

第一百七十条の二十二 (略)

第一百七十条の四 削除

(特定預金等)

第一百七十条の二 (略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第一百七十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第七十条の七の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二十三条第一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(削る)

の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定められた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第七十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商

(削る)

(削る)

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に關して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第七十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第七十条の七 令第十四条第一項及び第十五条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第百七十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第百七十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

一 前条第一項各号又は第百七十条の十第一項各号に掲げる方法のうち金庫、外国銀行代理金庫又は信用金庫代理業者が使用するもの

二 (略)

(新設)

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

(新設)

2 | 調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイル
への記録を出力することにより書面を作成することができるもので
なければならぬ。

3 | 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代
理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機と
を電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合
の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定す
る内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日
を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所
の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表して
いる場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の
三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第七
十條の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で
定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた
日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次
条第二項第三号及び第七十条の十において同じ。)から起算して

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合
の期限日)

第七十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定す
る内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日
を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所
の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表して
いる場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の
三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同
じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で
定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた
日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以
内の日のうち最も遅い日とする。

一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第七十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第七十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、

-
- 一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間
 - 二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
- 2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

-
- 次に掲げるものとする。
- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
 - イ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - ロ 金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法
 - 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
 - 2 前項各号に掲げる方法は、金庫又は外国銀行代理金庫がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものではない。
 - 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、金庫又は外国銀行代理金庫の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
-

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項）

第七十条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日という。次号、次条第二項、第七十条の十四第二項第三号及び第七十条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

（新設）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第七十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日という。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第七十条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第七十条の十四の二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第七十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、金庫又は外国銀行代理金庫が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金庫又は外国銀行代理金庫の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、金庫又は外国銀行代理金庫が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の

記載事項)

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第七十条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間）

記載事項)

第七十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った金庫又は外国銀行代理金庫のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

（新設）

第七十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に

(新設)

において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

(新設)

第七十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第七十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)
- ()に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2~4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 (略)

十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第七十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)
- ()に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第七十条の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第七十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)

二・三 (略)

2~4 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第七十条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一~十六 (略)

十七 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事

業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同法第七十九条の十第一項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に依じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫が銀行法第十二条の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 当該金庫又は当該信用金庫代理業者の所属信用金庫の銀行法第十二条の三第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

業者をいう。以下この号において同じ。）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいい、当該特定預金等契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合における当該認定投資者保護団体に限る。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(新設)

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第一百七十条の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号ま

（禁止行為）

第一百七十条の二十八 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号ま

で及び第七号に掲げる事項（ハ）に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ（略）

二〜七（略）

（標準処理期間）

第七十四条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 信用金庫が内閣総理大臣若しくは金融庁長官に対してする申請又は令第十条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の

で及び第七号に掲げる事項（ハ）に掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ（略）

二〜七（略）

（標準処理期間）

第七十四条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による免許、許可、認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、信用金庫が内閣総理大臣若しくは金融庁長官に対してする申請又は令第十条の三第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

（新設）

2
二 管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等
法第八十五条の四第一項の規定による指定
(略)

2
(新設)
(略)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
- 3 組織に関する事項
- 4 紛争解決委員及び役職員の増減
- 5 役員の氏名等
- 6 他の事業の種類及び内容
- 7 役員の兼職状況
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
- 9 意思決定機関の状況
- 10 加入金庫等の状況
- 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
- 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
- 13 その他特記事項

（記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあつては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあつては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員兼職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 の氏名 又は 商号 若しくは 名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第170条の2の10第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入金庫等の状況

(1) 信用金庫

番号	名称	主たる事務所の所在地	加入年月日

(2) 信用金庫以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1 1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)
(単位: 件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)
(単位: 件)

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した金庫業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続 (不応諾及び移送を除く。) の所要期間等 (当期の既済事件)
(単位: 件) (単位: 件)

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	

3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計
計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した金庫業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面 談 の み		
面 談 以 外	電 話	
	電 子 メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
	そ の 他	
小 計		

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を

受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

改正案	現行
<p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十八条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（特定兼営業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）</p> <p>第十一条の二 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二第二項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一 次に掲げるすべての措置を講じること。</p> <p>イ 特定兼営業務関連苦情（法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる</p>	<p>（営業保証金の供託の届出等）</p> <p>第五条 法第二条第一項において準用する信託業法第十一条第一項、第四項又は第八項の規定により供託をした者は、別紙様式第一号により作成した営業保証金供託届出書に、当該供託に係る供託書正本を添付して金融庁長官等（令第十四条第一項の規定により金融庁長官の指定する信託業務を営む金融機関にあつては金融庁長官、その他の金融機関にあつては当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長又は福岡財務支局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

業務運営体制を整備すること。

ロ 特定兼営業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 特定兼営業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにこの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号及び第三十一条の二十二第一項第六号において同じ。）が行う苦情の解決により特定兼営業務関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより特定兼営業務関連苦情の処理を図ること。

四 令第十三条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により特定兼営業務関連苦情の処理を図ること。

五 特定兼営業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第十二条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において

同じ。)が実施する苦情を処理する手続により特定兼営業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん(金融商品取引法第七十七条の二第一項(同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。)に規定するあつせんをいう。)により特定兼営業務関連紛争(法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により特定兼営業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により特定兼営業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第十三条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により特定兼営業務関連紛争の解決を図ること。

五 特定兼営業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により特定兼営業務関連紛争の解決を図る

こと。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信託業務を営む金融機関は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により特定兼営業務関連苦情の処理又は特定兼営業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない法人

二 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定により法第十二条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十三条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第一項の規定により法第十二条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しな

い者又は令第十三条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 (略)

2 6 (略)

7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関(法第十二条の二第一項第八号に規定する

指定紛争解決機関をいう。以下この号及び第三十一条の二十二

第一項第七号において同じ。)が存在する場合 信託業務を営

む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第二十

三の二第一項第一号に定める手続実施基本契約(法第十二条の

二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この

号及び第三十一条の二十二第一項第七号イにおいて同じ。)を

締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指

定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託業務を営む金融機

関の法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の二

(信託契約締結時の交付書面の記載事項)

第十五条 (略)

2 6 (略)

7 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第十号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 六 (略)

(新設)

第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

8
(略)

第三十一条の三 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約(同項に規

8
(略)

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第三十一条の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2 | 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十一条の四 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

定する対象契約をいう。第三十一条の六の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法

- 一 期限日以前に締結した対象契約（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（同法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨
- 二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨
- 三 申出者は、期限日前であつても、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法

第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十一条の六 令第十一条の二第一項及び第十一条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第三十一条の六の三第一項各号に掲げる方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの

二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第三十一条の六の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定信託契約である旨

第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第三十一条の六 令第十一条の二第一項及び第十一条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第三十一条の九第一項各号に掲げる方法のうち信託業務を営む金融機関が使用するもの

二（略）

（新設）

-
- 三| 復帰申出者（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨
- イ| 法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に定める者である場合（法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
- ロ| 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四| 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五| 信託業務を営む金融機関が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の信託業務を営む金融機関との間で承諾日以後に締結する特定信託契約については、当該他の信託業務を営む金融機関からも再び特定投資家として取り扱われる旨
- 六| 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨
-

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の六の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法

第三十四条の二第十二項(法第二条の二において準用する金融商品

取引法第三十四条の三第三項(法第二条の二において準用する金融

商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)

以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と法第二条

の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項

の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において

「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気

通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備

えられたファイルに記録する方法

ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられ

たファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回

線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託業務を営む金融機

関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の

同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて

調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

前項各号に掲げる方法は、信託業務を営む金融機関がファイルへ

(新設)

の記録を出力することにより書面を作成することができるとなればならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の七 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項及び第三十一条の九において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第三十一条の九において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の七 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の九の二において同じ。)に関して申出者(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第三十一条の九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間から一月を控除した期間

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の八 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の九 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日
法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第
八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中
「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、信託業務を営む金融機関がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

記載事項)

第三十一条の九の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 信託業務を営む金融機関が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の信託業務を営む金融機関との間で承諾日以後に締結する特定信託契約については、当該他の信託業務を営む金融機関からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項

（新設）

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第三十一条の十一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項

において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第三十一条の十三第二項第三号及び第三十一条の十三の二において同じ。)における申出者(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十一条の十三において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第三十一条の十三の二において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第

において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。)における申出者(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十一条の十三において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十一条の十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託業務を営む金融機関が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該金融機関の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第

六項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定められた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十一条の十三の三において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三

四項において準用する同法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託業務を営む金融機関が前項の規定により定められた日であつて法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第三十一条の十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三

十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第三十一条の十三の二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)| 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

十四条の四第四項において準用する同法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託業務を営む金融機関のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

第三十一条の十三の三 法第二条の二において準用する金融商品取引

(新設)

法第三十四条の四第六項において準用する同法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人(次号において「復帰申出者」という。)を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 信託業務を営む金融機関が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の信託業務を営む金融機関との間で承諾日以後に締結する特定信託契約については、当該他の信託業務を営む金融機関からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 当該金融機関が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十一条の二十二 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 当該金融機関が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。

）となつてゐる認定投資者保護団体の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 信託業務を営む金融機関が法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の第二項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる
当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託業務を営む金融機関の法第二条第一項において準用する信託業法第二十三条の第二項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2

（略）

（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。）の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信

）となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）

（新設）

2

（略）

（新設）

用格付（実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を
対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以
外の有価証券又は当該有価証券の発行者以外の者の信用状態に関
する評価を主たる対象とする信用格付（実質的に当該有価証券の
信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格
付を除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十一条の二十四 法第二条の二において準用する金融商品取引法
第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる
ものとする。

一 法第二条の二において準用する金融商品取引法第六十六条の二
十七の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
を含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）
の名称又は氏名

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる
方針及び方法の概要

（新設）

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第三十一条の二十五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

三 (略)

(禁止行為)

第三十一条の二十三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 (略)

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

三 (略)

(割合の算定)

第四十二条の二 法第十二条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第四十二条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約(法第十二条の二第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第四十二条の十四において同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)を述べた信託業務を営む金融機関の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合に、最も遅い日。第四十二条の五において同じ。)に金融庁長官により公表されている信託業務を営む金融機関(次条及び第四十二条の六第二項において「すべての信託業務を営む金融機関」という。

(新設)

）の数で除して行うものとする。

（信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等）

第四十二条の三 法第十二条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託業務を営む金融機関に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託業務を営む金融機関の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信託業務を営む金融機関に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四十二条の五及び第四十二条の六第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 信託業務を営む金融機関は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

（新設）

- 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
 - 2 法第十二条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
 - 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 すべての信託業務を営む金融機関の説明会への出席の有無
 - 三 すべての信託業務を営む金融機関の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第十二条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
 - 3 前項の書類には、信託業務を営む金融機関から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。
 - (業務規程で定めるべき事項)
- 第四十二条の四 法第十二条の三第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
- 一 紛争解決等業務（法第十二条の二第一項に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
 - 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
 - 四 苦情処理手続（法第十二条の二第一項に規定する苦情処理手続をいう。第四十二条の十において同じ。）又は紛争解決手続（法

(新設)

第十二条の二第一項に規定する紛争解決手続をいう。第四十二条の七、第四十二条の十二第二項及び第四十二条の十三において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（指定申請書の提出）

第四十二条の五 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（新設）

（指定申請書の添付書類）

第四十二条の六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（新設）

一 法第十二条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第四十二条の十一第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第十二条の二第一項の規定による指定後における収支の見込

みを記載した書類

2| 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一| 第四十二条の三第一項第二号の規定によりすべての信託業務を営む金融機関に対して交付し、又は送付した業務規程等

二| すべての信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三| 信託業務を営む金融機関に対して業務規程等を送付した場合には、当該信託業務を営む金融機関に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ| 到達した場合 到達した年月日

ロ| 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因

3| 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一| 申請者の総株主又は総出資者の議決権（信託業法第五条第五項に規定する総株主又は総出資者の議決権をいう。次号及び第四十二条の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載し

た書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第四十二条の八及び第四十二条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第十二条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員履歴書（役員が法人である場合には、当該役員沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第四十二条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第四十二条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第十二条の四において準用する信託

業法第八十五条の九に規定する暴力団員等をいう。第四十二条の十四第一項第二号において同じ。)でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

(手続実施基本契約の内容)

第四十二条の七 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関(法第十二条の二第一項第八号に規定する指定紛争解決機関をいう。以下次条から第四十二条の十まで及び第四十二条の十二から第四十二条の十五までにおいて同じ。)は、当事者である加入金融機関(法第十二条の三第四号に規定する加入金融機関をいう。以下同じ。)の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入金融機関に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第四十二条の八 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を

(新設)

(新設)

支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ

。)
（）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第四十二条の九 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないとして認められる者とする。

（新設）

- 一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等はこれらであつた者
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む

む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第四十二条の十 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 加入金融機関の顧客が特定兼営業務関連苦情（法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入金融機関の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入金融機関の商号
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（新設）

(紛争解決委員の利害関係等)

第四十二条の十一 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項に規定する法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第一項の申立てに係る法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る特定兼営業務関連紛争(法第十二条の二第四項に規定する特定兼営業務関連紛争をいう。次条において同じ)。

() について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者
五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 | 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

(新設)

する。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3

法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 特定兼營業務関連苦情を処理する業務又は特定兼營業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

(特定兼營業務関連紛争の当事者である加入金融機関の顧客に対する説明)

第四十二条の十二 指定紛争解決機関は、法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第八項に規定する説明をするに当たり特定兼營業務関連紛争の当事者である加入金融機関の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている

(新設)

る特定兼営業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの
法

二 特定兼営業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるた
めの要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては特定兼営業務関連紛争
の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速
やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該特定兼営業務関
連紛争の当事者に通知すること。

四 特定兼営業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成
される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数そ
の他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第四十二条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施
した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなけれ
ばならない。

2 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十三第九
項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とす
る。

一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
二 紛争解決手続において特別調停案（法第十二条の四において準
用する信託業法第八十五条の七第六項に規定する特別調停案をい
う。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特

(新設)

別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(指定紛争解決機関の届出事項)

第四十二条の十四 指定紛争解決機関は、法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。)を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信託業務を営む金融機関の商号

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信託業務を営む金融機関が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと思込まれる理由及び当該信託業務を営む金融機関の商号

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

(新設)

二 改善策

2| 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更した場合

三 親法人が親法人でなくなった場合

四 子法人が子法人でなくなった場合、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有した場合

五 総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権が一人により取得され、又は保有されることとなった場合

六 法第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいる場合

七 信託業務を営む金融機関から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否した場合

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指

定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つた場合

九 加入金融機関又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つた場合

3 前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第四十二条の十五 法第十二条の四において準用する信託業法第八十条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(經由官庁)

第四十三条 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十八条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(標準処理期間)

第四十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可、承認又は指定（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

(經由官庁)

第四十三条 金融機関は、第一条第一項、第二条及び第四十一条第一項に規定する申請書を内閣総理大臣又は金融庁長官に提出するときは、当該金融機関の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては、福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては、当該財務事務所长とする。）を經由して提出しなければならない。ただし、令第十四条第一項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

2 (略)

(標準処理期間)

第四十五条 内閣総理大臣又は金融庁長官等は、法、令又はこの府令の規定による認可又は承認（以下「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到着してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2
(略)

る。ただし、法第十二条の二第一項の規定による指定に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

2
(略)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入金融機関等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- (記載上の注意)
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあつては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあつては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員 の 兼 職 状 況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 の 氏 名 又 は 商 号 若 し く は 名 称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第42条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入金融機関等の状況

(1) 金融機関

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 金融機関以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1 1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)
(単位: 件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)
(単位: 件)

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した特定兼営業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続 (不応諾及び移送を除く。) の所要期間等 (当期の既済事件)
(単位: 件) (単位: 件)

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	

3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計
計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した特定兼営業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面談のみ		
面談以外	電話	
	電子メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
その他		
小計		

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を

受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○ 貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（登録の拒否の審査） 第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三</p>	<p>（登録申請書の添付書類） 第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第四条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。</p> <p>一〇十三（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録の拒否の審査） 第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三</p>

条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～四 (略)

五 法第十二条の二の二に規定する措置を講ずるために必要な措置を講じていること

2 (略)

(貸金業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第十条の六の二 法第十二条の二の二第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 貸金業務関連苦情(法第二条第二十項に規定する貸金業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 貸金業務関連苦情の申出先を資金需要者等(法第十二条の二

条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一～四 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

- の二第一項第二号に規定する資金需要者等をいう。)に周知し、並びにイの業務運営体制及びビロの社内規則を公表すること。
- 二 法第四十一条の七第一項の規定により貸金業協会が行う苦情の解決により貸金業務関連苦情の処理を図ること。
- 三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより貸金業務関連苦情の処理を図ること。
- 四 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により貸金業務関連苦情の処理を図ること。
- 五 貸金業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人(法第四十一条の三十九第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。)が実施する苦情を処理する手続により貸金業務関連苦情の処理を図ること。
- 2 法第十二条の二の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。
- 一 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により貸金業務関連紛争(法第二条第二十一項に規定する貸金業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。)の解決を図ること。
- 二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により貸金業務関連紛争

争の解決を図ること。

三 令第四条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

四 貸金業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により貸金業務関連紛争の解決を図ること。

3

前二項（第一項第五号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、貸金業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により貸金業務関連苦情の処理又は貸金業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第四十一条の六十一第一項の規定により法第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第四十一条の六十一第一項の規定により法第四十一条の三十九第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四条の二各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前三十日以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ〜リ (略)

又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(契約締結前の書面の交付)

第十二条の二 法第十六条の二第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ〜リ (略)

(新設)

<p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ、ニ、ト、チ及びヌに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 売渡担保の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからヌまでに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、ヘからチまで及びヌに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額</p> <p>2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）</p> <p>次に掲げる事項</p> <p>イ ㄱ (略)</p> <p>ヌ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p>	<p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 前号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>三 売渡担保の契約 次に掲げる事項</p> <p>イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからリまでに掲げる事項</p> <p>ロ (略)</p> <p>四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びヘからチまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額</p> <p>2 法第十六条の二第二項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。</p> <p>一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）</p> <p>次に掲げる事項</p> <p>イ ㄱ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二 手形の割引の契約 次に掲げる事項</p>
---	---

イ 前号イ、ニ、ト、チ及びヌに掲げる事項

ロ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからヌまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ、ヘからチまで及びヌに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3・4 (略)

5 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十三 (略)

十四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の

二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機

関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置

の内容

6〜8 (略)

(契約締結時の書面の交付)

イ 前号イ、ニ、ト及びチに掲げる事項

ロ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イ、ロ、ニ及びヘからリまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イ及びヘからチまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

3・4 (略)

5 法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜十三 (略)

(新設)

6〜8 (略)

(契約締結時の書面の交付)

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項

イ〜レ（略）

ソ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

- (2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イからハまで、へ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項

ロ・ハ（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで及びタからソまでに掲げる事項

ロ・ハ（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで

第十三条 法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）次に掲げる事項

イ〜レ（略）

（新設）

二 手形の割引の契約 次に掲げる事項

- イ 前号イからハまで、へ、リからヲまで及びレに掲げる事項

ロ・ハ（略）

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

- イ 第一号イからニまで、へ、チからヲまで、タ及びレに掲げる事項

ロ・ハ（略）

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで

、ヨ、レ及びソに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2
(略)

3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ、レ（略）

ソ、 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合、貸金業者が法第十二条

の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する

措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争

解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合、貸金業者の法第十二

条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決

措置の内容

二 手形の割引の契約、次に掲げる事項

、ヨ及びレに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法（極度方式貸付けに係る契約であつて当該契約で定める利息の額が旧利息制限法第一条第一項に定める利息の制限額を超えないものを締結する場合において、法第十七条第二項の規定により交付する書面に記載されているとき、又は記載されているものより契約の相手方に有利なものであるときは、媒介手数料の計算の方法の記載を省略することができる。）及びその金額

2
(略)

3 法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 金銭の貸付けの契約（次号及び第三号に掲げる契約を除く。）

次に掲げる事項

イ、レ（略）

(新設)

二 手形の割引の契約、次に掲げる事項

イ 前号イからハまで、ヘ、リからヲまで、レ及びソに掲げる事項

ロ・ハ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、ヘ、チからヲまで及びヨからソまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、カ及びタからソまでに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

45 (略)

16 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項(第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項(第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。))

イ 前号イからハまで、ヘ、リからヲまで及びレに掲げる事項

ロ・ハ (略)

三 売渡担保の契約 次に掲げる事項

イ 第一号イからニまで、ヘ、チからヲまで及びヨからレまでに掲げる事項

ロ (略)

四 金銭の貸借の媒介の契約 第一号イからハまで、チからヲまで、カ、タ及びレに掲げる事項並びに媒介手数料の計算の方法及びその金額

45 (略)

16 法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面は、次の各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項(一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては第一号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項、第三号イに掲げる事項(第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。)、同号ロ及びハに掲げる事項並びに第四号イに掲げる事項(第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。))

る。)及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラからキまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。)、第三号イに掲げる事項(第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。)、及び第四号イに掲げる事項(第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。))を除く。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)

次に掲げる事項

イ〜キ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定紛争解決機関が存在する場合 貸金業者が法第十二条の二の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定紛争解決機関が存在しない場合 貸金業者の法第十二条の二の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

二〜四 (略)

17・18 (略)

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2・3 (略)

る。)及び同号口に掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては第一号ラからキまでに掲げる事項、第二号イに掲げる事項(第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。)、第三号イに掲げる事項(第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。)、及び第四号イに掲げる事項(第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。))を除く。

一 金銭の貸付けの契約(次号及び第三号に掲げる契約を除く。)

次に掲げる事項

イ〜キ (略)

(新設)

二〜四 (略)

17・18 (略)

(受取証書の交付)

第十五条 (略)

2・3 (略)

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（同項第一号ノに掲げる事項を除くほか、一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同項第一号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからキまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。）、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

5・6 (略)

(帳簿の備付け)

4 法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面は、弁済に係る第十三条第十六項各号に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、一月以内で貸金業者が定める一定期間における貸付け及び弁済その他の取引の状況について日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に当該各号に定める事項（一定期間において貸付けに係る契約を締結していない場合にあつては同項第一号ハからリまで及びルからナまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル、ワ及びタからツまでに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ルからワまで、ヨからツまで及びナに掲げる事項に限る。）、同号ロ及びハに掲げる事項並びに同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ハからリまで、ル及びヨからツまでに掲げる事項に限る。）及び同号ロに掲げる事項を除き、弁済を受領していない場合にあつては同項第一号ラからキまでに掲げる事項、同項第二号イに掲げる事項（同項第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。）、同項第三号イに掲げる事項（同項第一号ラからキまでに掲げる事項に限る。）及び同項第四号イに掲げる事項（同項第一号ラからウまでに掲げる事項に限る。）を除く。）を記載した書面とする。

5・6 (略)

(帳簿の備付け)

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びビソに限り、売渡担保にあつてはイ及びタからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ、レ及びビソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからソまで（手形の割引にあつてはイ、レ及びビソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ及びタからソまでに限り。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十二号から第十四号までに掲げる事項を除く。）

四〇八（略）

二・三（略）

（取立て行為の規制）

第十九条（略）

二〇四（略）

五 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

第十六条 法第十九条に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項第四号から第八号までに掲げる事項（第十三条第一項第一号イ、ホ、ト及びヨからレまで（手形の割引にあつてはイ及びビレに限り、売渡担保にあつてはイ、タ及びビレに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、ヨ及びビレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約にあつては次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 法第十七条第二項第二号から第七号までに掲げる事項（第十三条第三項第一号イ、ホ、ト及びカからレまで（手形の割引にあつてはイ及びビレに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからレまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、カ、タ及びビレに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号、第十二号及び第十三号に掲げる事項を除く。）

四〇八（略）

二・三（略）

（取立て行為の規制）

第十九条（略）

二〇四（略）

五 法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲

げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号(第一号を除く。)

() に掲げる事項(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは第十三条第一項第一号ソを除き、極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十七条第二項各号(第一号を除く。) に掲げる事項(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。)

四 (略)

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項(取り立てる債権が貸金業者の貸付けの契約に基づく債権でないときは、第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

6 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ

げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第十七条第一項各号(第一号を除く。)

() に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第十七条第二項各号(第一号を除く。) に掲げる事項

四 (略)

五 保証人に対し取立てをするときは、法第十七条第三項に掲げる事項

6 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十一条 法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ

ト、タ及びソ（売渡担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

四 (略)

256 (略)

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

(譲り受けた債権についての書面の交付)

ト及びタ（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ（売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

四 (略)

256 (略)

(譲り受けた債権に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 (略)

(譲り受けた債権についての書面の交付)

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、タ及びビ）に掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ（金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第六項各号に掲げる事項（第十二條の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

6～9 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五條 法第二十四條第二項において準用する法第二十一條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四條第二項において準用する法

第二十二條 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及びタに掲げる事項を除く。）とする。

2 (略)

3 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ及びタ（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四條第二項において準用する法第十七條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三條第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十五條 法第二十四條第二項において準用する法第二十一條第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四條第二項において準用する法

第十七条第一項各号に掲げる事項（当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第三号ソに掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡担保にあつては、タ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに

第十七条第一項各号に掲げる事項（当該債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条 法第二十四条第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第二十四条第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

二 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（同項第二号及び第三号に掲げる事項並びに第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ（売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金

<p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。)並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)</p> <p>三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)</p> <p>第二十六条の二の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保証等に係る求償権等についての書面の交付)</p> <p>第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。)並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)</p> <p>三 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。)</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)</p> <p>第二十六条の二の三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(保証等に係る求償権等についての書面の交付)</p> <p>第二十六条の三 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びタに掲げる事項を除く。)とする。</p>

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ、タ及びビソ（金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びビソに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)
第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該保証業者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二

3 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、ヨ及びタ（金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）とする。

4 (略)

5 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)
第二十六条の六 法第二十四条の二第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該保証業者の商号、名称又は氏名を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二

十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の七の三（略）

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第十四号に掲げる事項を除く。）とする。

4（略）

（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ、夕及びソに掲げる事項を除く。）とする。

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二

十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付）

第二十六条の七の三（略）

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4（略）

（受託弁済に係る求償権等についての書面の交付）

第二十六条の八 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号ホ及び夕に掲げる事項を除く。）とする。

2（略）

3 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号（第二

号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びビソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びビソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

5 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6～9 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げ

号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ及びビタ(金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

5 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十一 法第二十四条の三第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該受託弁済者の商号、名称又は氏名を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げ

る事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びビソ（売渡担保にあつては、タ及びビソに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びビソ（売渡担保にあつてはヨ、タ及びビソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びビソに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。）

五 （略）

2
5
6 （略）

る事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知）

第二十六条の十二 法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 （略）

二 法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びビタ（売渡担保にあつては、タに限る。）に掲げる事項を除く。）

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びビタ（売渡担保にあつてはヨ及びビタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。）並びに第二号ハに掲げる事項を除く。）

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の二第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。）

五 （略）

2
5
6 （略）

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十二の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

(譲り受けた保証等に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十二の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4 (略)

(譲り受けた保証等に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十三 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びタに掲げる事項を除く。)とする。

2 (略)

3 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ及びタ(金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4 (略)

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号に掲げる事項を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号に掲げる事項を除く。)

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)

4 (略)

5 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6～9 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の十六 法第二十四条の四第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(当該保証等に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。)

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ(売渡担保にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 5 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の十七 法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ(売渡担保にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。

三 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ(売渡担保にあつては、ヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の四第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 5 6 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の十八 法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びビソ(売渡担保にあつては、タ及びビソに限る。))に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びビソ(売渡担保にあつては、ヨ、タ及びビソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びビソに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 6 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

一 (略)

二 法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項(第十三条第一項第一号ホ、ト及びビタ(売渡担保にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びビタ(売渡担保にあつては、ヨ及びビタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の三第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2 6 (略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等に係る保証契約締結前の書面の交付)

第二十六条の十八の三 (略)

2 (略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十六条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、第十二条の二第五項各号に掲げる事項とする。

4
(略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、タ及びソに掲げる事項を除く。)とする。

2
(略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ、タ及びソ(金銭の貸借の媒介にあつては、タ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4
(略)

5 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項(第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。)とする。

6
6
9
(略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

4
(略)

(譲り受けた受託弁済に係る求償権等についての書面の交付)

第二十六条の十九 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ及びタに掲げる事項を除く。)とする。

2
(略)

3 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号ホ、ヨ及びタ(金銭の貸借の媒介にあつては、タに限る。))に掲げる事項を除く。)とする。

4
(略)

5 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、第十三条第六項各号に掲げる事項とする。

6
6
9
(略)

(受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名及び第十三条第一項第一号ソに掲げる事項を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項（第十三条第三項第一号ソに掲げる事項を除く。）

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項（第十二条の二第五項第十四号に掲げる事項を除く。）

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト、タ及びソ（売渡

第二十六条の二十二 法第二十四条の五第二項において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（当該受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者の商号、名称又は氏名を除く。）

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項

四 保証人に対し取立てをするときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項

（受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二十三 法第二十四条の五第二項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第一項各号に掲げる事項（第十三条第一項第一号ホ、ト及びタ（売渡担保

担保にあつては、タ及びソに限る。)に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ、タ及びソ(売渡担保にあつてはヨ、タ及びソに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタ及びソに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号及び第十四号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2と6 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第十七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(手形の割引及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ、レ及びソに限り、売渡担保に

にあつては、タに限る。)に掲げる事項を除く。)

三 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第二項各号に掲げる事項(第十三条第三項第一号ホ、ト、ヨ及びタ(売渡担保にあつてはヨ及びタに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはタに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)

四 当該債権について保証契約を締結したときは、法第二十四条の五第二項において準用する法第十七条第三項に掲げる事項(第十二条の二第五項第七号に掲げる事項を除く。)

五 (略)

2と6 (略)

(債権を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の二 貸金業を営む者(貸金業者を除く。以下この条から第二十六条の二十三の十九までにおいて同じ。)が貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

三 法第十七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項(第十三条第一項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ(手形の割引及び金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びレに限り、売渡担保にあつてはイ

あつてはイ及びタからソまでに限る。)に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。(この場合において、第十三条第一項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項(第十三条第三項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで(手形の割引にあつてはイ、レ及びビソに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからソまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ及びタからソまでに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)。この場合において、第十三条第三項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ(略)

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項(第十二条の二第五項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ(略)

六(略)

、タ及びレに限る。)に掲げる事項を除き、当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、第十三条第一項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 当該債権が極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、当該債権に係る極度方式基本契約を締結した貸金業を営む者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法第十七条第二項第四号から第七号までに掲げる事項(第十三条第三項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(手形の割引にあつてはイ及びビレに限り、売渡担保にあつてはイ及びヨからレまでに限り、金銭の貸借の媒介にあつてはイ、タ及びレに限る。))並びに第二号ハに掲げる事項を除く。)。この場合において、第十三条第三項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

五 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ(略)

ロ 法第十六条の二第三項第二号から第六号までに掲げる事項(第十二条の二第五項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、第十二条の二第五項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ハ(略)

六(略)

256 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ(二) (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

256 (略)

(債権譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の四 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イ(二) (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）
。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四（略）

五 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

（債権の再譲渡を受ける者に対する通知）

第二十六条の二三の五 貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四（略）

五 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契

けに係る契約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六 (略)

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

九 (略)

2 6 (略)

項) (保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

約に基づく債権であるときは、第七号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

六 (略)

七 極度方式貸付けに係る契約に基づく債権であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

八 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

九 (略)

2 6 (略)

項) (保証等に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜ニ (略)

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビソに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）

第二十六条の二十三の八 保証業者が保証等に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜ニ (略)

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この

。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）
この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜ニ (略)

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる

場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）
この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

（受託弁済に係る求償権等取得後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十一 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を取得した場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜ニ (略)

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。

(。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

(保証等に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十二 保証業者が保証等に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。))に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イゝハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2ゝ6 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イゝニ (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。))に掲げる事項を除く。この

イゝハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

2ゝ6 (略)

(保証等に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項)

第二十六条の二十三の十四 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項(取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)

イゝニ (略)

ホ 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。))に掲げる事項を除く。この場合におい

場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソに限る。)に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四

て、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びビレに限る。)に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ (略)

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(保証等に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十五 保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の四

第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ〇八 (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。)。この場合に

第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る保証等に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。))に掲げる事項を除く。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項

イ〇八 (略)

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項(同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。)。この場合において、同

において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

256 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビソに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であ

項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

十 (略)

256 (略)

(受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十六 貸金業を営む者の委託を受けて当該貸金業を営む者の貸付けの契約に基づく債務の弁済をした者が受託弁済に係る求償権等を他人に譲渡する場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。))に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であ

るときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ〜ハ（略）

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2〜6（略）

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度

るときは、第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項イ〜ハ（略）

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2〜6（略）

（受託弁済に係る求償権等譲渡後の取立てに当たり明らかにすべき事項）

第二十六条の二十三の十八 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十一条第三項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一（略）

二 取り立てる債権に係る次に掲げる事項（取り立てる債権が極度

方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜ニ（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びタからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びソに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからソまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、

方式貸付けに係る契約に基づくものであるときは、次号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。）

イ〜ニ（略）

ホ 第十三条第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ、タ及びレ（金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

三 取り立てる債権が極度方式貸付けに係る契約に係るものであるときは、当該契約の基本となる極度方式基本契約に係る次に掲げる事項

イ・ロ（略）

ハ 第十三条第三項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項（同項第一号イ、ホ、ワ及びヨからレまで（金銭の貸借の媒介にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

四 保証人に対し取立てをするときは、次に掲げる事項

イ〜ハ（略）

ニ 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号

同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びタからソまで(金銭の貸借の媒介にあつては、イ、レ及びビソに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからソまで(金銭の貸借の媒介

中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ (略)

(受託弁済に係る求償権等の再譲渡を受ける者に対する通知)

第二十六条の二十三の十九 受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合について、法第二十四条の六において準用する法第二十四条の五第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜五 (略)

六 第十三条第一項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ、タ及びビレ(金銭の貸借の媒介にあつては、イ及びビレに限る。)に掲げる事項を除き、極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第八号に掲げる事項と同一の内容のものを除く。)。この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

七 (略)

八 極度方式貸付けに係る契約に係る受託弁済に係る求償権等であるときは、第十三条第三項各号(第二号及び第三号を除く。)に掲げる貸付けに係る契約の区分に応じ、当該各号に定める事項(同項第一号イ、ホ、ト、ワ及びヨからレまで(金銭の貸借の媒介

にあつては、イ及びタからソまでに限る。）に掲げる事項を除く。
（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号、第十三号及び第十四号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2〜6（略）

（信用情報の規模）

第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者（法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。第三十条の二十二、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号を除き、以下同じ。）の数及び保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額とする。

2（略）

（異議を述べた貸金業者の数に係る割合の算定）

にあつては、イ、タ及びレに限る。）に掲げる事項を除く。）。
（この場合において、同項第一号ハ中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

九 当該債権について保証契約を締結したときは、次に掲げる事項
イ〜ハ（略）

二 第十二条の二第五項各号に掲げる事項（同項第三号、第七号及び第十三号に掲げる事項を除く。）。この場合において、同項第五号中「貸金業者」とあるのは、「貸金業を営む者」とする。

ホ（略）

十（略）

2〜6（略）

（信用情報の規模）

第二十八条 法第四十一条の十三第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、加入貸金業者（法第四十一条の二十第一項第七号に規定する加入貸金業者をいう。以下同じ。）の数及び保有する個人信用情報に係る貸付けの残高の合計額とする。

2（略）

第三十条の十七 法第四十一条の三十九第一項第八号の割合の算定は

(新設)

、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第三十条の二十九第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十一条の四十四第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第四十一条の四十四第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ）とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた貸金業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第三十条の十九において同じ。）に金融庁長官により公表されている貸金業者（次条及び第三十条の二十第二項において「すべての貸金業者」という。）の数で除して行うものとする。

(貸金業者に対する意見聴取等)

第三十条の十八 法第四十一条の三十九第一項の申請をしようとする

(新設)

者は、同条第二項の規定により、貸金業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場

合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての貸金業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての貸金業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第三十条の二十第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 貸金業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第四十一条の三十九第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての貸金業者の説明会への出席の有無

三 すべての貸金業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第四十一条の三十九第一項第八号に規

定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、貸金業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第三十条の十九 法第四十一条の四十第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならぬ。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第三十条の二十 法第四十一条の四十第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第四十一条の三十九第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。))が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第二項第一号に規定する法人をいう。第三十条の二十六第三項第三号において同じ。)である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第四十一条の三十九第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第四十一条の四十第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第三十条の十八第一項第二号の規定によりすべての貸金業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての貸金業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 貸金業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該貸金業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 法第四十一条の四十第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

- 三 役員（法第四十一条の三十九第一項第四号に規定する役員をいう。以下この項、第三十条の二十三及び第三十条の二十四において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が法第四十一条の三十九第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
- 六 紛争解決委員（法第四十一条の四十一第一項に規定する紛争解決委員をいう。第三十条の二十七第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第三十条の二十九において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面
- 七 役員等が、暴力団員等（法第六条第一項第六号に規定する暴力団員等をいう。第三十条の二十九第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面
- 八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務規程で定めるべき事項）

第三十条の二十一 法第四十一条の四十四第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第三十条の二十二 法第四十一条の四十四第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入貸金業者（法第四十一条の四十二第二項に規定する加入貸金業者をいう。以下この条、第三十条の二十五第一項、第三十条の二十七第一項及び第三十条の二十九第二項第九号において同じ。）に係る資金需要者等（法第四十一条の四十二第二項に規定する資金需要者等をいう。第三十条の二十五第一項、第三十条の二十六第三項第三号及び第三十条の二十七第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入貸金業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(新設)

(新設)

(実質的支配者等)

第三十条の二十三 法第四十一条の四十四第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないことを認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合(当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。)とする者

五 指定紛争解決機関の役員を三分の一以上が役員若しくは使用人

(新設)

である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第三十条の二十四 法第四十一条の四十四第四項第三号に規定する指

定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないを認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体が代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方

（新設）

針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行つている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第三十条の二十五 法第四十一条の四十八の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入貸金業者に係る資金需要者等が貸金業務関連苦情（法第二十条第二十項に規定する貸金業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入貸金業者に係る資金需要者等及びその

（新設）

代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入貸金業者の商号、名称又は氏名

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第三十条の二十六 法第四十一条の五十第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第四十一条の四十四第一項第五号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る貸金業務関連紛争（法第二条第二十一項に規定する貸金業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2 法第四十一条の五十第三項第三号に規定する内閣府令で定める者

（新設）

は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第四十一条の五十第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年

以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 貸金業務関連苦情を処理する業務又は貸金業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、資金需要者等の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(貸金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等に対する説明)

第三十条の二十七 指定紛争解決機関は、法第四十一条の五十第八項に規定する説明をするに当たり貸金業務関連紛争の当事者である加入貸金業者に係る資金需要者等から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第四十一条の五十第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第四十一条の五十第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」と

(新設)

いう。)に記載されている貸金業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 貸金業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該貸金業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 貸金業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第三十条の二十八 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第四十一条の五十第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案(法第四十一条の四十四第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。)が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

(新設)

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(指定紛争解決機関の届出事項)

第三十条の二十九 指定紛争解決機関は、法第四十一条の五十六の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第四十一条の五十六第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び貸金業者の商号、名称又は氏名

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 貸金業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該貸金業者の商号、名称又は氏名

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

(新設)

2 |

法第四十一条の五十六第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 法第四十一条の四十第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 貸金業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

- 九 加入貸金業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。
- 3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

- 第三十条の三十 法第四十一条の五十七第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十二号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

- 2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

- 3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

- 4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期を

することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを
審査するものとする。

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長
又は都道府県知事は、法、令又はこの府令の規定による登録、指定
、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内
に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、
次に掲げる認可に関する申請に対する処分は、一月以内にするよう
努めるものとする。

一 法第四十一条の四十四第七項の規定により金融庁長官が行う認
可

二 法第四十一条の六十第一項の規定により金融庁長官が行う認可
(略)

(標準処理期間)

第三十二条 内閣総理大臣、金融庁長官、財務局長、福岡財務支局長
又は都道府県知事は、法、令又はこの府令の規定による登録、指定
、認可又は承認に関する申請がその事務所に到達してから二月以内
に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

2
(略)

改正案

現行

(日本工業規格A4)

(日本工業規格A4)

別紙様式第8号(第26条の29関係)

別紙様式第8号(第26条の29関係)

事業報告書

事業報告書

第 期 [平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで]

第 期 [平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで]

財務(支) 局長 殿
知事

財務(支) 局長 殿
知事

登録 財務(支) 局長 () 第 号
届出者 番号 知事
(郵便番号)

登録 財務(支) 局長 () 第 号
届出者 番号 知事
(郵便番号)

住所 電話番号 () -

住所 電話番号 () -

商号
又は名称

商号
又は名称

氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

氏名
(法人にあっては、代表者の氏名)

法定代理人 氏名

法定代理人 氏名

連絡者 所属 氏名
電話番号 () -

連絡者 所属 氏名
電話番号 () -

事業報告書

目次

1～9 (略)

10 苦情処理及び紛争解決の体制

11～14 (略)

1表～9表 (略)

10 苦情処理及び紛争解決の体制

(記載上の注意)

指定紛争解決機関が存在する場合については、手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関の商号又は名称、指定紛争解決機関が存在しない場合については、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容を記載すること。

11表～14表 (略)

事業報告書

目次

1～9 (略)

(新設)

10～13 (略)

1表～9表 (略)

(新設)

10表～13表 (略)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入貸金業者等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- (記載上の注意)

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあつては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあつては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員の内職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 氏名 又は 商号 若しくは 名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第30条の29第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入貸金業者等の状況

(1) 貸金業者

番号	商号又は名称	住所	加入年月日

(2) 貸金業者以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1.1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）
（単位：件）

類型	当事者の別		
	資金需要者 等が法人	資金需要者 等が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した貸金業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	

手続実施方法	件数
面談	

1月以上－3月未満	
3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電 話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超 －140万 円以下	140万円 超－300 万円以下	300万円 超－1000 万円以下	1000万円 超－1億 円以下	1億円超	算定不 能又は 不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	資金需要者 等が法人	資金需要者 等が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計

計							

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計
計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した貸金業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	
1月以上－3月未満	
3月以上－6月未満	
6月以上－1年未満	
1年以上－2年未満	
2年以上	

（単位：件）

所要回数	件数
1回	
2回	
3回	
4回	
5－10回	
11回以上	

（単位：件）

手続実施方法	件数	
面談のみ		
面談以外	電話	
	電子メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
その他		

計		計		小	計	
---	--	---	--	---	---	--

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）

改正案	現行
<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法第九条の八第二項第十七号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>8 法第九条の八第二項第十七号に規定する信用協同組合等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(信用事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)</p> <p>第三条 法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。</p> <p>一 次に掲げるすべての措置を講じること。</p> <p>イ 信用事業等関連苦情（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。</p>	<p>(信用協同組合等の併せ行うことができる事業)</p> <p>第一条の二 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 法第九条の八第二項第十七号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8・9 (略)</p> <p>(新設)</p>

ロ 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する内部における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 信用事業等関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七条第一項（同法第七十八条の六及び第七十九条の十二において準用する場合を含む。）の規定により金融商品取引業協会（同法第二条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。）又は認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。同号において同じ。）が行う苦情の解決により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより信用事業等関連苦情の処理を図ること。

四 法第六十九条の二第一項に規定する指定（その紛争解決等業務の種類（同条第四項に規定する紛争解決等業務の種類をいう。）が同条第六項第五号に規定する特定火災共済事業等又は同項第六号に規定する特定共済事業等であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

五 信用事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第六十九条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により信用事業等関連苦情の処理を図ること。

2 法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置として主務省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により信用事業等関連紛争（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

四 法第六十九条の二第一項に規定する指定又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

五 信用事業等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により信用事業等関連紛争の解決を図ること。

3

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信用協同組合及び信用協同組合連合会は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により信用事業等関連苦情の処理又は信用事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第六十九条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十

四第一項の規定により法第六十九条の二第一項の規定による指
定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内に
その法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過し
ない者又は令第二十八条の二各号に掲げる指定を取り消された
法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員で
あつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第四条 (略)

(割合の算定)

第五条 法第六十九条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請
をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規
程をいう。以下この条、次条第一項及び第十七条第二項において同
じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその
内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を
提出して手続実施基本契約(法第六十九条の二第一項第八号に規
定する手続実施基本契約をいう。以下この条及び第十七条において
同じ。)の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容(法
第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項
各号に掲げる事項を除く。)その他の業務規程の内容(法第六十九
条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第三項の規定に
よりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並び
に法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第

第二条の三 (略)

(新設)

四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。)について異議(合理的な理由が付されたものに限る。)
(を述べた信用協同組合及び信用協同組合連合会(以下「信用協同組合等」という。))の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八条において同じ。))に金融庁長官により公表されている信用協同組合等(次条及び第九条第二項において「すべての信用協同組合等」という。)の数で除して行うものとする。

(信用協同組合等に対する意見聴取等)

第六条 法第六十九条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信用協同組合等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。)を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信用協同組合等の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての信用協同組合等に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程(第八条及び第九条第二項において「業務規程等」という。)を交付し、又は送付すること。

(新設)

- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ロ 説明会の開催年月日時及び場所
- ハ 信用協同組合等は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならぬ旨
- 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第六十九条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
- 二 すべての信用協同組合等の説明会への出席の有無
- 三 すべての信用協同組合等の意見書の提出の有無
- 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
- 五 提出を受けた意見書に法第六十九条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、信用協同組合等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。
- (業務規程で定めるべき記載事項)
- 第七条 法第六十九条の三第八号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

(新設)

一 紛争解決等業務（法第六十九条の二第六項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であつて信用事業等（法第九条の第一項第一号に規定する信用事業等をいう。以下この号において同じ。）に係るものをいう。第十三条第一項において同じ。）又は紛争解決手続（法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であつて信用事業等に係るものをいう。第十条、第十五条第二項及び第十六条において同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

（指定申請書の提出）

第八条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十
三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（新設）

（指定申請書の添付書類）

第九条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十
三第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書

（新設）

類とする。

一 法第六十九条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（法第六十九条の二第一項第一号に規定する法人をいう。第十四条第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二 法第六十九条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第六条第一項第二号の規定によりすべての信用協同組合等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての信用協同組合等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 信用協同組合等に対して業務規程等を送付した場合には、当該信用協同組合等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によって到達しなかった原因

3 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第二項第七号に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 申請者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面
- 二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面
- 三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第十一条及び第十二条において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）
- 四 役員が法第六十九条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）
- 五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第十五条第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に關する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第十七条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十九に規定する暴力団員等をいう。第十七条第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（手続実施基本契約の内容）

第十条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第二項第十一号に規定する主務省令で定める事項は、指定信用事業等紛争解決機関（法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。次条から第十三条まで及び第十五条から第十八条までにおいて同じ。）は、当事者である加入信用協同組合等（法第六十九条の三第四号に規定する加入協同組合等のうち信用協同組合等に係るものをいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信用協同組合等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（新設）

(実質的支配者等)

第十一条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関の株式の所有、指定信用事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定信用事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして主務省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定信用事業等紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定信用事業等紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号にお

(新設)

-
- いて同じ。)とする者
- 五 指定信用事業等紛争解決機関の役員の上三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者
- 六 指定信用事業等紛争解決機関との間で指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
- 七 指定信用事業等紛争解決機関の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。)の総額の三分の一以上について特定の者が融資(債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。)を行っている場合(当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。)における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者
- 九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号(第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。)に規定する前各号に掲げる者の指定信用事業等紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
- 十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定信用事業等紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者
-

(子会社等)

第十二条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第四項第三号に規定する指定信用事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして主務省令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定信用事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないとき認められる者とする。

- 一 指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定信用事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下この号及び第五号において「法人等」という。)()の議決権の三分の一以上を占めている場合(指定信用事業等紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。)における当該他の法人等
- 二 指定信用事業等紛争解決機関の役員若しくは指定信用事業等紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定信用事業等紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

(新設)

- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定信用事業等紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定信用事業等紛争解決機関が融資を行っている場合（指定信用事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
- 八 前各号に掲げる者のほか、指定信用事業等紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者
- 九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定信用事業等紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第十三条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十一の規定により、指定信用事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなけ

（新設）

ればならない。

- 一 加入信用協同組合等の顧客が信用事業等関連苦情（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入信用協同組合等の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信用協同組合等の名称
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存するものとする。

（紛争解決委員の利害関係等）

第十四条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項に規定する法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第一項の申立てに係る法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

- 一 当事者の配偶者又は配偶者であった者
- 二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者
- 三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

（新設）

- 四 当該申立てに係る信用事業等関連紛争（法第六十九条の五に規定する信用事業等関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者
 - 五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者
- 2 | 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第三号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。
- 一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格
 - 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格
 - 三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格
- 3 | 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第三項第五号に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年

以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学

部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又

は商学に属する科目の教授又は准教授

三 信用事業等関連苦情を処理する業務又は信用事業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

（信用事業等関連紛争の当事者である加入信用協同組合等の顧客に
対する説明）

第十五条 指定信用事業等紛争解決機関は、法第六十九条の五におい

（新設）

て準用する銀行法第五十二条の七十三第八項に規定する説明をするに当たり信用事業等関連紛争の当事者である加入信用協同組合等の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第八項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている信用事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 信用事業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該信用事業等関連紛争の当事者に通知すること。

四 信用事業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第十六条 指定信用事業等紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十三第九項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第十七条 指定信用事業等紛争解決機関は、法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した

(新設)

(新設)

年月日及び信用協同組合等の名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信用協同組合等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該信用協同組合等の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2

法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の七十九第二号に規定する主務省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定信用事業等紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定信用事業等紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなつたとき。

- 四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。
 - 五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。
 - 六 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の六十三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定信用事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。
 - 七 信用協同組合等から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。
 - 八 指定信用事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定信用事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。
 - 九 加入信用協同組合等又はその役員等が指定信用事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知つたとき。
- 3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定信用事業等紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第十八条 法第六十九条の五において準用する銀行法第五十二条の八十第一項の規定による指定信用事業等紛争解決機関が作成すべき紛

（新設）

争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定信用事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定信用事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした指定信用事業等紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

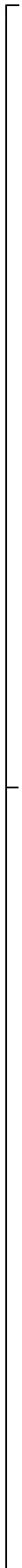
第十九条・第二十条 (略)

(標準処理期間)

第二十一条 金融庁長官は、法第六十九条の二第一項の規定による指定に関する申請がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

第三条・第四条 (略)

(新設)



年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入信用協同組合等々の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- (記載上の注意)

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1 紛争解決等業務の概要

2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあっては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員の内職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 の氏名 又は 商号 若しくは 名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第17条第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入信用協同組合等々の状況

(1) 信用協同組合等

番号	名称	主たる事務所の所在地	加入年月日

(2) 信用協同組合以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1 1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)
(単位: 件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)
(単位: 件)

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した信用事業等関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続 (不応諾及び移送を除く。) の所要期間等 (当期の既済事件)
(単位: 件) (単位: 件)

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	

3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定信用事業等紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を

受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

苦情処理手続は法第六十九条の二第六項第一号に規定する苦情処理手続であって信用事業等に係るものをいう。

紛争解決手続は法第六十九条の二第三項に規定する紛争解決手続であって信用事業等に係るものをいう。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章～第二章 (略)</p> <p>第三章 業務（第四十七条―第五十五条の二）</p> <p>第四章～第十二章 (略)</p> <p>第三編 (略)</p> <p>第四編 指定紛争解決機関</p> <p>第一章 通則（第二百三十九条の二―第二百三十九条の五）</p> <p>第二章 業務（第二百三十九条の六―第二百三十九条の十三）</p> <p>第三章 監督（第二百三十九条の十四・第二百三十九条の十五）</p> <p>第五編 雑則（第二百四十条―第二百四十七条）</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「</p>	<p>目次</p> <p>第一編 (略)</p> <p>第二編 (略)</p> <p>第一章～第二章 (略)</p> <p>第三章 業務（第四十七条―第五十五条）</p> <p>第四章～第十二章 (略)</p> <p>第三編 (略)</p> <p>第四編 雑則（第二百四十条―第二百四十七条）</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において、「保険業」、「保険会社」、「生命保険会社」、「損害保険会社」、「相互会社」、「外国保険業者」、「外国保険会社等」、「外国生命保険会社等」、「外国損害保険会社等」、「外国相互会社」、「総株主等の議決権」、「子会社」、「</p>

主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理人」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」、「公告方法」、「指定紛争解決機関」、「生命保険業務」、「損害保険業務」、「少額短期保険業務」、「保険仲立人保険募集」、「保険業務等」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理人、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集、公告方法、指定紛争解決機関、生命保険業務、損害保険業務、少額短期保険業務、保険仲立人保険募集、保険業務等、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

（密接な関係の範囲）

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

主要株主基準値」、「保険主要株主」、「保険持株会社」、「少額短期保険業」、「少額短期保険業者」、「生命保険募集人」、「損害保険募集人」、「損害保険代理人」、「少額短期保険募集人」、「保険募集人」、「所属保険会社等」、「保険仲立人」、「保険募集」又は「公告方法」とは、それぞれ保険業法（平成七年法律第百五号。以下「法」という。）第二条に規定する保険業、保険会社、生命保険会社、損害保険会社、相互会社、外国保険業者、外国保険会社等、外国生命保険会社等、外国損害保険会社等、外国相互会社、総株主等の議決権、子会社、主要株主基準値、保険主要株主、保険持株会社、少額短期保険業、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険募集人、損害保険代理人、少額短期保険募集人、保険募集人、所属保険会社等、保険仲立人、保険募集又は公告方法をいう。

（密接な関係の範囲）

第一条の二の二 令第一条の四第二項第一号に規定する内閣府令で定める密接な関係は、次の各号に掲げる関係をいう。

一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係

イ・ロ (略)

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第二百五条及び第二百五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十條の十の二を除く。）、第十二章（第二百一十一條の三十八及び第二百一十一條の八十二を除く。）、第四編並びに第二百四十六條において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(i) (vii) (略)

(2) (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

一 二以上の団体相互が次のイからハまでに掲げる関係のいずれかを有するという関係

イ・ロ (略)

ハ 一方の者が他方の者の経営を支配しているものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する者である関係

(1) 一方の者に係る次に掲げる者が保有している他方の者の株式又は出資に係る議決権（法第二条第十項に規定する議決権をいう。以下この編、第六条、第二編第三章（第五十二条の十二の二を除く。）、第四章、第六章、第七章、第二百五条及び第二百五条の六、第一百八条、第十一章（第二百十條の十の二を除く。）、第十二章（第二百一十一條の三十八及び第二百一十一條の八十二を除く。）並びに第二百四十六條において同じ。）の数の合計が、当該他方の者の総株主又は総出資者の議決権の百分の五十を超えていること。

(i) (vii) (略)

(2) (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

(金融等デリバティブ取引)

第五十二条の三 法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〜三 (略)

2| 法第九十八条第一項第八号に規定する保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、前項各号に掲げるものとする。

3| (略)

(契約の種類)

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法(第五十二条の十三の五から第五十二条の十三の二十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。第五十二条の十三の七の二から第五十二条の十三の二十四まで(第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。))において同じ。)とする。

第五十二条の十三の四 削除

(新設)

2| (略)

(契約の種類)

第五十二条の十三の三 法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法(以下この条から第五十二条の十三の二十四までにおいて「準用金融商品取引法」という。)第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定信託契約(法第九十九条第八項において準用する信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約をいう。以下この条から第五十二条の十三の二十四まで(第五十二条の十三の十二第二号ホを除く。))において同じ。)とする。

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第五十二条の十三の七の二において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項(定義)に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

二 第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)とする旨

2| 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家(金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四

条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十二条の十三の七 令第十三条の五の三第一項及び第十三条の五の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第五十二条の十三の七の三第一項各号に掲げる方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十

(情報通信の技術を利用した提供)

第五十二条の十三の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第五十二条の十三の七 令第十三条の五の三第一項及び第十三条の五の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第五十二条の十三の十第一項各号に掲げる方法のうち保険金信託業務を行う生命保険会社等が使用するもの

二 (略)

(新設)

一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十二条の十三の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取

（新設）

引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2| 前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電

子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次条第二項第三号及び第五十二条の十三の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日)をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第

四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十三の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間）

第五十二条の十三の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

（新設）

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第五十二条の十三の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じ

て送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、保険金信託業務を行う生命保険会社等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険金信託業務を行う生命保険会社等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の第三十項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の第三十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第五十二条の十三の十四第二項第三号及び第五十二条の十三の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十二条の十三の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第五十二条の十三の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第五十二条の十三の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第五十二条の十三の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項

において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第五十二条の十三の十四の二において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約

において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険金信託業務を行う生命保険会社等の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険金信託業務を行う生命保険会社等が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項)

第五十二条の十三の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契

(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第五十二条の十三の十四の三において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第五十二条の十三の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

約をいう。次項において同じ。) に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険金信託業務を行う生命保険会社等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

2 | 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第五十二条の十三の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の記載事項)

第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

十二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定

(新設)

第五十二条の十三の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十一 (略)

(新設)

める事項

イ 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種類とする指定紛争解決機関が存在する場合 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等（法第二百四十条第一項第一号の規定により外国生命保険会社等とみなされる免許特定法人（法第二百二十三条第一項に規定する免許特定法人をいう。以下この号において同じ。）の引受社員の場合にあつては、当該引受社員を社員とする免許特定法人。ロにおいて同じ。）が法の規定により自己の保険業務等に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種類とする指定紛争解決機関が存在しない場合 当該保険金信託業務を行う生命保険会社等が法の規定により講ずる自己の保険業務等に関する苦情処理措置（法第百五条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。）及び紛争解決措置（同号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。）の内容

2

（略）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第五十二条の十三の二十三の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

2

（略）

（新設）

一 金融商品取引法第六十六条の二十七（登録）の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項（定義）に規定する信用格付をいう。以下この条及び第二百三十四条の二十六の二において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第二百三十四条の二十六の二において同じ。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人。同条において同じ。）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項に

（禁止行為）

第五十二条の十三の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 （略）

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項に

において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

三 (略)

(保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第五十五条の二 法第百五条の二第一項第二号(法第百九十九条において準用する場合を含む。)に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 保険業務等関連苦情(法第二条第三十八項に規定する保険業務等関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 保険業務等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための規則(当該業務に関する保険業関係業者(法第二

において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項(ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イ〜ハ (略)

三 (略)

(新設)

条第四十二項に規定する保険業関係業者をいう。第四号及び第三項において同じ。)における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備すること。

ハ 保険業務等関連苦情の申出先を顧客(法第一百五條の二第一項第二号に規定する顧客をいう。)に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの規則を公表すること。

二 金融商品取引法第七十七條第一項(同法第七十八條の六(投資者からの苦情に対する対応等)及び第七十九條の十二(認定団体による苦情の処理)において準用する場合を含む。)(投資者からの苦情に対する対応等)の規定により金融商品取引業協会(同法第二條第十三項(定義)に規定する認可金融商品取引業協会又は同法第七十八條第二項(認定金融商品取引業協会の認定)に規定する認定金融商品取引業協会をいう。次項第一号において同じ。)(又は認定投資者保護団体(同法第七十九條の十第一項(業務廃止の届出)に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。))が行う苦情の解決により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九條第一項(苦情処理及び紛争解決の促進)又は第二十五條(国民生活センターの役割)に規定するあつせんにより保険業務等関連苦情の処理を図ること。

四 法第三百八條の二第一項に規定する指定(その紛争解決等業務の種別が当該保険業関係業者が行う保険業務等以外の保険業務等

であるものに限る。次項第四号において同じ。）又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

五 保険業務等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第三百八条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により保険業務等関連苦情の処理を図ること。

2 法第百五条の二第一項第二号（法第百九十九条において準用する場合を含む。）に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七（認定協会によるあつせん）及び第七十九条の十三（認定団体によるあつせん）において準用する場合を含む。）（認可協会によるあつせん）に規定するあつせんをいう。）により保険業務等関連紛争（法第二条第三十九項に規定する保険業務等関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項（会則）に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあ

つせん又は同条に規定する合意による解決により保険業務等関連
紛争の解決を図ること。

四 法第三百八条の二第一項に規定する指定又は令第四十四条の七
各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続に
より保険業務等関連紛争の解決を図ること。

五 保険業務等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行
するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛
争の解決を図る手続により保険業務等関連紛争の解決を図ること
。

3

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわ
らず、保険業関係業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実
施する手続により保険業務等関連苦情の処理又は保険業務等関連紛
争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を
終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過し
ない法人

二 法第三百八条の二十四第一項の規定により法第三百八条の二第
一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を
経過しない法人又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を取り消
され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行
うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のい
ずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第三百八条の二十四第一項の規定により法第三百八条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第四十四条の七各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

二 生命保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定生命保険業務紛争解決機関(法第五十五条の二第一項第一号に規定する指定生命保険業務紛争解決機関をいう。以下この二において同じ。)が存在する場合 当該生命保険会社が同号に定める生命保険業務に係る手続実施基本契約を締結

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第五十九条の二 法第一百一十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 保険会社の運営に関する次に掲げる事項

イ 八 (略)

(新設)

する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定
生命保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定生命保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該生
命保険会社の法第百五条の二第一項第二号に定める生命保険
業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

ホ 損害保険会社にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ次に定める事項

(1) 指定損害保険業務紛争解決機関（法第百五条の三第一項第
一号に規定する指定損害保険業務紛争解決機関をいう。以下
このホにおいて同じ。）が存在する場合 当該損害保険会社
が同号に定める損害保険業務に係る手続実施基本契約を締結
する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定
損害保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定損害保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当該損
害保険会社の法第百五条の三第一項第二号に定める損害保険
業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

254 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその

(新設)

五・六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第八十五条 (略)

254 (略)

5 第一項第十七号に規定する不祥事件とは、保険会社若しくはその

子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四〇六（略）
6（略）

（金融等デリバティブ取引）

第四百四十二条の三 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する類似する取引であつて内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

2 | 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する外国保険会社等の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項各号に掲げるものとする。

3 | 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第三項に規定する

子会社、保険会社若しくはその子会社の役員若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、保険会社若しくはその子会社の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二（略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四〇六（略）
6（略）

（金融等デリバティブ取引）

第四百四十二条の三 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第一項に規定するものとする。

（新設）

2 | 法第九十九条において準用する法第九十八条第一項第九号に規定する内閣府令で定めるものは、第五十二条の三第二項に規定する

ものとする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使

ものとする。

(外国保険会社等の届出事項等)

第百六十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第七号に規定する不祥事件とは、外国保険会社等又はその日本における代表者若しくは使用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は外国保険会社等の生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(免許特定法人の届出)

第百九十二条 (略)

2・3 (略)

4 第一項第六号に規定する不祥事件とは、免許特定法人、引受社員若しくは総代理店の取締役、執行役、会計参与、監査役若しくは使

用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 （略）

5 （略）

（登録申請書の添付書類）

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇九 （略）

九の二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定少額短期保険業務紛争解決機関（法第二百七十二条の十

三の二第一項第一号に規定する指定少額短期保険業務紛争解決機関をいう。以下この号及び第二百十一条の三十七第一項第四号ハにおいて同じ。）が存在する場合 法第二百七十二条の十

三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契

用人（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）又は生命保険募集人若しくは損害保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 （略）

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 （略）

5 （略）

（登録申請書の添付書類）

第二百十一条の三 法第二百七十二条の二第二項に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〇九 （略）

（新設）

約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十・十一 (略)

2 前項第二号の事業計画書には保険募集の計画及び収支の見込み並びにそれらの基礎となる事項を記載しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在する場合 当該

少額短期保険業者が法第二百七十二条の十三の二第一項第一号に定める少額短期保険業務に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定少額短期保険業務紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定少額短期保険業務紛争解決機関が存在しない場合 当

十・十一 (略)

(新設)

(業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等)

第二百十一条の三十七 法第二百七十二条の十七において準用する法第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 三 (略)

四 少額短期保険業者の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

該少額短期保険業者の法第二百七十二条の十三の二第一項第二号に定める少額短期保険業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第七号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(登録申請書の添付書類)

五・六 (略)

2 (略)

(届出事項等)

第二百十一条の五十五 (略)

2・3 (略)

4 第一項第十四号に規定する不祥事件とは、少額短期保険業者等、少額短期保険業者等の役員若しくは使用人（少額短期保険募集人である者を除く。）又は少額短期保険業者等の少額短期保険募集人又はそれらの役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一・二 (略)

三 法第三百条第一項の規定若しくは法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第三十九条第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四・五 (略)

5 (略)

(登録申請書の添付書類)

第二百十九条 法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

四 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関（法第二百九十九条の

二第一項第一号に規定する指定保険仲立人保険募集紛争解決機関をいう。以下この号において同じ。）が存在する場合 同項

第一号に定める保険仲立人保険募集に係る手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定保険仲立人保険募集紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定保険仲立人保険募集紛争解決機関が存在しない場合 法第二百九十九条の二第一項第二号に定める保険仲立人保険募集に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2

(略)

(契約の種類)

第二百三十四条の三 法第三百条の二において準用する金融商品取引法（第二百三十四条の五から第二百三十四条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定保険契約等（特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する。以下同じ。）とする。

第二百十九条 法第二百八十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三 (略)

(新設)

2

(略)

(契約の種類)

第二百三十四条の三 法第三百条の二において準用する金融商品取引法（次条から第二百三十四条の二十八までにおいて「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する内閣府令で定めるものは、特定保険契約等（特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約を総称する。以下同じ。）とする。

第二百三十四条の四 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二百三十四条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者(同項に規定する申出者をいう。)は、同条第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第二百三十四条の七の二において同じ

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)

とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二百三十四条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約(準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。)に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行われる行

。) に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二百三十四条の七 令第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第

為については、期限日後に行われるものであっても、申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。)を特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

(情報通信の技術を利用した提供)

第二百三十四条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第二百三十四条の七 令第四十四条の三第一項及び第四十四条の四第

一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二百三十四条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が使用するもの

二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第二百三十四条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二十第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の二十第一項の規定による承諾をする日(第四号及び第五号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定保険契約等である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二十第一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けること

一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 前条第一項各号又は第二百三十四条の十第一項各号に掲げる方法のうち保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が使用するもの

二 (略)

(新設)

となるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用

(新設)

に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

- 2| 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
- 2| 前項各号に掲げる方法は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができないものでなければならない。

- 3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 (略)
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二百三十四条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 (略)
- 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二号の十において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二百三十四条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二百三十四条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二百三十四条の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第二百三十四条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 （略）

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第二百三十四条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二百三十四条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第二百三十四条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一

項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定保険契約等である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
2| 前項各号に掲げる方法は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第二百三十四条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号、次条第二項、第二百三十四条の十四第二項第三号及び第二百三十四条の十四の二において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百三十四条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二百三十四条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日をいう。次号において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二百三十四条の十四において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

（特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二百三十四条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人の営業所又は事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二百三十四条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二百三十四条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二百三十四条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二百三十四条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用

金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第二百三十四条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項各号中「承諾日」とあるのは、「前

金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第二百三十四条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定保険契約等である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十二 (略)

十三 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

- イ 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が行う保険業務等をその紛争解決等業務の種別

(新設)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第二百三十四条の二十四 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〇十二 (略)

(新設)

とする指定紛争解決機関が存在する場合 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等（法第二百四十条第一項第一号の規定により外国保険会社等とみなされる免許特定法人の引受社員の場合にあつては、当該引受社員を社員とする免許特定法人。ロにおいて同じ。）又は保険仲立人が法の規定により自己の保険業務等に係る手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が行う保険業務等とその紛争解決等業務の種類とする指定紛争解決機関が存在しない場合 当該特定保険契約等を締結する保険会社等、外国保険会社等又は保険仲立人が法の規定により講ずる自己の保険業務等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十四 (略)

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

十三 (略)

2 一の特定保険契約の締結について保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の者は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二百三十四条の二十六の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七(登録)の登録の意義

二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人であるときは、役員の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一

(新設)

(特定保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為)

第二百三十四条の二十七 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一

項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四（略）

2・3（略）

第四編 指定紛争解決機関

第一章 通則

（割合の算定）

第二百三十九条の二 法第三百八条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬ）とされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に

項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約等を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

四（略）

2・3（略）

（新設）

（新設）

（新設）

掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。) について異議(合理的な理由が付されたものに限る。) を述べた法第二条第四十二項に規定する保険業関係業者(当該申請により法第三百八条の二第一項の規定による指定を受けようとする紛争解決等業務の種別に係るものに限る。以下単に「保険業関係業者」という。) の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日(二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百三十九条の四において同じ。) に金融庁長官により公表されている保険業関係業者(次条及び第二百三十九条の五第二項において「すべての保険業関係業者」という。) の数で除して行うものとする。

(保険業関係業者に対する意見聴取等)

第二百三十九条の三 法第三百八条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、保険業関係業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見(異議がある場合には、その理由を含む。) を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての保険業関係業者の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、すべての保険業関係業者に対し、説明会の開催日(二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日)の二週間前までに、次に掲げる事項を記載

(新設)

した書面及び業務規程（次条及び第二百三十九条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先

ロ 説明会の開催年月日時及び場所

ハ 保険業関係業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならぬ旨

三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

2 法第三百八条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。

一 すべての説明会の開催年月日時及び場所

二 すべての保険業関係業者の説明会への出席の有無

三 すべての保険業関係業者の意見書の提出の有無

四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無

五 提出を受けた意見書に法第三百八条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

3 前項の書類には、保険業関係業者から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。

（指定申請書の提出）

第二百三十九条の四 法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二百三十九条の五 法第三百八条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第三百八条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二百三十九条の十一第三項第三号において同じ。))である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第三百八条の二第二項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 法第三百八条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二百三十九条の三第一項第二号の規定によりすべての保険業関係業者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての保険業関係業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 保険業関係業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該保険業関係業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因

3 法第三百八条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百三十九条の八及び第二百三十九条の九において同じ。）の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第三百八条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨

の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第三百八条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二百三十九条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二百三十九条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第三百八条の九に規定する暴力団員等をいう。第二百三十九条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二章 業務

（業務規程で定めるべき事項）

第二百三十九条の六 法第三百八条の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

（新設）

（新設）

- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第二百三十九条の七 法第三百八条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入保険業関係業者（法第三百八条の五第二項に規定する加入保険業関係業者をいう。以下同じ。）の顧客（法第三百八条の五第二項に規定する顧客をいう。第二百三十九条の十第一項、第二百三十九条の十一第三項第三号及び第二百三十九条の十二第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入保険業関係業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第二百三十九条の八 法第三百八条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な

(新設)

(新設)

影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であった者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ

。)
（）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二百三十九条の九 法第三百八条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないと認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と

（新設）

- 指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二百三十九条の十 法第三百八条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入保険業関係業者の顧客が保険業務等関連苦情（法第二条第三十八項に規定する保険業務等関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入保険業関係業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入保険業関係業者の商号、名称又は氏名

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（新設）

(紛争解決委員の利害関係等)

第二百三十九条の十一 法第三百八条の十三第三項に規定する同条第

一項の申立てに係る法第三百八条の七第一項第五号に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る保険業務等関連紛争(法第二条第三十九項に規定する保険業務等関連紛争をいう。次条において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者

2 法第三百八条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三条第三項第五号イ(適格消費者団体の認定)に規定する消費生活相談をいう。)に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産

(新設)

奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会(昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第三百八条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 保険業務等関連苦情を処理する業務又は保険業務等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必

要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(保険業務等関連紛争の当事者である加入保険業関係業者の顧客に対する説明)

第二百三十九条の十二 指定紛争解決機関は、法第三百八条の十三第八項に規定する説明をするに当たり保険業務等関連紛争の当事者である加入保険業関係業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならぬ。

2 法第三百八条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第三百八条の十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている保険業務等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 保険業務等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該保険業務等関連紛争

(新設)

争の当事者に通知すること。

四 保険業務等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二百三十九条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならぬ。

2 法第三百八条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第三百八条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

第三章 監督

(届出事項)

第二百三十九条の十四 指定紛争解決機関は、法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考

(新設)

(新設)

(新設)

となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第三百八条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び保険業関係業者の商号、名称又は氏名

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 保険業関係業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該保険業関係業者の商号、名称又は氏名

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 法第三百八条の十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有して

いる法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。

三 親法人が親法人でなくなったとき。

四 子法人が子法人でなくなったとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなったとき。

六 法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいるとき。

七 保険業関係業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知ったとき。

九 加入保険業関係業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知ったとき。

3 | 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第二百三十九条の十五 法第三百八条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十八号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第五編 雑則

(標準処理期間)

(新設)

第四編 雑則

(標準処理期間)

<p>第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>二十四 法第三百八条の二第一項の規定による紛争解決等業務を行う者の指定 六十日</p> <p>二十五 法第三百八条の七第七項の規定による業務規程の変更の認可 三十日</p> <p>二十六 法第三百八条の二十三第一項の規定による紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止の認可 三十日</p> <p>2 (略)</p>	<p>第二百四十六条 内閣総理大臣等は、法、令又はこの府令の規定による次の各号に掲げる免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達したときは、当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p>
--	---

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入保険業関係業者等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあっては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員 の 兼 職 状 況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号若しくは名称及び主たる営業所若しくは事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 の 氏 名 又 は 商 号 若 し く は 名 称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第239条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入保険業関係業者等の状況

(1) 保険業関係業者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	加入年月日

(2) 保険業関係業者以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1.1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）
（単位：件）

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した保険業務等関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	

手続実施方法	件数
面談	

1月以上－3月未満	
3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電 話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超 －140万 円以下	140万円 超－300 万円以下	300万円 超－1000 万円以下	1000万円 超－1億 円以下	1億円超	算定不 能又は 不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計

計							
---	--	--	--	--	--	--	--

類型	終了事由の別						小計	不応諾	移送	計
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他					
計										

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した保険業務等関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面 談 の み		
面 談 以 外	電 話	
	電 子 メール	
	フ ァ ク シ ミ リ	
	文 書 の 送 付	
	そ の 他	
小 計		

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

(単位：件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1.2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1.3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあ

っては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第一百七号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第五章の二 指定紛争解決機関</p> <p>第一節 通則（第八十条の二―第八十条の五）</p> <p>第二節 業務（第八十条の六―第八十条の十三）</p> <p>第三節 監督（第八十条の十四・第八十条の十五）</p> <p>第六章 雑則（第八十一条―第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」、「信託契約代理店」、「指定紛争解決機関」、「手続対象信託業務」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項、第九項、第十項、第十一項、第十二項、第十三項、第十四項又は第十五項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第八十一条―第八十三条）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第一条 この府令において「信託業」、「信託会社」、「管理型信託業」、「管理型信託会社」、「外国信託会社」、「管理型外国信託会社」、「信託契約代理業」又は「信託契約代理店」とは、それぞれ信託業法（以下「法」という。）第二条第一項、第二項、第三項、第四項、第六項、第七項、第八項又は第九項に規定する信託業、信託会社、管理型信託業、管理型信託会社、外国信託会社、管理型外国信託会社、信託契約代理業又は信託契約代理店をいう。</p>

外国信託会社、信託契約代理業、信託契約代理店、指定紛争解決機関、手続対象信託業務、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務又は手続実施基本契約をいう。

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 (略)

四 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(手続対象信託業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置)

第二十九条の二 法第二十三条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 手続対象信託業務関連苦情(法第二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において

(登録申請書の添付書類)

第十三条 法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 三 (略)

(新設)

(新設)

-
- て同じ。)の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足
りる業務運営体制を整備すること。
- ロ 手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的
確に遂行するための社内規則(当該業務に関する社内における
責任分担を明確化する規定を含むものに限る。)を整備するこ
と。
- ハ 手続対象信託業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びに
イの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。
- 二 金融商品取引法第七十七条第一項(同法第七十八条の六及び第
七十九条の十二において準用する場合を含む。)の規定により金
融商品取引業協会(同法第二条第十三項に規定する認可金融商品
取引業協会又は同法第七十八条第二項に規定する認定金融商品取
引業協会をいう。次項第一号において同じ。)又は認定投資者保
護団体(同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団
体をいう。同号及び第三十条の二十三第一項第十号において同じ
。)が行う苦情の解決により手続対象信託業務関連苦情の処理を
図ること。
- 三 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第十九条第一項
又は第二十五条に規定するあつせんにより手続対象信託業務関連
苦情の処理を図ること。
- 四 令第十八条の三各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を
処理する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること
-

五 手続対象信託業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第八十五条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理を図ること。

2 法第二十三条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 金融商品取引業協会又は認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十七条の二第一項（同法第七十八条の七及び第七十九条の十三において準用する場合を含む。）に規定するあつせんをいう。）により手続対象信託業務関連紛争（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

四 令第十八条の三各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

五 手続対象信託業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により手続対象信託業務関連紛争の解決を図ること。

3

前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。）は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により手続対象信託業務関連苦情の処理又は手続対象信託業務関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第八十五条の二十四第一項の規定により法第八十五条の第二項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第十八条の三各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第八十五条の二十四第一項の規定により法第八十五条の二

第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第十八条の三各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日から五年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

第三十条の四 削除

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規

(特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日)

第三十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
 - 二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。)
- とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第三十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規

定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第三十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二条第三十
一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として
取り扱われることになる旨とする。

（削る）

（削る）

（削る）

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四

定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であっても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項におい

条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十条の七 令第十二条の三第二項及び第十二条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信託会社が使用するもの
- 二 (略)

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第三十条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。)が次に掲げる事項を理解している旨

て準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一・二 (略)
- 2・3 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十条の七 令第十二条の三第一項及び第十二条の四第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第三十条の十第一項各号に掲げる方法のうち信託会社が使用するもの
- 二 (略)

(新設)

- イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨
- ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨
- 四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨
- 五 信託会社が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の信託会社との間で承諾日以後に締結する特定信託契約については、当該他の信託会社からも再び特定投資家として取り扱われる旨
- 六 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第三十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 信託会社の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三

（新設）

十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、信託会社がファイルへの記録を出力することににより書面を作成することができるものでなければならない

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる

（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第三十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる

事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第三十条の十において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第三十条の十において同じ。)から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十条の十の二において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項)

第三十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 (略)

一・二 (略)

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第三十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十条の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信託会社の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第三十条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定による承諾をする日（以下この条において「承諾日」という。）
- 二 対象契約が特定信託契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人（次号において「復帰申出者」という。）を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨
- 四 信託会社が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の信託会社との間で承諾日以後に締結する特定信託契約については、当該他の信託会社からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

- 2 前項各号に掲げる方法は、信託会社がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。
- 3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信託会社の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第三十条の十四第二項第三号及び第三十条の十四の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第三十条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第三十条の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第三十条の十三 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信託会社が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信託会社の営業所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の

四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項及び第三十条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第三十条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつ

四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信託会社が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第三十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつ

ても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第三十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の

ても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信託会社のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

記載事項)

第三十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定信託契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人(次号において「復帰申出者」という。)を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

四 信託会社が対象契約に基づき復帰申出者を代理して他の信託会社との間で承諾日以後に締結する特定信託契約については、当該他の信託会社からも再び特定投資家以外の顧客として取り扱われる旨

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 (略)

十 当該信託会社が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。)
一) となっている認定投資者保護団体の有無(対象事業者となつて

(新設)

第三十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜九 (略)

十 当該信託会社が対象事業者(金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。)
一) となっている認定投資者保護団体(同法第七十九条の十第一項

いる場合にあつては、その名称)

十一 次イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 信託会社が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託会社の法第二十三条の二第二項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2

(略)

(投資家の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付)

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該特定信託契約に係る資産証券化商品(金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第二百九十五条第三項第一号に規定する資産証券化商品をいう。以下この号において同じ。)の原資産の信用状態に関する評価を対象とする信用格付(実質的に当該資産証券化商品の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。)

二 前号に掲げるもののほか、当該特定信託契約に係る有価証券以

に規定する認定投資者保護団体をいう。)の有無(対象事業者となつている場合にあつては、その名称)

(新設)

2

(略)

(新設)

外の有価証券又は当該有価証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付（実質的に当該有価証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。）

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第三十条の二十五 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する

内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 準用金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 信用格付を付与した者に関する次に掲げる事項
 - イ 商号、名称又は氏名
 - ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の名称又は氏名
 - ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地
- 三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要
- 四 信用格付の前提、意義及び限界

（禁止行為）

第三十条の二十六 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する

内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

（新設）

（禁止行為）

第三十条の二十四 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する

内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 第三十条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イゝハ（略）

三（略）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条（略）

2ゝ6（略）

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号まで及び第十一号に掲げる事項とする。

一 第三十条各号に掲げる行為

二 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第五号及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第五号及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定信託契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定信託契約を締結する行為

イゝハ（略）

三（略）

（信託契約締結時の交付書面の記載事項）

第三十三条（略）

2ゝ6（略）

7 法第二十六条第一項第十六号に規定する内閣府令で定める事項は、第三十条の二十三第一項第二号から第六号までに掲げる事項とする。

8 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 信託会社が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 信託会社の法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

六 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 外国信託会社が法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決

8 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第四十三条 法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

(新設)

2 前項の規定にかかわらず、外国信託会社に係る法第三十四条第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～五 (略)

(新設)

機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 外国信託会社の法第二十三條の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

3 前二項の規定にかかわらず、法第五十條の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜六 (略)

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第五十條の二第一項の登録を受けた者が法第二十三條の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第五十條の二第一項の登録を受けた者の法第二十三條の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

4 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

五 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 承認事業者が法第二十三

3 前二項の規定にかかわらず、法第五十條の二第一項の登録を受けた者に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜六 (略)

(新設)

4 前三項の規定にかかわらず、承認事業者に係る法第三十四條第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一〜四 (略)

(新設)

条の二第二項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 承認事業者の法第二十条の二第二項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

5～7 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～七 (略)

八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

5～7 (略)

(登録申請書の添付書類)

第五十一条の四 法第五十条の二第四項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～七 (略)

(新設)

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 (略)

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜六 (略)

七 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を記載した書面

イ 指定紛争解決機関が存在する場合 法第二十三条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講じようとする当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 法第二十三条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

3〜6 (略)

第五章の二 指定紛争解決機関

第一節 通則

(割合の算定)

第八十条の二 法第八十五条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程(同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第八十条の十四第二項において同じ。)の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面(次条において「意見書」という。)を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その

2 法第五十二条第二項において準用する法第八条第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一〜六 (略)

(新設)

3〜6 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

他の手続実施基本契約の内容（法第八十五条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第八十五条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた信託会社等（法第二条第十五項に規定する信託会社等をいう。以下この章において同じ。）の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたって交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第八十条の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている信託会社等（次条及び第八十条の五第二項において「すべての信託会社等」という。）の数で除して行うものとする。

（信託会社等に対する意見聴取等）

第八十条の三 法第八十五条の二第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、信託会社等に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

- 一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての信託会社等の参集の便を考慮して定めること。
- 二 当該申請をしようとする者は、すべての信託会社等に対し、説

（新設）

-
- 明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第八十条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
- イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
 - ハ 信託会社等は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
 - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 | 法第八十五条の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
- 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 すべての信託会社等の説明会への出席の有無
 - 三 すべての信託会社等の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第八十五条の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 | 前項の書類には、信託会社等から提出を受けたすべての意見書を添付するものとする。
-

(指定申請書の提出)

第八十条の四 法第八十五条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第八十条の五 法第八十五条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第八十五条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。))が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第八十条の十一第三項第三号において同じ。))である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第八十五条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 法第八十五条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第八十条の三第一項第二号の規定によりすべての信託会社等に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての信託会社等に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 信託会社等に対して業務規程等を送付した場合には、当該信託会社等に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因

3 法第八十五条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主又は総出資者の議決権（法第五条第五項に規定する総株主又は総出資者の議決権をいう。次号及び第八十条の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第八十条の八及び第八十条の九において同じ。）

の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第八十五条の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第八十五条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第八十条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第八十条の十四条において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第八十五条の九に規定する暴力団員等をいう。第八十条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

第二節 業務

（業務規程で定めるべき事項）

第八十条の六 法第八十五条の七第一項第八号に規定する内閣府令で

（新設）

（新設）

定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、その委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第八十条の七 法第八十五条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入信託会社等（法第八十五条の五第二項に規定する加入信託会社等をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入信託会社等に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第八十条の八 法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機

(新設)

(新設)

関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者

二 指定紛争解決機関の役員又は役員であった者

三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であった者

六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ

。) を行っている場合 (当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。) における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号 (第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。) に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

(子会社等)

第八十条の九 法第八十五条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないことを認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と

(新設)

- 指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであった者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第八十条の十 法第八十五条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

一 加入信託会社等の顧客が手続対象信託業務関連苦情（法第十二条第十二項に規定する手続対象信託業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入信託会社等の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入信託会社等の商号又は名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（新設）

(紛争解決委員の利害関係等)

第八十条の十一 法第八十五条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第八十五条の五第二項に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る手続対象信託業務関連紛争（法第二条第十三項に規定する手続対象信託業務関連紛争をいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者

2 法第八十五条の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

(新設)

-
- 二 財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活アドバイザーの資格
- 三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格
- 3 法第八十五条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。
- 一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
- イ 判事
- ロ 判事補
- ハ 検事
- ニ 弁護士
- ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授
- 二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者
- イ 公認会計士
- ロ 税理士
- ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授
- 三 手続対象信託業務関連苦情を処理する業務又は手続対象信託業
-

務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(手続対象信託業務関連紛争の当事者である加入信託会社等の顧客に対する説明)

第八十条の十二 指定紛争解決機関は、法第八十五条の十三第八項に規定する説明をするに当たり手続対象信託業務関連紛争の当事者である加入信託会社等の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第八十五条の十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第八十五条の十三第九項に規定する手続実施記録(次条第一項において「手続実施記録」という。)に記載されている手続対象信託業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 手続対象信託業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によっては手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは

(新設)

、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該手続対象信託業務関連紛争の当事者に通知すること。

四 手続対象信託業務関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第八十条の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第八十五条の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第八十五条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

第三節 監督

(届出事項)

第八十条の十四 指定紛争解決機関は、法第八十五条の十九の規定に

(新設)

(新設)

(新設)

よる届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第八十五条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び信託会社等の商号又は名称

二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合 信託会社等が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該信託会社等の商号又は名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 法第八十五条の十九第二号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合

二 親法人（指定紛争解決機関の総株主又は総出資者の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主又は総出資者の議決

-
- 権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更した場合
- 三 親法人が親法人でなくなった場合
- 四 子法人が子法人でなくなった場合、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有した場合
- 五 総株主又は総出資者の議決権の百分の五を超える議決権が一人により取得され、又は保有されることとなった場合
- 六 法第八十五条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となった者がいる場合
- 七 信託会社等から手続実施基本契約の締結の申込みがあった場合であつて、当該申込みを拒否した場合
- 八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知った場合
- 九 加入信託会社等又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行った事実を知った場合
- 3 前項第八号又は第九号に該当する場合の届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。
-

(紛争解決等業務に関する報告書の提出)

第八十条の十五 法第八十五条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第二十三号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(標準処理期間)

第八十三条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可、承認又は指定(以下この

(新設)

(標準処理期間)

第八十三条 内閣総理大臣、金融庁長官又は財務局長は、法、令又はこの府令の規定による免許、登録、認可又は承認に関する申請(予

項において「認可等」という。）に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、次に掲げる認可等に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

一 法第三条又は法第五十三条第一項の免許

二 法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項又は第六十七条第一項の登録（法第七条第三項（法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の登録の更新を含む。）

三 法第八十五条の二第一項の規定による指定

2
(略)

備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、法第三条又は法第五十三条第一項の免許及び法第七条第一項、第五十条の二第一項、第五十二条第一項、第五十四条第一項又は第六十七条第一項の登録（法第七条第三項（法第五十条の二第二項及び法第五十四条第二項において準用する場合を含む。）の登録の更新を含む。）に関する申請に対する処分は、二月以内にするよう努めるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

2
(略)

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入信託会社等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- (記載上の注意)
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
計		営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあっては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあっては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員の内職状況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 氏名 又は 商号 若しくは 名称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

					株
					計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第80条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入信託会社等の状況

(1) 信託会社等

番号	商号	本店の所在地	加入年月日

(2) 信託会社等以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1 1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数 (当期の状況)
(単位: 件)

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数 (当期の既済事件)
(単位: 件)

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別							小計	移送	計
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他				
計										

(記載上の注意)

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した手続対象信託業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続 (不応諾及び移送を除く。) の所要期間等 (当期の既済事件)
(単位: 件) (単位: 件)

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上 - 3 月未満	

手続実施方法	件数
面談	
電話	

3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超－140万円以下	140万円超－300万円以下	300万円超－1000万円以下	1000万円超－1億円以下	1億円超	算定不能又は不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計
計							

類型	終了事由の別								
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他	小計	不応諾	移送	計
計									

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								
									計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した手続対象信託業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法		件数
面 談 の み		
面 談 以 外	電 話	
	電 子 メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
	そ の 他	
小 計		

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）

（単位：件）

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を

受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。

○ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十五号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第二号の規定による廃止前の~~抵当証券業~~の規制等に関する法律施行規則（昭和六十三年大蔵省令第三十五号）

改正案	現行
<p>（契約締結前の書面の交付） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>九 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項</p> <p>イ 指定紛争解決機関が存在する場合 抵当証券業者が法第十九条の二第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関の商号又は名称</p> <p>ロ 指定紛争解決機関が存在しない場合 抵当証券業者の法第十九条の二第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容</p> <p>（<u>抵当証券業務に関する苦情処理措置及び紛争解決措置</u>）</p>	<p>（契約締結前の書面の交付） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第十五条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一〜八 （略）</p> <p>（新設）</p>

第十五条の三 法第十九条の二第一項第二号に規定する苦情処理措置

(新設)

として内閣府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げるすべての措置を講じること。

イ 抵当証券業務関連苦情（法第二条第五項に規定する抵当証券業務関連苦情をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 抵当証券業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するための社内規則（当該業務に関する社内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 抵当証券業務関連苦情の申出先を顧客に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの社内規則を公表すること。

二 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

三 令第五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

四 抵当証券業務関連苦情の処理に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第四十条の二第一項第一号に規定する法人をいう。次項第四号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により抵当証券業務関連苦情の処理を図ること。

2 | 法第十九条の二第一項第二号に規定する紛争解決措置として内閣

府令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により抵当証券業務関連紛争（法第二条第六項に規定する抵当証券業務関連紛争をいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

三 令第五条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

四 抵当証券業務関連紛争の解決に関する業務を公正かつ適確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により抵当証券業務関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第四号及び前項第四号に限る。）の規定にかかわらず、抵当証券業者は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により抵当証券業務関連苦情の処理又は抵当証券業務関連紛争の解決を図つてはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第四十三条の二十四第一項の規定により法第四十三条の二第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（法第四十三条の二第一項第四号に規定する役員をいう。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ロ 法第四十三条の二十四第一項の規定により法第四十三条の二第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第五条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（割合の算定）

第二十二条の二 法第四十三条の二第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下この条、次条第一項及び第二十二条の十四第二項において同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議が

（新設）

ある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第四十三条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第四十三条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならぬこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するため必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた抵当証券業者の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二十二條の四において同じ。）に金融庁長官により公表されている抵当証券業者（次条及び第二十二條の五第二項において「すべての抵当証券業者」という。）の数で除して行うものとする。

（抵当証券業者に対する意見聴取等）

第二十二條の三 法第四十三條の二第一項の申請をしようとする者は、同條第二項の規定により、抵当証券業者に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合には、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、すべての抵当証券業者の参加の便を考慮して定めること。

（新設）

- 二 当該申請をしようとする者は、すべての抵当証券業者に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最初の説明会の開催日）の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（次条及び第二十二條の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。
 - イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
 - ロ 説明会の開催年月日時及び場所
 - ハ 抵当証券業者は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合には、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
 - 三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。
- 2 法第四十三條の二第二項に規定する結果を記載した書類には、次に掲げる事項のすべてを記載しなければならない。
 - 一 すべての説明会の開催年月日時及び場所
 - 二 すべての抵当証券業者の説明会への出席の有無
 - 三 すべての抵当証券業者の意見書の提出の有無
 - 四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
 - 五 提出を受けた意見書に法第四十三條の二第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由
- 3 前項の書類には、抵当証券業者から提出を受けたすべての意見書

を添付するものとする。

(指定申請書の提出)

第二十二条の四 法第四十三条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(新設)

(指定申請書の添付書類)

第二十二条の五 法第四十三条の三第二項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

(新設)

一 法第四十三条の二第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの(同項の規定による指定を受けようとする者(第三項において「申請者」という。)(が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人(同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二十二条の十一第三項第三号において同じ。))である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの)

二 法第四十三条の二第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2 | 法第四十三条の三第二項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二十二条の三第一項第二号の規定によりすべての抵当証券業

者に対して交付し、又は送付した業務規程等

二 すべての抵当証券業者に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三 抵当証券業者に対して業務規程等を送付した場合には、当該抵当証券業者に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類

イ 到達した場合 到達した年月日

ロ 到達しなかつた場合 通常の送付方法によつて到達しなかつた原因

3 | 法第四十三條の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（第三條第一号に規定する総株主等の議決権をいう。以下この項及び第二十二條の十四第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（法第四十三條の二第一項第四号に規定する役員をいう。）

以下この項、第二十二条の八及び第二十二條の九において同じ。

（の住民票の抄本（役員が日本の国籍を有しない場合には、外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれに代わる書面（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）

四 役員が法第四十三條の二第一項第四号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

五 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）

六 紛争解決委員（法第四十三條の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二十二条の十二第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この号及び次号並びに第二十二条の十四において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

七 役員等が、暴力団員等（法第四十三條の九に規定する暴力団員等をいう。第二十二条の十四第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面

八 その他参考となるべき事項を記載した書類

（業務規程で定めるべき事項）

第二十二条の六 法第四十三條の七第一項第八号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

（新設）

- 一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務
所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項
- 三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項
- 四 苦情処理手続又は紛争解決手続の業務を委託する場合には、そ
の委託に関する事項
- 五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項

(手続実施基本契約の内容)

第二十二条の七 法第四十三条の七第二項第十一号に規定する内閣府令で定める事項は、指定紛争解決機関は、当事者である加入抵当証券業者（法第四十三条の五第二項に規定する加入抵当証券業者をいう。以下同じ。）の顧客の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入抵当証券業者に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

(実質的支配者等)

第二十二条の八 法第四十三条の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関の株式の所有、指定紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響

(新設)

(新設)

- を与えることができないことが明らかでないと認められる者とする。
- 一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、指定紛争解決機関の議決権の三分の一以上を占めている場合（当該特定の者が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該特定の者
 - 二 指定紛争解決機関の役員又は役員であつた者
 - 三 指定紛争解決機関の役員の子親等以内の親族
 - 四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者
 - 五 指定紛争解決機関の役員の子の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者
 - 六 指定紛争解決機関との間で指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者
 - 七 指定紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ

。)
（）を行つている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二十二條の九 法第四十三條の七第四項第三号に規定する指定紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして内閣府令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでないとして認められる者とする。

一 指定紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と

（新設）

-
- 指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この号及び第五号において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等
- 二 指定紛争解決機関の役員若しくは指定紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者
- 三 指定紛争解決機関の役員の三親等以内の親族
- 四 前二号に掲げる者を代表者とする者
- 五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等
- 六 指定紛争解決機関が特定の者との間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者
- 七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定紛争解決機関が融資を行っている場合（指定紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者
-

八 前各号に掲げる者のほか、指定紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二十二条の十 法第四十三条の十一の規定により、指定紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならない。

- 一 加入担当証券業者の顧客が担当証券業務関連苦情（法第二条第五項に規定する担当証券業務関連苦情をいう。次条第三項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容
- 二 前号の申立てをした加入担当証券業者の顧客及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入担当証券業者の商号又は名称
- 三 苦情処理手続の実施の経緯
- 四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 前項の記録は、作成後五年間これを保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

（新設）

第二十二條の十一 法第四十三條の十三第三項に規定する同條第一項

(新設)

の申立てに係る法第四十三條の五第二項に規定する当事者(以下この項において単に「当事者」という。)と利害關係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であつた者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであつた者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る抵当証券業務関連紛争(法第二條第六項に規定する抵当証券業務関連紛争をいう。次條において同じ。)について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであつた者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなつた日から三年を経過しない者

2

法第四十三條の十三第三項第三号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第十三條第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。)に應ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 財団法人日本産業協会(大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。)が付与する消費生

活アドバイザーの資格

三 財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

3 法第四十三条の十三第三項第五号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 抵当証券業務関連苦情を処理する業務又は抵当証券業務関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、顧客の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した

期間が通算して十年以上である者

四 金融庁長官が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者

(抵当証券業務関連紛争の当事者である加入抵当証券業者の顧客に対する説明)

第二十二條の十二 指定紛争解決機関は、法第四十三條の第十三第八項に規定する説明をするに当たり抵当証券業務関連紛争の当事者である加入抵当証券業者の顧客から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第四十三條の第十三第八項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第四十三條の第十三第九項に規定する手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている抵当証券業務関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 抵当証券業務関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては抵当証券業務関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該抵当証券業務関連紛争の当事者に通知すること。

(新設)

四 抵当証券業務関連連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

(手続実施記録の保存及び作成)

第二十二條の十三 指定紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第四十三條の十三第九項第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 紛争解決手続において請求がされた年月日及び当該請求の内容
- 二 紛争解決手続において特別調停案（法第四十三條の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日
- 三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

(届出事項)

第二十二條の十四 指定紛争解決機関は、法第四十三條の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

-
- 一 法第四十三条の十九第一号に掲げる場合 手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び抵当証券業者の商号又は名称
- 二 次項第六号に掲げる場合 指定紛争解決機関の役員等となつた者が暴力団員等でないことの当該役員等となつた者による誓約
- 三 次項第七号に掲げる場合 抵当証券業者が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが確実でないと見込まれる理由及び当該抵当証券業者の商号又は名称
- 四 次項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる事項
- イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称
 - ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名
 - ハ 行為の概要
 - ニ 改善策
- 2 法第四十三条の十九第二号に規定する内閣府令で定めるときは、次に掲げるときとする。
- 一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき。
 - 二 親法人（指定紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき。
 - 三 親法人が親法人でなくなつたとき。
-

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき。

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき。

六 法第四十三条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定紛争解決機関の役員等となつた者がいるとき。

七 抵当証券業者から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき。

八 指定紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき。

九 加入抵当証券業者又はその役員等が指定紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき。

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定紛争解決機関が知つた日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二十二條の十五 法第四十三条の二十第一項の規定による指定紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に金融庁長官に提

（新設）

出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

5 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

(標準処理期間)

第二十六条 金融庁長官は、次の各号に掲げる指定又は認可に関する申請があつた場合には、その申請がその事務所に到達してから当該各号に定める期間内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

- 一 法第四十三条の二第一項の規定による指定に関する申請 二月
- 二 法第四十三条の七第七項又は法第四十三条の二十三第一項の規

(標準処理期間)

第二十六条 (新設)

定による認可に関する申請 一月

2| (略)

3| 前二項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

1| (略)

2| 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要と認められる資料を追加するために要する期間

年 月 日提出

業 務 に 関 す る 報 告 書

第 期

〔 年 月 日から
年 月 日まで 〕

金融庁長官 殿

提出者（郵便番号）

所在地

電話番号（ ） -

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名

印

目 次

- 1 紛争解決等業務の概要
 - 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
 - 3 組織に関する事項
 - 4 紛争解決委員及び役職員の増減
 - 5 役員の氏名等
 - 6 他の事業の種類及び内容
 - 7 役員の兼職状況
 - 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
 - 9 意思決定機関の状況
 - 10 加入抵当証券業者等の状況
 - 11 紛争解決等業務の状況
 - (1) 苦情処理手続の実施状況
 - (2) 紛争解決手続の実施状況
 - (3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳
 - 12 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
 - 13 その他特記事項
- （記載上の注意）
この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 1 紛争解決等業務の概要

- 2 紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名 称 (設置年月日)	所 在 地	業務を行う 日及び時間
----------------	-------	----------------

(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
(年 月 日)	郵便番号 ー 電話番号 () ー 電子メールアドレス	
	計	営業所 事務所

3 組織に関する事項

--

4 紛争解決委員及び役職員の増減

(単位：人)

区 分	前 期 末	当 期 末	増 減
紛 争 解 決 委 員			

役員			
(うち非常勤役員)	()	()	()
職員			
その他			
合計			

(記載上の注意)

- 1 「役員」とは、法人にあつては役員、法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものにあつては代表者又は管理人をいう。
- 2 「職員」は、紛争解決等業務に従事する職員をいう。
- 3 「その他」欄には、一時的又は臨時に雇用している従業員について記載すること。
- 5 役員の名等

(フリガナ) 氏名又は商号 若しくは名称 生年月日	職名又は呼称	本籍 (外国人にあつては国籍)	略 歴	備 考
		住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地		
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
----- 年 月 日				

----- 年 月 日				
----- 年 月 日				
計 名				

(記載上の注意)

- 1 「略歴」欄には、職歴を簡潔に記載すること。
- 2 代表権を有する者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 6 他の事業の種類及び内容

--

(記載上の注意)

- 1 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
- 2 「事業の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 7 役員 の 兼 職 状 況

(フリガナ)	役員を使用する者の氏名及び住所又は役員を役員若しくは使用人とする法人の商号又は名称及び主たる営業所又は事務所の所在地(役員が他の事業を営んでいるときはその旨)	事業の種類又は法人の業務の種類
役員 の 氏 名 又 は 商 号 若 し く は 名 称		

(記載上の注意)

- 1 欄中の「法人」には、法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。
 - 2 「他の事業」とは、紛争解決等業務以外の業務を行う事業をいう。
 - 3 「事業の種類」及び「業務の種類」は、日本標準産業分類表細分類により記載すること。
- 8 主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等

(フリガナ) ----- 氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	議決権 の割合	主要議決権所 有者並びに親 法人及び子法 人の別	議決権が株式 である場合は 株式の数
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株
-----				株

				株
				計 株

(記載上の注意)

「主要議決権所有者」とは、指定紛争解決機関の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権を保有している株主、社員又は出資者をいい、「親法人」とは第22条の14第2項第2号の親法人、「子法人」とは同号の子法人をいう。

9 意思決定機関の状況

--

(記載上の注意)

株主総会、社員総会等の意思決定機関の会議（紛争解決等業務に関する事項が取り扱われたものに限る。）について、会議の種類、開催の年月日及び決議した事項その他会議に関する重要な事項を記載すること。

10 加入抵当証券業者等の状況

(1) 抵当証券業者

番号	商号又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	加入年月日

(2) 抵当証券業者以外の加入者

番号	氏名又は商号 若しくは名称	住所又は主たる営業所 若しくは事務所の所在地	主要な事業の内容	加入年月日

(記載上の注意)

記載基準日は事業年度の末日とする。

1.1 紛争解決等業務の状況

(1) 苦情処理手続の実施状況

ア 苦情処理手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

（記載上の注意）

「新受」には、当期に受け付けた苦情処理手続の件数をすべて計上すること。

イ 苦情処理手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）
（単位：件）

類型	当事者の別		
	顧客が法人	顧客が個人	計
計			

類型	終了事由の別								
	不開始	解決	移行	不応諾	不調	その他	小計	移送	計
計									

（記載上の注意）

- 「類型」には、苦情処理手続を実施した抵当証券業務関連苦情の種類をそれぞれ記載すること。
- 「移行」とは、紛争解決手続への移行をいう。

ウ 苦情処理手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）
（単位：件）

所要期間	件数
1月未満	

手続実施方法	件数
面談	

1月以上－3月未満	
3月以上－6月未満	
6月以上	
計	

電 話	
電子メール	
ファクシミリ	
文書の送付	
その他	

エ 苦情処理手続の料金等の総額（当期の状況）
（単位：千円）

料金・費用		
料金額	費用額	計

(2) 紛争解決手続の実施状況

ア 紛争解決手続の受付件数（当期の状況）
（単位：件）

受付事件内訳		
新受	既済	未済

(記載上の注意)

「新受」には、当期に受け付けた紛争解決手続の件数をすべて計上すること。

イ 紛争解決手続の類型別の内訳件数（当期の既済事件）

（単位：件）

類型	請求の価額の別							計
	60万円以下	60万円超 －140万 円以下	140万円 超－300 万円以下	300万円 超－1000 万円以下	1000万円 超－1億 円以下	1億円超	算定不 能又は 不明	
計								

類型	当事者の別			代理人（法定代理人を除く。）の別			
	顧客が法人	顧客が個人	計	双方代理人	一方代理人	代理人なし	計

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

類型	終了事由の別						小計	不応諾	移送	計
	成立	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	その他					
計										

ウ 紛争解決手続の類型別の紛争解決委員を選任した人数（当期の既済事件）
（単位：人）

類型	紛争解決委員の別								計
計									

（記載上の注意）

- 1 「類型」には、紛争解決手続を実施した抵当証券業務関連紛争の種類をそれぞれ記載すること。
- 2 紛争解決委員の職業ごとに整理した上、各類型ごとの件数を記載すること。
- 3 複数の紛争解決委員を選任した場合には、その職業ごとに記載すること。

エ 紛争解決手続（不応諾及び移送を除く。）の所要期間等（当期の既済事件）

（単位：件）

所要期間	件数
1 月未満	
1 月以上－3 月未満	
3 月以上－6 月未満	
6 月以上－1 年未満	
1 年以上－2 年未満	
2 年以上	
計	

（単位：件）

所要回数	件数
1 回	
2 回	
3 回	
4 回	
5－10回	
11回以上	
計	

（単位：件）

手続実施方法	件数	
面 談 の み		
面 談 以 外	電 話	
	電 子 メール	
	ファクシミリ	
	文書の送付	
	そ の 他	
小 計		

(記載上の注意)

「面談以外」には、面談と併用した場合を含む。

オ 紛争解決手続の料金等の総額 (当期の状況)
(単位: 千円)

料金・費用		
料金額	費用額	計

(3) 紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳 (当期の状況)

(単位: 件)

類型	苦情処理手続に関するもの	紛争解決手続に関するもの	その他	合計
指定紛争解決機関の窓口業務に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の選任の方法に関するもの				
手続実施者又は紛争解決委員の資質・能力に関するもの				
手続の進行に関するもの				
資料の保管・返還、秘密の保持に関するもの				
報酬・費用に関するもの				
苦情処理手続又は紛争解決手続の結果に関するもの				
その他				
計				

(記載上の注意)

苦情の対象類型ごとに整理した上、各類型ごとの苦情件数を記載すること。

1 2 他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況

--

1 3 その他特記事項

--

(記載上の注意)

指定紛争解決機関の役員 (法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものにあ

つては、その代表者又は管理人)、紛争解決委員等の関係者が刑罰以上の刑に処せられた場合、逮捕、勾留された場合、刑事事件に関し起訴された場合、重要な不利益処分を受けた場合、指定紛争解決機関が裁判手続の当事者となつた場合等に、その概要を記載すること。

改正案	現行
<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>又 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項</p> <p>(1) 指定信用事業等紛争解決機関（中小企業等協同組合法第六十九条の五に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。）が存在する場合 当該信用協同組合等が同法第九條の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約（同法第九條の七の三第一項第一号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。）を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称</p>	<p>（預金者等に対する情報の提供）</p> <p>第四十一条 信用協同組合等は、銀行法第十二条の二第一項の規定により預金者等（預金者及び定期積金の積金者をいう。以下同じ。）に対する情報の提供を行う場合には、次に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 商品の内容に関する情報のうち次に掲げる事項（以下この条において「商品情報」という。）を記載した書面を用いて行う預金者等の求めに応じた説明及びその交付</p> <p>イ～リ （略）</p> <p>（新設）</p>

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用

協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦情処理措置（同法第九条の九の三第二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。第六十九条第一項第四号ハ及び第一百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）及び紛争解決措置（同法第九条の九の三第二項第二号に規定する紛争解決措置をいう。第六十九条第一項第四号ハ及び第一百十条の二十五第一項第十八号ロにおいて同じ。）の内容

ル
(略)

五・六 (略)

254 (略)

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用協同組合等が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

ヌ
(略)

五・六 (略)

254 (略)

(内部規則等)

第五十条 信用協同組合等は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

(1) 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協

同組合等が中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用

協同組合等の中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第

二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

五・六 (略)

2 (略)

(信用協同組合代理業に係る内部規則等)

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全か

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第六十九条 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

四 信用協同組合等の事業の運営に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

(新設)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

2 (略)

(信用協同組合代理業に係る内部規則等)

第九十五条 信用協同組合代理業者は、その行う信用協同組合代理業の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全か

つ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が講ずる中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項に定める措置の内容の説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

第百十条の四 削除

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

つ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合の期限日）
第百十条の四 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて同条第三項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第一百十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、申出者（同項に規定する申出者をいう。）は、同条第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約（同項に規定する対象契約をいう。第一百十条の七の二において同じ。）に関して特定投資家（金融商品取引法第二十三条第一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱われることになる旨とする。

（削る）

第一百十条の五 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下この条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二十三条第一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の顧客として取り扱う旨

（削る）

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家以外の顧客として取り扱われることになる旨

（削る）

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第一百十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融

（情報通信の技術を利用した提供）

第一百十条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融

商品取引法第三十四条の三第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第一百条の七 令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百条の七の三第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの
- 二（略）

（特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項）

第一百条の七の二 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項の規定による承諾をする日（第四号及び第五号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定預金等契約である旨

三 復帰申出者（準用金融商品取引法第三十四条の二第十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。）が次に掲

商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二（略）

2・3（略）

（電磁的方法の種類及び内容）

第一百条の七 令第五条の七第一項及び第五条の八第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 前条第一項各号又は第一百条の十第一項各号に掲げる方法のうち信用協同組合等又は信用協同組合代理業者が使用するもの
- 二（略）

（新設）

げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合（同条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適当ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨

（情報通信の技術を利用した同意の取得）

第一百十条の七の三 準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項（準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の二第十二項の規定により同意を得ようとする相手方（以下この条において「顧客」という。）の使用に係る電

（新設）

子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

(特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第百十条の八 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百十条の十において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて承諾日（同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第一百十条の十において同じ。）から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十の二において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて同条第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である法人が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の九 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者（準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。）が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の

定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である法人が更新申出をするために必要な期間)

第一百十條の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第一百十條の十 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「顧客」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 信用協同組合等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された顧客の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該顧客の閲覧に供し、当該信用協同組合等の使用に係る電

子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

2| 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法
前項各号に掲げる方法は、信用協同組合等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3| 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、信用協同組合等の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新設)

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第一百十条の十の二 準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の三第十項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号、次条第二項、第一百十條の十四第二項第三号及び第一百十條の十四の二において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四條の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第一百十條の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第一百十條の十二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

- 一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四條の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第一百十條の十四において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二・三 (略)

(特定投資家以外の顧客である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第一百十條の十三 準用金融商品取引法第三十四條の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する内閣府令で定める場合は、信用協同組合等が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該信用協同組合等の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 (略)

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の

四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第一百条の十四の二において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第一百十条の十四の三において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の

四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する内閣府令で定める日は、信用協同組合等が前項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の顧客である個人が同意を行う書面の記載事項）

第一百十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する内閣府令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の

定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の顧客である個人が更新申出をするために必要な期間)

第一百十条の十四の二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項に規定する内閣府令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。)

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであっても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾を行った信用協同組合等のみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(新設)

(新設)

(特定投資家以外の顧客への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項)

第一百十条の十四の三 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定により承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定預金等契約である旨
- 三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の顧客として取り扱う旨

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第一百十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)
に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第一百十条の二十五第一項第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第一百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客

(新設)

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 第一百十条の二第二号に掲げるもの(同条第一号又は第三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」という。)
に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定預金等契約について準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及び第三号から第五号まで並びに第一百十条の二十五第一項第一号、第十一号及び第十七号に掲げる事項を、第一百十条の二十一に規定する方法に準ずる方法により記載した書面(以下「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客から契約

客から契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。

二・三 (略)

254 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一5十七 (略)

十八 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 指定信用事業等紛争解決機関が存在する場合 当該信用協同

組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合が中

小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第一号に定める手続

実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の

相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該信用協

同組合等又は当該信用協同組合代理業者の所属信用協同組合の

中小企業等協同組合法第九条の九の三第一項第二号に定める苦

情処理措置及び紛争解決措置の内容

十九 (略)

2 (略)

締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に
限る。

二・三 (略)

254 (略)

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一百条の二十五 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一5十七 (略)

(新設)

十八 (略)

2 (略)

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第一百十條の二十八 準用金融商品取引法第三十八條第三号に規定する金融商品取引法第六十六條の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第六十六條の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二條第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第一百十條の二十八の二 準用金融商品取引法第三十八條第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四條の二第五項の規定により特定投

(新設)

(禁止行為)

第一百十條の二十八 準用金融商品取引法第三十八條第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四條の二第五項の規定により特定投

資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ（略）

二〜六（略）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜二十一（略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四号第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組

資家以外の顧客とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介をする行為

イ〜ハ（略）

二〜六（略）

（届出事項）

第百十一条 法第七条の二第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〜二十一（略）

二十二 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第一号から第六号まで及び第八号に掲げる事項について定款の変更をした場合

二十三 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組

合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ・ニ（略）

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第四条第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五・二十五の二（略）

2
2
7
（略）

合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をしようとする場合（次に掲げる場合を除く。）

イ・ニ（略）

二十四 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令第二条の三第七号に掲げる事項について定款の変更をした場合（前号イからニまでに掲げる場合に該当する場合に限る。）

二十五・二十五の二（略）

2
2
7
（略）

改正案	現行
<p>（契約締結時交付書面の記載事項）</p> <p>第二百三十四条 投資証券募集等契約が成立したときに作成する法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該設立企画人の商号、名称又は氏名 二 当該投資証券募集等契約の概要（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の銘柄、数及び価格を含む。） 三 当該投資証券募集等契約の成立の年月日 四 当該投資証券募集等契約に係る手数料等に関する事項 五 顧客の氏名又は名称 六 顧客が当該設立企画人に連絡する方法 <p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第二百三十四条の二 法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該投資証券募集等契約に係る投資証券の原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第二号に規定する 	<p>（契約締結時交付書面の記載事項）</p> <p>第二百三十四条 投資証券募集等契約が成立したときに作成する法第百九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載して作成しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該設立企画人の商号、名称又は氏名 二 当該投資証券募集等契約の概要（当該投資証券募集等契約に係る投資証券の銘柄、数及び価格を含む。） 三 当該投資証券募集等契約の成立の年月日 四 当該投資証券募集等契約に係る手数料等に関する事項 五 顧客の氏名又は名称 六 顧客が当該設立企画人に連絡する方法 <p>（新設）</p>

原資産をいう。)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付
(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、
実質的に当該投資証券の信用状態に関する評価を対象とする信用
格付と認められる信用格付を除く。次号において同じ。)

二 前号に掲げるもののほか、当該投資証券募集等契約に係る投資
証券以外の投資証券又は当該投資証券の発行者以外の者の信用状
態に関する評価を主たる対象とする信用格付

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二百三十四条の三 法第九十七条において準用する金融商品取引
法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げ
るものとする。

一 法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格
付をいう。以下のこの条において同じ。)を付与した者に関する
次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)
の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる

(新設)

方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、投資証券募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第二百三十条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

- 二 投資証券募集等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 投資証券募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対

(禁止行為)

第二百三十五条 法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、法第九十七条において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び投資証券募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、投資証券募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第二百三十条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

- 二 投資証券募集等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

三 投資証券募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対

し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 投資証券募集等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）

四 投資証券募集等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

○ 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）

改正案	現行
<p>（契約締結時交付書面の記載事項）</p> <p>第十六条 募集等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称又は氏名 二 当該募集等契約の概要（当該募集等契約に係る資産対応証券の銘柄、数及び価格を含む。） 三 当該募集等契約の成立の年月日 四 当該募集等契約に係る手数料等に関する事項 五 顧客の氏名又は名称 六 顧客が当該特定目的会社又は特定譲渡人に連絡する方法 <p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第十六条の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該募集等契約に係る資産対応証券の原資産（金融商品取引業 	<p>（契約締結時交付書面の記載事項）</p> <p>第十六条 募集等契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該特定目的会社又は特定譲渡人の商号、名称又は氏名 二 当該募集等契約の概要（当該募集等契約に係る資産対応証券の銘柄、数及び価格を含む。） 三 当該募集等契約の成立の年月日 四 当該募集等契約に係る手数料等に関する事項 五 顧客の氏名又は名称 六 顧客が当該特定目的会社又は特定譲渡人に連絡する方法 <p>（新設）</p>

等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第二号に規定する原資産をいう。)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、実質的に当該資産対応証券の信用状態に関する評価を対象とする信用格付と認められる信用格付を除く。次号において同じ。)

二 前号に掲げるもののほか、当該募集等契約に係る資産対応証券以外の資産対応証券又は当該資産対応証券の発行者以外の者の信用状態に関する評価を主たる対象とする信用格付

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる

(新設)

方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

- ロ 第十一条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）
- 二 募集等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又は

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、募集等契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

- ロ 第十一条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）
- 二 募集等契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為
- 三 募集等契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の提供を約させ、又は

これを提供させる行為を含む。）

四 募集等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

これを提供させる行為を含む。）

四 募集等契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

○ 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）

改正案	現行
<p>（契約締結時交付書面の記載事項）</p> <p>第十六条 受益証券の募集等に関する契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該原委託者の商号、名称又は氏名 二 当該受益証券の募集等に関する契約の概要（当該受益証券の銘柄、数及び価格を含む。） 三 当該受益証券の募集等に関する契約の成立の年月日 四 当該受益証券の募集等に関する契約に係る手数料等に関する事項 五 顧客の氏名又は名称 六 顧客が当該原委託者に連絡する方法 <p>（投資者の保護に欠けるおそれが少ないと認められる信用格付）</p> <p>第十六条の二 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該募集等に関する契約に係る受益証券の原資産（金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第二号に規定する 	<p>（契約締結時交付書面の記載事項）</p> <p>第十六条 受益証券の募集等に関する契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 当該原委託者の商号、名称又は氏名 二 当該受益証券の募集等に関する契約の概要（当該受益証券の銘柄、数及び価格を含む。） 三 当該受益証券の募集等に関する契約の成立の年月日 四 当該受益証券の募集等に関する契約に係る手数料等に関する事項 五 顧客の氏名又は名称 六 顧客が当該原委託者に連絡する方法 <p>（新設）</p>

原資産をいう。)の信用状態に関する評価を対象とする信用格付
(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいい、
実質的に当該受益証券の信用状態に関する評価を対象とする信用
格付と認められる信用格付を除く。次号において同じ。)

二 前号に掲げるもののほか、当該募集等に関する契約に係る受益
証券以外の受益証券又は当該受益証券の発行者以外の者の信用状
態に関する評価を主たる対象とする信用格付

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第十六条の三 準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する内閣
府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付(金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格
付をいう。以下この条において同じ。)を付与した者に関する次
に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの
を含む。)であるときは、役員(法人でない団体で代表者又は
管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)
の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる
方針及び方法の概要

(新設)

四 信用格付の前提、意義及び限界

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、受益証券の募集等に関する契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第十一条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

- 二 受益証券の募集等に関する契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

- 三 受益証券の募集等に関する契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の

(禁止行為)

第十七条 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客（特定投資家（金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいう。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項について顧客の知識、経験、財産の状況及び募集等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、受益証券の募集等に関する契約を締結する行為

イ 契約締結前交付書面

ロ 第十一条に規定する場合にあつては、同条に規定する目論見書（同条の規定により当該目論見書と一体のものとして交付される書面がある場合には、当該目論見書及び当該書面）

- 二 受益証券の募集等に関する契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をし、又は重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為

- 三 受益証券の募集等に関する契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為（第三者をして特別の利益の

提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
四 受益証券の募集等に関する契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。）
四 受益証券の募集等に関する契約の締結又は解約に関し、顧客（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

○ 内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>別表（第一条関係） 一〇五十九（略） 六十 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に 関する内閣府令（平成 年内閣府令第 号）</p>	<p>別表（第一条関係） 一〇五十九（略） （新設）</p>

附 則

(特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家による申出の方法)

第二条 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）
附則第三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十条の二第一項（改正法第三条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二、改正法附則第九条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の五の二、改正法第七条の規定による改正後の信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二、改正法第八条の規定による改正後の長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第十七条の二、改正法第十条の規定による改正後の銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の四及び第五十二条の二の五、改正法第十二条の規定による改正後

の保険業法（平成七年法律第百五号）第三百条の二並びに改正法第十四条の規定による改正後の信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二（改正法第十二条の規定による改正後の保険業法第九十条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による申出をする場合には、当該申出に係る新金融商品取引法第三十四条の二第一項の契約の種類（改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十四条の二第二項（改正法第三条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条の二、改正法附則第九条の規定による改正前の協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二、改正法第七条の規定による改正前の信用金庫法第八十九条の二、改正法第八条の規定による改正前の長期信用銀行法第十七条の二、改正法第十条の規定による改正前の銀行法第十三条の四及び第五十二条の二の五、改正法第十二条の規定による改正前の保険業法第三百条の二並びに改正法第十四条の規定による改正前の信託業法第二十四条の二（改正法第十二条の規定による改正前の保険業法第九十九条第八項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。

(分別管理の適用除外とならない取引)

第三条 金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 年

政令第 号)附則第三条に規定する内閣府令で定めるものは、個人(金融商品取引法第二条に規定す

る定義に関する内閣府令(平成五年大蔵省令第十四号)第十条第一項第二十四号ロ(1)に掲げる要件に該当

する業務執行組合員等(同項第二十三号に規定する業務執行組合員等をいう。以下この条において同じ。

)が業務執行組合員等として取引を行う場合における当該業務執行組合員等を除く。)を相手方とする有

価証券関連店頭デリバティブ取引(次に掲げる取引をいい、決済のために行うものを除く。)とする。

一 新金融商品取引法第二十八条第八項第四号イに掲げる取引(当該個人が、将来の一定の時期における

その所有に係る株券の売付けを約するとともに、当該株券を当該売付けの相手方となる金融商品取引業

者(新金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三号において同じ。)に貸

し付けるものを除く。)

二 新金融商品取引法第二十八条第八項第四号ロに掲げる取引

三 新金融商品取引法第二十八条第八項第四号ハに掲げる取引(同号ハに規定する権利を行使することに

- より成立する取引が同号イ若しくはロに掲げる取引又は同号ハ(1)に掲げる取引であるもの（当該個人が
- 、その所有に係る株券の買付けを成立させることができる権利を金融商品取引業者に付与するとともに
- 、当該株券を当該金融商品取引業者に貸し付けるものを除く。）に限る。）